

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)	(第一条関係)	1
○電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)	(第二条関係)	33
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八十号)	(第三条関係)	130
○独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)	(第四条関係)	192
○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)	(第五条関係)	193
○電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律七十二号)	(第六条関係)	197

(附則)

○港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)	(附則第十三条関係)	202
○土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)	(附則第十四条関係)	204
○道路法(昭和二十七年法律第八十号)	(附則第十五条関係)	206
○ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)	(附則第十六条関係)	208
○熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)	(附則第十七条関係)	209
○電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)	(附則第十八条関係)	210
○電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)	(附則第十九条関係)	211
○公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)	(附則第二十条関係)	212
○国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)	(附則第二十一条関係)	213
○共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)	(附則第二十二条関係)	215
○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)	(附則第二十三条関係)	216
○電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)	(附則第二十四条関係)	219
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)	(附則第二十五条関係)	224
○無電柱化の推進に関する法律(平成二十八年法律第一百二十二号)	(附則第二十六条関係)	225

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）（附則第二十四条関係）	226
○経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（附則第二十五条関係）	228
○大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（附則第二十六条関係）	229
○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（附則第二十七条関係）	231
○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）（附則第二十八条関係）	232
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）（附則第二十九条関係）	233
○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）（附則第三十条関係）	235

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)(第一条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 電気事業</p> <p>第一節 小売電気事業</p> <p>第一款 事業の登録(第二条の二―第二条の十二)</p> <p>第二款 業務(第二条の十二―第二条の十七)</p> <p>第二節 一般送配電事業</p> <p>第一款 事業の許可(第三条―第十六条)</p> <p>第二款 業務(第十七条―第二十七条)</p> <p>第三款 会計及び財務(第二十七条の二・第二十七条の三)</p> <p>第三節 送電事業(第二十七条の四―第二十七条の十二)</p> <p>第四節 特定送配電事業(第二十七条の十三―第二十七条の二十六)</p> <p>第五節 発電事業(第二十七条の二十七―第二十七条の二十九)</p> <p>第六節 特定供給(第二十七条の三十)</p> <p>第七節 広域的運営</p> <p>第一款 電気事業者等の相互の協調(第二十八条・第二十八条の二)</p> <p>第二款 特定自家用電気工作物設置者の届出(第二十八条)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 電気事業</p> <p>第一節 小売電気事業</p> <p>第一款 事業の登録(第二条の二―第二条の十二)</p> <p>第二款 業務(第二条の十二―第二条の十七)</p> <p>第二節 一般送配電事業</p> <p>第一款 事業の許可(第三条―第十六条)</p> <p>第二款 業務(第十七条―第二十七条)</p> <p>第三款 会計及び財務(第二十七条の二・第二十七条の三)</p> <p>第三節 送電事業(第二十七条の四―第二十七条の十二)</p> <p>第四節 特定送配電事業(第二十七条の十三―第二十七条の二十六)</p> <p>第五節 発電事業(第二十七条の二十七―第二十七条の二十九)</p> <p>第六節 特定供給(第二十七条の三十)</p> <p>第七節 広域的運営</p> <p>第一款 電気事業者相互の協調(第二十八条・第二十八条の二)</p> <p>第二款 特定自家用電気工作物設置者の届出(第二十八条)</p>

の三)

第三款 広域的運営推進機関

第一目 総則(第二十八条の四―第二十八条の九)

第二目 会員(第二十八条の十一―第二十八条の十二)

第三目 設立(第二十八条の十三―第二十八条の十七)

第四目 管理(第二十八条の十八―第二十八条の三十)

第五目 総会(第二十八条の三十一―第二十八条の三十

九)

第六目 業務(第二十八条の四十一―第二十八条の四十七

)

第七目 財務及び会計(第二十八条の四十八―第二十八

条の五十二)

第八目 監督(第二十八条の五十三)

第九目 雑則(第二十八条の五十四)

第四款 供給計画(第二十九条・第三十条)

第五款 災害等への対応(第三十一条―第三十四条)

第六款 電気の使用制限等(第三十四条の二)

第八節 あつせん及び仲裁(第三十五条―第三十七条の二)

第三章 電気工作物

第一節 定義(第三十八条)

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合(第三十九条―第四十一条)

第二款 自主的な保安(第四十二条―第四十六条)

第三款 環境影響評価に関する特例(第四十六条の二―第

四十六条の二十三)

第四款 工事計画及び検査(第四十七条―第五十五条)

の三)

第三款 広域的運営推進機関

第一目 総則(第二十八条の四―第二十八条の九)

第二目 会員(第二十八条の十一―第二十八条の十二)

第三目 設立(第二十八条の十三―第二十八条の十七)

第四目 管理(第二十八条の十八―第二十八条の三十)

第五目 総会(第二十八条の三十一―第二十八条の三十

九)

第六目 業務(第二十八条の四十一―第二十八条の四十六

)

第七目 財務及び会計(第二十八条の四十七―第二十八

条の五十)

第八目 監督(第二十八条の五十一)

第九目 雑則(第二十八条の五十二)

第四款 供給計画(第二十九条・第三十条)

第五款 供給命令等(第三十一条―第三十三条)

第六款 電気の使用制限等(第三十四条)

第八節 あつせん及び仲裁(第三十五条―第三十七条の二)

第三章 電気工作物

第一節 定義(第三十八条)

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合(第三十九条―第四十一条)

第二款 自主的な保安(第四十二条―第四十六条)

第三款 環境影響評価に関する特例(第四十六条の二―第

四十六条の二十三)

第四款 工事計画及び検査(第四十七条―第五十五条)

第五款 承継（第五十五条の二）

第三節 一般用電気工作物（第五十六条―第五十七条の二）

第四章 土地等の使用（第五十八条―第六十六条）

第五章 電力・ガス取引監視等委員会（第六十六条の二―第六十六条の十七）

第六章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録安全管理審査機関（第六十七条―第八十条）

第二節 指定試験機関（第八十一条―第八十八条）

第三節 登録調査機関（第八十九条―第九十六条）

第七章 卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十四）

第八章 雑則（第一百条―第一百四十二条）

第九章 罰則（第一百五十五条―第二百二十三条）

附則

第一章 総則

第一条・第二条（略）

第二章 電気事業

第一節 小売電気事業

第一款 事業の登録

第二条の二（第二条の十一）（略）

第五款 承継（第五十五条の二）

第三節 一般用電気工作物（第五十六条―第五十七条の二）

第四章 土地等の使用（第五十八条―第六十六条）

第五章 電力・ガス取引監視等委員会（第六十六条の二―第六十六条の十七）

第六章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録安全管理審査機関（第六十七条―第八十条）

第二節 指定試験機関（第八十一条―第八十八条）

第三節 登録調査機関（第八十九条―第九十六条）

第七章 卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十二）

第八章 雑則（第一百条―第一百四十二条）

第九章 罰則（第一百五十五条―第二百二十三条）

附則

第一章 総則

第一条・第二条（略）

第二章 電気事業

第一節 小売電気事業

第一款 事業の登録

第二条の二（第二条の十一）（略）

第二款 業務

第二条の十二～第二条の十七 (略)

第二節 一般送配電事業

第一款 事業の許可

第三条～第十六条 (略)

第二款 業務

第十七条～第二十六条 (略)

(事故の備え及び事故時の措置)

第二十六条の二 一般送配電事業者は、事故により電気の供給に支障が生ずる場合に備え、その支障を速やかに除去するために必要な対策を講じておかなければならない。

2 一般送配電事業者は、事故により電気の供給に支障が生じている場合には、その支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わなければならない。

(電気工作物の台帳の作成等)

第二十六条の三 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業の用に供する電気工作物の設置の時期、

第二款 業務

第二条の十二～第二条の十七 (略)

第二節 一般送配電事業

第一款 事業の許可

第三条～第十六条 (略)

第二款 業務

第十七条～第二十六条 (略)

(新設)

(新設)

耐用年数その他経済産業省令で定める事項を記載した台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2| 一般送配電事業者は、前項の台帳の内容を踏まえ、長期的な観点から、その供給区域における需要に鑑み、その事業の用に供する電気工作物を計画的に更新しなければならない。

(業務改善命令)

第二十七条 経済産業大臣は、一般送配電事業者が第二十六条の二又は前条の規定に違反していると認めるとき、その他一般送配電事業の運営が適切でないため、電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者に対し、電気の利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般送配電事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 (略)

第三款 会計及び財務

第二十七条の二・第二十七条の三 (略)

第三節 送電事業

第二十七条の四〜第二十七条の十一の六 (略)

(業務改善命令)

第二十七条 経済産業大臣は、事故により電気の供給に支障を生じている場合に一般送配電事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他一般送配電事業の運営が適切でないため、電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者に対し、電気の利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般送配電事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 (略)

第三款 会計及び財務

第二十七条の二・第二十七条の三 (略)

第三節 送電事業

第二十七条の四〜第二十七条の十一の六 (略)

(準用)

第二十七条の十二 第六条の二から第十一条まで、第十三条、第十四条、第二十二條、第二十三條の四、第二十六條の二、第二十六條の三、第二十七條第一項、第二十七條の二及び第二十七條の三の規定は、送電事業者に準用する。この場合において、第七條第二項及び第四項、第八條第二項並びに第二十六條の三、第二項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方たる一般送配電事業者」と、第八條第一項中「第六條第二項第五号」とあるのは「第二十七條の七第二項第五号」と、同條第二項及び第十條第三項中「第五條」とあるのは「第二十七條の六」と、第九條第一項中「第六條第二項第六号」とあるのは「第二十七條の七第二項第六号」と、同條第二項中「第六條第二項第二号から第四号まで」とあるのは「第二十七條の七第二項第二号から第四号まで」と、第二十二條第一項中「送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、第二十三條の四第一項中「託送供給及び電力量調整供給」とあるのは「振替供給」と読み替えるものとする。

第四節 特定送配電事業

第二十七條の十三〜第二十七條の二十五 (略)

(準用)

第二十七條の二十六 第二十六條から第二十六條の三まで及び第二十七條第一項の規定は、特定送配電事業者に準用する。この場合において、第二十六條の三第二項中「供給区域」とあるの

(準用)

第二十七條の十二 第六条の二から第十一条まで、第十三条、第十四条、第二十二條、第二十三條の四、第二十七條第一項、第二十七條の二及び第二十七條の三の規定は、送電事業者に準用する。この場合において、第七條第二項及び第四項並びに第八條第二項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方たる一般送配電事業者」と、同條第一項中「第六條第二項第五号」とあるのは「第二十七條の七第二項第五号」と、同條第二項及び第十條第三項中「第五條」とあるのは「第二十七條の六」と、第九條第一項中「第六條第二項第六号」とあるのは「第二十七條の七第二項第六号」と、同條第二項中「第六條第二項第二号から第四号まで」とあるのは「第二十七條の七第二項第二号から第四号まで」と、第二十二條第一項中「送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、第二十三條の四第一項中「託送供給及び電力量調整供給」とあるのは「振替供給」と読み替えるものとする。

第四節 特定送配電事業

第二十七條の十三〜第二十七條の二十五 (略)

(準用)

第二十七條の二十六 第二十六條及び第二十七條第一項の規定は、特定送配電事業者に準用する。

は、「供給地点」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

第五節 発電事業

第二十七条の二十七・第二十七条の二十八 (略)

(準用)

第二十七条の二十九 第二条の七第一項本文及び第二項、第二十六
六条の二、第二十七条第一項、第二十七条の二、第二十七条の
三並びに第二十七条の二十五の規定は、発電事業者に準用する
。この場合において、同条第一項中「事業の全部又は一部」と
あるのは、「事業」と読み替えるものとする。

第六節 特定供給

第二十七条の三十 (略)

第七節 広域的運営

第一款 電気事業者等の相互の協調

第二十八条 電気事業者及び発電用の自家用電気工作物を設置す
る者(電気事業者に該当するものを除く。)は、電源開発の実
施、電気の供給、電気工作物の運用等の遂行に当たり、広域的
運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的か

2・3 (略)

第五節 発電事業

第二十七条の二十七・第二十七条の二十八 (略)

(準用)

第二十七条の二十九 第二条の七第一項本文及び第二項、第二十
七条第一項、第二十七条の二、第二十七条の三並びに第二十
七条の二十五の規定は、発電事業者に準用する。この場合におい
て、同条第一項中「事業の全部又は一部」とあるのは、「事業
」と読み替えるものとする。

第六節 特定供給

第二十七条の三十 (略)

第七節 広域的運営

第一款 電気事業者相互の協調

第二十八条 電気事業者は、電源開発の実施、電気の供給、電気
工作物の運用等その事業の遂行に当たり、広域的運営による電
気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発
達に資するように、第二十八条の三第二項に規定する特定自家

つ合理的な発達に資するように、相互に協調しなければならない。

第二十八条の二 (略)

第二款 特定自家用電気工作物設置者の届出

第二十八条の三 (略)

第三款 広域的運営推進機関

第一目 総則

第二十八条の四 第二十八条の九 (略)

第二目 会員

第二十八条の十 第二十八条の十二 (略)

第三目 設立

第二十八条の十三 第二十八条の十七 (略)

第四目 管理

第二十八条の十八 第二十八条の三十 (略)

用電気工作物設置者の能力を適切に活用しつつ、相互に協調しなければならない。

第二十八条の二 (略)

第二款 特定自家用電気工作物設置者の届出

第二十八条の三 (略)

第三款 広域的運営推進機関

第一目 総則

第二十八条の四 第二十八条の九 (略)

第二目 会員

第二十八条の十 第二十八条の十二 (略)

第三目 設立

第二十八条の十三 第二十八条の十七 (略)

第四目 管理

第二十八条の十八 第二十八条の三十 (略)

第五目 総会

第二十八条の三十一～第二十八条の三十九 (略)

第六目 業務

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 送配電等業務（一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この項において同じ。）の実施に関する基本的な指針（以下この節において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。

四 (略)

四の二 第三十三条の二第三項の規定による検討及び送付を行うこと。

五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。

五の二 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気

第五目 総会

第二十八条の三十一～第二十八条の三十九 (略)

第六目 業務

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 送配電等業務（一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この条において同じ。）の実施に関する基本的な指針（第二十八条の四十五、第二十八条の四十六及び第二十九条第二項において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。

四 (略)

(新設)

五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。

(新設)

工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

五の三 前号に掲げる業務(第二十八条の四十七第一項、第二十八条の五十一第一号及び第九十九条の八において「広域系統整備交付金交付業務」という。)を実施するため、第二十八条の四十七第一項に規定する広域系統整備計画を策定すること。

六〇十 (略)

2| 推進機関は、前項各号に掲げる業務のほか、電気事業の広域的な運営の推進に資するため、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付することができる。

3| 推進機関は、前二項に規定する業務の実施に当たつては、エネルギー政策基本法(平成十四年法律第七十一号)第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画その他のエネルギーの需給に関する施策の内容について配慮しなければならない。

第二十八条の四十一・第二十八条の四十二 (略)

(情報提供の義務)

第二十八条の四十三 会員は、業務規程で定めるところにより、推進機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の推進機関が行う第二十八条の四十第一項第一号に掲げる業務の遂行に必要な情報として業務規程で定めるものを提供しなければならない。

(新設)

六〇十 (略)

(新設)

(新設)

第二十八条の四十一・第二十八条の四十二 (略)

(情報提供の義務)

第二十八条の四十三 会員は、業務規程で定めるところにより、推進機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の推進機関が行う第二十八条の四十第一号に掲げる業務の遂行に必要な情報として業務規程で定めるものを提供しなければならない。

第二十八条の四十四、第二十八条の四十六 (略)

(広域系統整備計画)

第二十八条の四十七 推進機関は、広域系統整備交付金交付業務を実施するため、電気事業の広域的運営を推進するために特に必要な電線路その他の変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する計画(以下この条及び第二十九条第二項において「広域系統整備計画」という。)を策定し、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 広域系統整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 整備又は更新をしようとする電線路その他の経済産業省令で定める電気工作物
- 二 前号の電気工作物に係る整備又は更新の方法
- 三 第一号の電気工作物に係る整備又は更新に関する費用の概算額及びその負担の方法
- 四 その他経済産業省令で定める事項

3 推進機関は、第一項の規定による届出をした広域系統整備計画を変更するときは、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

4 経済産業大臣は、第一項又は前項本文の規定による届出のあった広域系統整備計画が次の各号のいずれかに適合していないと認めるときは、推進機関に対し、相当の期限を定め、当該広域系統整備計画を変更すべきことを命ずることができる。

第二十八条の四十四、第二十八条の四十六 (略)

(新設)

- 一 届出に係る電気工作物の整備又は更新をすることが電気の需給の状況及びその見通しに照らし必要かつ適切と認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 不当に差別的でないこと。
- 四 届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。
- 5 推進機関は、第三項ただし書の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をしたときは、遅滞なく、その変更をした広域系統整備計画を経済産業大臣に届け出なければならない。

第七目 財務及び会計

第二十八条の四十八〜第二十八条の五十 (略)

(区分経理)

- 第二十八条の五十一 推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。
- 一 広域系統整備交付金交付業務
 - 二 第二十八条の四十第二項の規定に基づき行う業務
 - 三 前二号に掲げる業務以外の業務

第二十八条の五十二 (略)

第八目 監督

第七目 財務及び会計

第二十八条の四十七〜第二十八条の四十九 (略)

(新設)

第二十八条の五十 (略)

第八目 監督

第二十八条の五十三 (略)

第九目 雑則

第二十八条の五十四 (略)

第四款 供給計画

第二十九条 (略)

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取ったときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針、広域系統整備計画及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に（当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては、速やかに）、経済産業大臣に送付しなければならない。

3 3 6 (略)

第三十条 (略)

第五款 災害等への対応

第三十一条 (略)

第三十一条 (略)

第三十二条・第三十三条 (略)

第二十八条の五十一 (略)

第九目 雑則

第二十八条の五十二 (略)

第四款 供給計画

第二十九条 (略)

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取ったときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に（当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては、速やかに）、経済産業大臣に送付しなければならない。

3 3 6 (略)

第三十条 (略)

第五款 供給命令等

第三十一条 (略)

第三十二条・第三十三条 (略)

(災害時連携計画)

第三十三条の二 一般送配電事業者は、共同して、経済産業省令で定めるところにより、災害その他の事由による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般送配電事業者相互の連携に関する計画（以下この条において「災害時連携計画」という。）を作成し、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 災害時連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 一般送配電事業者相互の連絡に関する事項

二 一般送配電事業者による従業者及び電源車の派遣及び運用に関する事項

三 迅速な復旧に資する電気工作物の仕様の共通化に関する事項

四 その他経済産業省令で定める事項

3 推進機関は、第一項の規定により一般送配電事業者から災害時連携計画を受け取ったときは、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る災害時連携計画の内容が次の各号のいずれかに適合しないと認めるときは、その届出をした一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る災害時連携

(新設)

計画を変更すべきことを勧告することができる。

一 災害その他の事由による事故の発生により特定の供給区域における電気の供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合においてその供給区域における電気の安定供給を確保するため必要かつ適切なものであること。

二 その届出をした一般送配電事業者のうち特定の者について不当に差別的でないこと。

三 電気の使用者の利益又は一般送配電事業者から電気の供給を受ける者の利益を不当に害するおそれがないこと。

5 経済産業大臣は、一般送配電事業者が、正当な理由がなく、第一項の規定による届出に係る災害時連携計画を実施していないため、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、当該災害時連携計画を実施すべきことを勧告することができる。

(燃料調達の要請)

第三十三条の三 経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、発電の用に供する燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品であつて経済産業省令で定めるものに限る。）の調達が特に必要であり、かつ、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構以外の者による調達を困難とする特別の事情があると認めるときは、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対し、当該燃料の調達を要請することができる。

(新設)

(情報の提供の求め等)

第三十四条 経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生ずることにより、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処又は当該事態の発生の防止のため必要があると認める場合には、一般送配電事業者に対し、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供することを求めることができる。

2| 一般送配電事業者は、経済産業大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、速やかに、その求めに応じなければならない。

3| 前項の場合には、当該一般送配電事業者については、第二十三條第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第六款 電気の使用制限等

第三十四条の二 (略)

第八節 あつせん及び仲裁

第三十五条〜第三十七条の二 (略)

第三章 電気工作物

第一節 定義

(新設)

第六款 電気の使用制限等

第三十四条 (略)

第八節 あつせん及び仲裁

第三十五条〜第三十七条の二 (略)

第三章 電気工作物

第一節 定義

第三十八条 この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。ただし、小出力発電設備（経済産業省令で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定めるものをいう。以下この項、第六百六条第七項及び第七百七条第五項において同じ。）以外の発電用の電気工作物と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所であつて、経済産業省令で定めるものに設置するものを除く。

一～三 (略)

(削る)

2|・3| (略)

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

第三十九条～第四十一条 (略)

第二款 自主的な保安

第四十二条～第四十六条 (略)

第三款 環境影響評価に関する特例

第三十八条 この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。ただし、小出力発電設備以外の発電用の電気工作物と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所であつて、経済産業省令で定めるものに設置するものを除く。

一～三 (略)

2| 前項において「小出力発電設備」とは、経済産業省令で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定めるものをいうものとする。

3|・4| (略)

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

第三十九条～第四十一条 (略)

第二款 自主的な保安

第四十二条～第四十六条 (略)

第三款 環境影響評価に関する特例

第四十六条の二～第四十六条の二十三 (略)

第四款 工事計画及び検査

第四十七条～第五十五条 (略)

第五款 承継

第五十五条の二 (略)

第三節 一般用電気工作物

第五十六条～第五十七条の二 (略)

第四章 土地等の使用

(一時使用)

第五十八条 電気事業者（小売電気事業者を除く。以下この章において同じ。）は、次に掲げる目的のため他人の土地又はこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）を利用することが必要であり、かつ、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを一時使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、電線路（その電線路の維持及び運用に必要な通信の用に供する線路を含む。）又はその附属設備（以下この章において「電線

第四十六条の二～第四十六条の二十三 (略)

第四款 工事計画及び検査

第四十七条～第五十五条 (略)

第五款 承継

第五十五条の二 (略)

第三節 一般用電気工作物

第五十六条～第五十七条の二 (略)

第四章 土地等の使用

(一時使用)

第五十八条 電気事業者（小売電気事業者を除く。以下この章において同じ。）は、次に掲げる目的のため他人の土地又はこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）を利用することが必要であり、かつ、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを一時使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、電線路（その電線路の維持及び運用に必要な通信の用に供する線路を含む。）又はその附属設備（以下「電線路」と総称する

略」と総称する。)を支持するために利用する場合に限る。

一〇三 (略)

2〇7 (略)

第五十九条〇第六十六条 (略)

第五章 電力・ガス取引監視等委員会

第六十六条の二〇第六十六条の十 (略)

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一・二 (略)

三 第二条の十七第一項、第二項(第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。)若しくは第三項(第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。)、第九条第五項(第十三条第二項(第二十七条の十二において準用する場合を含む。))及び第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第十八条第六項若しくは第十一項、第十九条第一項、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条の三第三項、第二十三条第六項、第二十三条の二第二項、第二十三条の三第二項、第二十七条第一項(第二十七条の十二、第二十七条の二十六第一項及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。)、第二十七条第二項、第二十七条の三(第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用

。)を支持するために利用する場合に限る。

一〇三 (略)

2〇7 (略)

第五十九条〇第六十六条 (略)

第五章 電力・ガス取引監視等委員会

第六十六条の二〇第六十六条の十 (略)

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一・二 (略)

三 第二条の十七第一項、第二項(第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。)若しくは第三項(第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。)、第九条第五項(第十三条第二項(第二十七条の十二において準用する場合を含む。))及び第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第十八条第六項若しくは第十一項、第十九条第一項、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条の三第三項、第二十三条第六項、第二十三条の二第二項、第二十三条の三第二項、第二十七条第一項(第二十七条の十二、第二十七条の二十六第一項及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。)、第二十七条第二項、第二十七条の三(第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用

する場合を含む。）、第二十七条の十一第三項若しくは第四項、第二十七条の十一の三第三項、第二十七条の十一の四第四項、第二十七条の十一の五第二項、第二十七条の十一の六第二項、第二十七条の十三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十八条の四十六第三項、第二十八条の四十七第四項、第二十八条の五十三、第二十九条第六項、第九十九条第二項、第九十九条の十三又は第九十九条の十

四の規定による命令をしようとするとき。

四 第三条、第八条第一項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項、第二十七条の四、第二十七条の三十第一項又は第九十九条の九第一項の規定による許可をしようとするとき。

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二條の二第一項ただし書、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十九、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとするとき。

六〇八（略）

九 第二十条第二項ただし書、第二十一条第二項ただし書、第二十三条第二項ただし書、第二十七条の十一の四第二項ただし書又は第二十八条の五十第一項の規定による承認をしようとするとき。

する場合を含む。）、第二十七条の十一第三項若しくは第四項、第二十七条の十一の三第三項、第二十七条の十一の四第四項、第二十七条の十一の五第二項、第二十七条の十一の六第二項、第二十七条の十三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十八条の四十六第三項、第二十八条の五十一、第二十九条第六項、第九十九条第二項、第九十九条の十一又は第九十九条の十二の規定による命令をしようとするとき。

四 第三条、第八条第一項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項、第二十七条の四、第二十七条の三十第一項又は第九十九条の七第一項の規定による許可をしようとするとき。

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二條の二第一項ただし書、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十八、第九十九条第一項又は第九十九条の六第一項の認可をしようとするとき。

六〇八（略）

九 第二十条第二項ただし書、第二十一条第二項ただし書、第二十三条第二項ただし書、第二十七条の十一の四第二項ただし書又は第二十八条の四十九第一項の規定による承認をしようとするとき。

十 (略)

十一 第二十九条第五項又は第三十三条の二第四項若しくは第五項の規定による勧告をしようとするとき。

十二 (略)

十三 第九十九条の十四の規定による指定の取消しをしようとするとき。

2 (略)

(勧告)

第六十六条の十二 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項若しくは第十項又は第百七条第二項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

第六十六条の十三 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項若しくは第十項又は第百七条第二項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

十 (略)

十一 第二十九条第五項の規定による勧告をしようとするとき。

十二 (略)

十三 第九十九条の十二の規定による指定の取消しをしようとするとき。

2 (略)

(勧告)

第六十六条の十二 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第七項若しくは第九項又は第百七条第二項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

第六十六条の十三 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第七項若しくは第九項又は第百七条第二項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

第六十六条の十四～第六十六条の十七 (略)

第六章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録安全管理審査機関

第六十七条～第八十条 (略)

第二節 指定試験機関

第八十一条～第八十八条 (略)

第三節 登録調査機関

第八十九条～第九十六条 (略)

第七章 卸電力取引所

(指定)

第九十七条 経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もってその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定

2・3 (略)

第六十六条の十四～第六十六条の十七 (略)

第六章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録安全管理審査機関

第六十七条～第八十条 (略)

第二節 指定試験機関

第八十一条～第八十八条 (略)

第三節 登録調査機関

第八十九条～第九十六条 (略)

第七章 卸電力取引所

(指定)

第九十七条 経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もってその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定

める法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。

一 四（略）

五 第九十九条の十四の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

六（略）

2（略）

（業務）

第九十八条 卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場（次項及び第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。）を開設すること。

二・三（略）

2 卸電力取引所は、前項第一号に掲げる業務として、翌日に受け渡される経済産業省令で定める時間を単位とする電力の売買取引を行うための市場（次項、第九十九条の四第二項及び第九十九条の八において「翌日市場」という。）その他市場開設業務の実施に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）で定める卸電力取引市場を開設するものとする。

3 卸電力取引所は、翌日市場における地域間の売買取引に係る電力の量が、当該地域間を電氣的に接続する電線路の容量を超

める法人であつて、次条に規定する業務（以下「市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。

一 四（略）

五 第九十九条の十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

六（略）

2（略）

（業務）

第九十八条 卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場（第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。）を開設すること。

二・三（略）

（新設）

（新設）

えるときは、業務規程で定めるところにより、地域ごとに取引価格を算定するものとする。

第九十九条 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、業務規程を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

第九十九条の二・第九十九条の三 (略)

(取引の決済)

第九十九条の四 売買取引の決済は、卸電力取引所を経て行う方法その他業務規程で定める方法によらなければならない。

2 翌日市場における電力の売買取引の決済は、卸電力取引所を経て行う方法によるものとする。

第九十九条の五 第九十九条の七 (略)

(地域間売買取引の決済に係る利益の納付)

第九十九条の八 卸電力取引所は、推進機関が行う広域系統整備交付金交付業務に要する費用に充てるため、推進機関に対し、経済産業省令で定めるところにより、翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額を納付するものとする。

第九十九条 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、市場開設業務の実施に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

第九十九条の二・第九十九条の三 (略)

(新設)

第九十九条の四 第九十九条の六 (略)

(新設)

第九十九条の九、第九十九条の十三 (略)

(指定の取消し等)

第九十九条の十四 経済産業大臣は、卸電力取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 第九十七条第二項、第九十九条第一項、第九十九条の三第三項、第九十九条の五から第九十九条の七まで又は第九十九条の九第一項の規定に違反したとき。

四 (略)

五 第九十九条第二項、第九十九条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

六 (略)

第八章 雑則

第百条、第百五条 (略)

(報告の徴収)

第百六条 (略)

255 (略)

6 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自

第九十九条の七、第九十九条の十一 (略)

(指定の取消し等)

第九十九条の十二 経済産業大臣は、卸電力取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 第九十七条第二項、第九十九条第一項、第九十九条の三第三項、第九十九条の四から第九十九条の六まで又は第九十九条の七第一項の規定に違反したとき。

四 (略)

五 第九十九条第二項、第九十九条の九又は前条の規定による命令に違反したとき。

六 (略)

第八章 雑則

第百条、第百五条 (略)

(報告の徴収)

第百六条 (略)

255 (略)

6 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自

家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者又は登録調査機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

7 | 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、一般用電気工作物（小出力発電設備に限る。）の所有者又は占有者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

8 | 10 | (略)

(立入検査)

第七十七条 (略)

2・3 (略)

4 | 経済産業大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 | 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所（当該一般用電気工作物が小出力発電設備以外のものである場合にあっては、居住の用に供されているものを除く。）に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。ただし、居住の用に供されている場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

6 | 13 | (略)

家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(新設)

7 | 9 | (略)

(立入検査)

第七十七条 (略)

2・3 (略)

4 | 経済産業大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 | 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所（居住の用に供されているものを除く。）に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。

6 | 13 | (略)

14| 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（次項、次条及び第二百二十二条の五において「機構」という。）に、第四項（ボイラー等の溶接をする者に係る部分を除く。）又は第五項の規定による立入検査を行わせることができる。

15| 第十一項から第十三項までの規定は、機構の行う立入検査に準用する。

16| (略)

(機構に対する命令)

第二百七条の二 経済産業大臣は、前条第十四項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(聴聞の特例)

第二百八条 (略)

2 第二条の九第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十七条の八第一項から第三項まで、第二十七条の九第一項、第二十七条の二十一第一項、第二十八条の二十三第六項、第七十八条、第八十四条の五、第八十七条、第九十五条、第九十九条の十一又は第九十九条の十四の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第二百九条〜第二百十二条 (略)

(新設)

(新設)

14| (略)

(新設)

(聴聞の特例)

第二百八条 (略)

2 第二条の九第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十七条の八第一項から第三項まで、第二十七条の九第一項、第二十七条の二十一第一項、第二十八条の二十三第六項、第七十八条、第八十四条の五、第八十七条、第九十五条、第九十九条の九又は第九十九条の十二の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第二百九条〜第二百十二条 (略)

(公示)

第百十二条の二 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 五 (略)

六 第八十四条の二の二又は第九十九条の九第一項の許可をしたとき。

七 九 (略)

十 第九十九条の十四の規定により指定を取り消し、又は市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第百十二条の三 第百十三条の二 (略)

(権限の委任)

第百十四条 経済産業大臣は、第百六条第三項及び第八項並びに同条第十項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに第百七条第二項及び第六項並びに同条第八項(卸電力取引所に係るものに限る。)の規定による権限(電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)並びに第百六条第四項及び第五項並びに第百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百五条の規定による権限並びに第百六条第三項及び第八項並びに同条第十項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに第百七条第二項及び第六項並びに同条第八項(卸電力取引所に係るものに限る)

(公示)

第百十二条の二 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 五 (略)

六 第八十四条の二の二又は第九十九条の七第一項の許可をしたとき。

七 九 (略)

十 第九十九条の十二の規定により指定を取り消し、又は市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第百十二条の三 第百十三条の二 (略)

(権限の委任)

第百十四条 経済産業大臣は、第百六条第三項及び第七項並びに同条第九項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに第百七条第二項及び第六項並びに同条第八項(卸電力取引所に係るものに限る。)の規定による権限(電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)並びに第百六条第四項及び第五項並びに第百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百五条の規定による権限並びに第百六条第三項及び第七項並びに同条第九項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに第百七条第二項及び第六項並びに同条第八項(卸電力取引所に係るものに限る)

。の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3～6（略）

（委員会に対する審査請求）

第百十四条の二 委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された第百六条第三項から第五項まで、第八項又は第十項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

第九章 罰則

第百十五条～第百七条の二（略）

第百七条の三 第八十七条第二項又は第九十九条の十四の規定による試験事務又は市場開設業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第九十九条の十二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

。の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3～6（略）

（委員会に対する審査請求）

第百十四条の二 委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された第百六条第三項から第五項まで、第七項又は第九項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

第九章 罰則

第百十五条～第百七条の二（略）

第百七条の三 第八十七条第二項又は第九十九条の十二の規定による試験事務又は市場開設業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第九十九条の十の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

第一百七十七条の五・第一百八条 (略)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

九 第三十四条の二第一項の規定による命令に違反した者
十・十一 (略)

第一百九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十九条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)又は第三十三条の二第三項の規定による送付をしなかつたとき。

三 第一百六条第八項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 (略)

第一百九条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八十四条の二の二又は第九十九条の九第一項の許可を受けないで試験事務又は市場開設業務の全部を廃止したとき。

二・三 (略)

四 第一百六条第十項の規定による報告若しくは資料の提出をせ

第一百七十七条の五・第一百八条 (略)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

九 第三十四条第一項の規定による命令に違反した者
十・十一 (略)

第一百九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十九条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による送付をしなかつたとき。

三 第一百六条第七項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 (略)

第一百九条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八十四条の二の二又は第九十九条の七第一項の許可を受けないで試験事務又は市場開設業務の全部を廃止したとき。

二・三 (略)

四 第一百六条第九項の規定による報告若しくは資料の提出をせ

ず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第二十三条の四第二項(第二十七条の十二において準用する場合を含む。)又は第三十四条の二第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五～十一 (略)

十二 第二百二条又は第六条第二項から第七項まで若しくは第九項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第二百二十一条・第二百二十二条 (略)

第二百二十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人又は役員は、二十万円以下の過料に処する。

一～四 (略)

五 第二十八条の四十第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

六 (略)

七 第二十八条の四十六第三項、第二十八条の四十七第四項又は第二十八条の五十三の規定による命令に違反したとき。

八 (略)

ず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第二十三条の四第二項(第二十七条の十二において準用する場合を含む。)又は第三十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五～十一 (略)

十二 第二百二条又は第六条第二項から第六項まで若しくは第八項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第二百二十一条・第二百二十二条 (略)

第二百二十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人又は役員は、二十万円以下の過料に処する。

一～四 (略)

五 第二十八条の四十に規定する業務以外の業務を行ったとき。

六 (略)

七 第二十八条の四十六第三項又は第二十八条の五十一の規定による命令に違反したとき。

八 (略)

九 第二十八条の五十第一項又は第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

第二百二十二条の三・第二百二十二条の四 (略)

第二百二十二条の五 第一百七条の二の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第二百二十三条 (略)

九 第二十八条の四十九第一項又は第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

第二百二十二条の三・第二百二十二条の四 (略)

(新設)

第二百二十三条 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電気事業</p> <p>第一節 小売電気事業</p> <p>第一款 事業の登録（第二条の二―第二条の十二）</p> <p>第二款 業務（第二条の十二―第二条の十七）</p> <p>第二節 一般送配電事業</p> <p>第一款 事業の許可（第三条―第十六条）</p> <p>第二款 業務（第十七条―第二十七条）</p> <p>第三款 会計及び財務（第二十七条の二・第二十七条の三）</p> <p>第三節 送電事業（第二十七条の四―第二十七条の十二）</p> <p>第三節の二 配電事業（第二十七条の十二の二―第二十七条の十二の十三）</p> <p>第四節 特定送配電事業（第二十七条の十三―第二十七条の二十六）</p> <p>第五節 発電事業（第二十七条の二十七―第二十七条の二十九）</p> <p>第五節の二 特定卸供給事業（第二十七条の三十―第二十七条の三十二）</p> <p>第六節 特定供給（第二十七条の三十三）</p> <p>第七節 広域的運営</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電気事業</p> <p>第一節 小売電気事業</p> <p>第一款 事業の登録（第二条の二―第二条の十二）</p> <p>第二款 業務（第二条の十二―第二条の十七）</p> <p>第二節 一般送配電事業</p> <p>第一款 事業の許可（第三条―第十六条）</p> <p>第二款 業務（第十七条―第二十七条）</p> <p>第三款 会計及び財務（第二十七条の二・第二十七条の三）</p> <p>第三節 送電事業（第二十七条の四―第二十七条の十二）</p> <p>（新設）</p> <p>第四節 特定送配電事業（第二十七条の十三―第二十七条の二十六）</p> <p>第五節 発電事業（第二十七条の二十七―第二十七条の二十九）</p> <p>（新設）</p> <p>第六節 特定供給（第二十七条の三十）</p> <p>第七節 広域的運営</p>

第一款 電気事業者等の相互の協調（第二十八条・第二十八条の二）

第二款 特定自家用電気工作物設置者の届出（第二十八条の三）

第三款 広域的運営推進機関

第一目 総則（第二十八条の四―第二十八条の九）

第二目 会員（第二十八条の十一―第二十八条の十二）

第三目 設立（第二十八条の十三―第二十八条の十七）

第四目 管理（第二十八条の十八―第二十八条の三十）

第五目 総会（第二十八条の三十一―第二十八条の三十九）

第六目 業務（第二十八条の四十一―第二十八条の四十七）

第七目 財務及び会計（第二十八条の四十八―第二十八条の五十五）

条の五十五）

第八目 監督（第二十八条の五十六）

第九目 雑則（第二十八条の五十七）

第四款 供給計画（第二十九条・第三十条）

第五款 災害等への対応（第三十一条―第三十四条）

第六款 電気の使用制限等（第三十四条の二）

第八節 あつせん及び仲裁（第三十五条―第三十七条の二）

第二章の二 電気使用者情報の利用及び提供（第三十七条の三―第三十七条の十二）

第三章 電気工作物

第一節 定義（第三十八条）

第二節 事業用電気工作物

第一款 電気事業者等の相互の協調（第二十八条・第二十八条の二）

第二款 特定自家用電気工作物設置者の届出（第二十八条の三）

第三款 広域的運営推進機関

第一目 総則（第二十八条の四―第二十八条の九）

第二目 会員（第二十八条の十一―第二十八条の十二）

第三目 設立（第二十八条の十三―第二十八条の十七）

第四目 管理（第二十八条の十八―第二十八条の三十）

第五目 総会（第二十八条の三十一―第二十八条の三十九）

第六目 業務（第二十八条の四十一―第二十八条の四十七）

第七目 財務及び会計（第二十八条の四十八―第二十八条の五十二）

条の五十二）

第八目 監督（第二十八条の五十三）

第九目 雑則（第二十八条の五十四）

第四款 供給計画（第二十九条・第三十条）

第五款 災害等への対応（第三十一条―第三十四条）

第六款 電気の使用制限等（第三十四条の二）

第八節 あつせん及び仲裁（第三十五条―第三十七条の二）（新設）

第三章 電気工作物

第一節 定義（第三十八条）

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合（第三十九条―第四十一条）

第二款 自主的な保安（第四十二条―第四十六条）

第三款 環境影響評価に関する特例（第四十六条の二―第四十六条の二十三）

第四款 工事計画及び検査（第四十七条―第五十五条）

第五款 承継（第五十五条の二）

第三節 一般用電気工作物（第五十六条―第五十七条の二）

第四章 土地等の使用（第五十八条―第六十六条）

第五章 電力・ガス取引監視等委員会（第六十六条の二―第六十六条の十七）

第六章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録安全管理審査機関（第六十七条―第八十条）

第二節 指定試験機関（第八十一条―第八十八条）

第三節 登録調査機関（第八十九条―第九十六条）

第七章 卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十四）

第八章 雑則（第一百条―第一百四十二条）

第九章 罰則（第一百五十五条―第二百二十九条）

附則

第一章 総則

第一条 (略)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当

第一款 技術基準への適合（第三十九条―第四十一条）

第二款 自主的な保安（第四十二条―第四十六条）

第三款 環境影響評価に関する特例（第四十六条の二―第四十六条の二十三）

第四款 工事計画及び検査（第四十七条―第五十五条）

第五款 承継（第五十五条の二）

第三節 一般用電気工作物（第五十六条―第五十七条の二）

第四章 土地等の使用（第五十八条―第六十六条）

第五章 電力・ガス取引監視等委員会（第六十六条の二―第六十六条の十七）

第六章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録安全管理審査機関（第六十七条―第八十条）

第二節 指定試験機関（第八十一条―第八十八条）

第三節 登録調査機関（第八十九条―第九十六条）

第七章 卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十四）

第八章 雑則（第一百条―第一百四十二条）

第九章 罰則（第一百五十五条―第二百二十九条）

附則

第一章 総則

第一条 (略)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当

該各号に定めるところによる。

一〜六（略）

七 電力量調整供給 次のイ又はロに掲げる者に該当する他の者から、当該イ又はロに定める電氣を受電した者が、同時に、その受電した場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電氣を供給することをいう。

イ（略）

ロ 特定卸供給を行う事業を営む者 特定卸供給に係る電氣

八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電氣工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいい、当該送電用及び配電用の電氣工作物により次に掲げる小売供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。

イ その供給区域（離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路（第二十条の二第一項において「主要電線路」という。）と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。）及び同項の指定区域（ロ及び第二十一条第三項第一号において「離島等」という。）を

該各号に定めるところによる。

一〜六（略）

七 電力量調整供給 次のイ又はロに掲げる者に該当する他の者から、当該イ又はロに定める電氣を受電した者が、同時に、その受電した場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電氣を供給することをいう。

イ（略）

ロ 特定卸供給（小売供給を行う事業を営む者に対する当該小売供給を行う事業の用に供するための電氣の供給であつて、電氣事業の効率的な運営を確保するため特に必要なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。以下このロにおいて同じ。）を行う事業を営む者 特定卸供給に係る電氣（イに掲げる者にあつては、イに定める電氣を除く。）

八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電氣工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいい、当該送電用及び配電用の電氣工作物により次に掲げる小売供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。

イ その供給区域（離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。ロ及び第二十一条第三項第一号において単に「離島」という。）を除く。）における一般の需要（小売電氣事業者又は登録特定送配電事業者（第二

除く。)における一般の需要(小売電気事業者又は登録特定送配電事業者(第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。)から小売供給を受けているものを除く。ロにおいて同じ。)に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給(以下「最終保障供給」という。)

ロ その供給区域内に離島等がある場合において、当該離島等における一般の需要に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給(以下「離島等供給」という。)

九 (略)

十 送電事業 自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者又は配電事業者に振替供給を行う事業(一般送配電事業に該当する部分を除く。)であつて、その事業の用に供する送電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十一 (略)

十一の二 配電事業 自らが維持し、及び運用する配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業(一般送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。)であつて、その事業の用に供する配電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十一の三 配電事業者 配電事業を営むことについて第二十七条の十二の二の許可を受けた者をいう。

十二 特定送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業、一般送配電事業若しくは配電事業を営

十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。)から小売供給を受けているものを除く。ロにおいて同じ。)に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給(以下「最終保障供給」という。)

ロ その供給区域内に離島等がある場合において、当該離島等における一般の需要に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給(以下「離島等供給」という。)

九 (略)

十 送電事業 自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業(一般送配電事業に該当する部分を除く。)であつて、その事業の用に供する送電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十一 (略)

(新設)

(新設)

十二 特定送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業若しくは一般送配電事業を営む他の者に

む他の者にその小売電気事業、一般送配電事業若しくは配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいう。

十三（略）

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五（略）

十五の二 特定卸供給 発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法その他の経済産業省令で定める方法により電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として供給することをいう。

十五の三 特定卸供給事業 特定卸供給を行う事業であつて、その供給能力が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五の四 特定卸供給事業者 特定卸供給事業を営むことについて第二十七条の三十第一項の規定による届出をした者をいう。

十六 電気事業 小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業、発電事業及び特定卸供給事業をいう。

十七 電気事業者 小売電気事業者、一般送配電事業者、送電

その小売電気事業若しくは一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいう。

十三（略）

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五（略）

（新設）

（新設）

（新設）

十六 電気事業 小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業をいう。

十七 電気事業者 小売電気事業者、一般送配電事業者、送電

事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者をいう。

十八 電気工作物 発電、蓄電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。）をいう。

2 一般送配電事業者が次に掲げる事業を営むときは、その事業は、一般送配電事業とみなす。

一 他の一般送配電事業者又は配電事業者にその一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を供給する事業

二 配電事業者から託送供給を受けて当該配電事業者が維持し、及び運用する配電用の電気工作物によりその供給区域において最終保障供給又は離島等供給を行う事業

三 特定送配電事業者から託送供給を受けて当該特定送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において接続供給、電力量調整供給、最終保障供給又は離島等供給を行う事業

四 第二十四条第一項の許可を受けて行う電気を供給する事業及びその供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により振替供給（小売電気事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は前項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものに限る。第四項第三号において同じ。）を行う事業

3 送電事業者が営む一般送配電事業者又は配電事業者に振替供給を行う事業は、送電事業とみなす。

4 配電事業者が次に掲げる事業を営むときは、その事業は、配

事業者、特定送配電事業者及び発電事業者をいう。

十八 電気工作物 発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。）をいう。

2 一般送配電事業者が次に掲げる事業を営むときは、その事業は、一般送配電事業とみなす。

一 他の一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を供給する事業

（新設）

二 特定送配電事業者から託送供給を受けて当該特定送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において接続供給、電力量調整供給、最終保障供給又は離島供給を行う事業

三 第二十四条第一項の許可を受けて行う電気を供給する事業及びその供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により振替供給（小売電気事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は前項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものに限る。）を行う事業

3 送電事業者が営む一般送配電事業者に振替供給を行う事業は、送電事業とみなす。

（新設）

電事業とみなす。

一 一般送配電事業者又は他の配電事業者にその一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を供給する事業

二 特定送配電事業者から託送供給を受けて当該特定送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において接続供給又は電力量調整供給を行う事業

三 第二十七条の十二の十三において準用する第二十四条第一項の許可を受けて行う電気を供給する事業及びその供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により振替供給を行う事業

第二章 電気事業

第一節 小売電気事業

第一款 事業の登録

第二条の二（第二条の七）（略）

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第二条の八（略）

2 小売電気事業者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第二章 電気事業

第一節 小売電気事業

第一款 事業の登録

第二条の二（第二条の七）（略）

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第二条の八（略）

2 小売電気事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 (略)

(登録の取消し)

第二条の九 経済産業大臣は、小売電気事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の二の登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二・三 (略)

2 (略)

第二条の十・第二条の十一 (略)

第二款 業務

第二条の十二～第二条の十七 (略)

第二節 一般送配電事業

第一款 事業の許可

第三条～第八条 (略)

(電気工作物等の変更)

第九条 一般送配電事業者は、第六条第二項第六号に掲げる事項について経済産業省令で定める重要な変更をしようとするとき

3 (略)

(登録の取消し)

第二条の九 経済産業大臣は、小売電気事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の二の登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二・三 (略)

2 (略)

第二条の十・第二条の十一 (略)

第二款 業務

第二条の十二～第二条の十七 (略)

第二節 一般送配電事業

第一款 事業の許可

第三条～第八条 (略)

(電気工作物等の変更)

第九条 一般送配電事業者は、第六条第二項第六号に掲げる事項について経済産業省令で定める重要な変更をしようとするとき

は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。

2～5 (略)

第十条～第十六条 (略)

第二款 業務

(託送供給義務等)

第十七条 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給(振替供給にあつては、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。)を拒んではならない。

2 (略)

3 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給及び離島等供給を拒んではならない。

4 (略)

5 一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の最終保障供給若しくは離島等供給の業務の方法又は当該一般送配電事業者が行う最終保障供給若しくは離島等供給に係る料金その他の供給条件についての最終保障供給又は離島等供給の相手方(当該一般送配電事業者から最終保障供給又は離島等供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。)からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

は、経済産業大臣に届け出なければならない。

2～5 (略)

第十条～第十六条 (略)

第二款 業務

(託送供給義務等)

第十七条 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給(振替供給にあつては、小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。)を拒んではならない。

2 (略)

3 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給及び離島供給を拒んではならない。

4 (略)

5 一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の最終保障供給若しくは離島供給の業務の方法又は当該一般送配電事業者が行う最終保障供給若しくは離島供給に係る料金その他の供給条件についての最終保障供給又は離島供給の相手方(当該一般送配電事業者から最終保障供給又は離島供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。)からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

ない。

(託送供給等に係る収入の見通し)

第十七条の二 一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給(次項、次条第一項及び第十八条において「託送供給等」という。)の業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入(以下この条から第十八条までにおいて「収入の見通し」という。)を算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、一般送配電事業者による収入の見通しの適確な算定に資するため、託送供給等の業務に係る適正な原価及び物価その他の社会的経済的事情を勘案し、必要な指針を定め、これを公表するものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る収入の見通しが前項の指針に照らして適切なものであると認めるときは、その承認をするものとする。

4 一般送配電事業者は、第一項の経済産業省令で定める期間中において、同項の承認を受けた収入の見通しを変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

5 経済産業大臣は、前項の変更の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る収入の見通しが次に掲げる基準に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 変更の目的が次のいずれかに該当するものであること。

イ 需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行

(新設)

上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものに対応するためのものであること。

ロ 他の法律の規定により支払うべき費用の額の変動に対応する場合（当該費用の額の増加に対応する場合にあつては、一般送配電事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合に該当するものであること。

二 変更の内容が第二項の指針に照らして適切なものであること。

6 一般送配電事業者は、第一項の承認若しくは第四項の変更の承認を受け、又は次条第三項の規定による変更の通知を受けたときは、経済産業省令で定めるところにより、その収入の見通しを公表しなければならない。

（収入の見通しに関する命令及び処分）

第十七条の三 経済産業大臣は、一般送配電事業者の託送供給等の業務における能率的かつ適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、前条第一項の承認を受けた収入の見通し（同条第四項の変更の承認又は次項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。次条第三項第一号及び第四項において同じ。）の変更の承認を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに承認の申請がないときは、その収入の見通しを変更することができる。

3 経済産業大臣は、前項の規定により収入の見通しを変更した

（新設）

ときは、速やかに、その変更の内容を当該一般送配電事業者に対して通知するものとする。

(託送供給等約款)

第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた供給条件（同項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給等を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とするものであること。

二 六（略）

4 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、第十条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収

(託送供給等約款)

第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下この条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給等を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 六（略）

4 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げの場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそ

入をその算定の基礎として料金を変更する場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項の認可を受けた託送供給等約款（次項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第七項において同じ。）で設定した供給条件を変更することができる。

5 一般送配電事業者は、前項の規定により供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 (略)

7 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、他の法律の規定により支払うべき費用の増加に対応する場合（一般送配電事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款で設定した供給条件（料金を除く。次項において同じ。）を変更することができる。

8 一般送配電事業者は、前項の規定により供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

9 (略)

10 経済産業大臣は、第八項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前

れがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款（次項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第七項において同じ。）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

5 一般送配電事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 (略)

7 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、他の法律の規定により支払うべき費用の増加に対応する場合（一般送配電事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

8 一般送配電事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

9 (略)

10 経済産業大臣は、第八項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前

項に規定する期間を短縮することができる。

(削る)

一 (略)

(削る)

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

11 (略)

12 一般送配電事業者は、第一項の規定により託送供給等約款の認可を受け、第五項若しくは第八項の規定により託送供給等約款の変更の届出をし、又は次条第三項の規定による託送供給等約款の変更の通知を受けたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給等約款を公表しなければならない。

(託送供給等約款に関する命令及び処分)

第十九条 経済産業大臣は、供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、前条第一項の認可を受けた託送供給等約款(同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)又は同条第二項ただし書の認可を受けた供給条件(次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給等約款又は供給条件)の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 (略)

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

11 (略)

12 一般送配電事業者は、第一項の規定により託送供給等約款の認可を受け、第五項若しくは第八項の規定により託送供給等約款の変更の届出をし、又は次条第二項の規定による託送供給等約款の変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給等約款を公表しなければならない。

(託送供給等約款に関する命令及び処分)

第十九条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、前条第一項の認可を受けた託送供給等約款(同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)又は同条第二項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件(次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給等約款又は料金その他の供給条件)の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、その託送供給等約款又は供給条件を変更することができる。
- 3 経済産業大臣は、前項の規定により託送供給等約款又は供給条件を変更したときは、速やかに、その変更の内容を当該一般送配電事業者に対して通知するものとする。

(最終保障供給約款)

- 2 一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた供給条件により最終保障供給を行うときは、この限りでない。

3・4 (略)

(指定区域の指定等)

- 2 経済産業大臣は、一般送配電事業者の申請に基づき、当該一般送配電事業者の供給区域内の区域であつて、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるものを、指定区域として指定することができる。

- 1 主要電線路から独立して当該区域内における電線路を維持

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給等約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

(新設)

- 2 一般送配電事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により最終保障供給を行うときは、この限りでない。

3・4 (略)

(新設)

し、及び運用することが、一般送配電事業の効率的な運営に資すること。

2 主要電線路から独立して当該区域内における電線路を維持し、及び運用することが、当該区域内の電気の安定供給を阻害するおそれがないこと。

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨及び当該指定区域を公表するものとする。

3 経済産業大臣は、指定区域が第一項各号に掲げる基準のいづれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定区域の指定を解除するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(離島等供給約款)

第二十一条 一般送配電事業者は、離島等供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「離島等供給約款」という。）以外の供給条件により離島等供給を行つてはならない。ただし、その離島等供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた供給条件により離島等供給を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、離島等供給約款が次の各号のいづれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当

(離島供給約款)

第二十一条 一般送配電事業者は、離島供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「離島供給約款」という。）以外の供給条件により離島供給を行つてはならない。ただし、その離島供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、離島供給約款が次の各号のいづれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の

の期限を定め、その離島等供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の水準がその供給区域（離島等を除く。）において小売電気事業者が行う小売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。

二～四 （略）

五 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、離島等供給約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

4 第十八条第十二項の規定は、第一項の規定により離島等供給約款の届出をしたときに準用する。

第二十二條 （略）

（兼業の制限等）

第二十二條の二 一般送配電事業者は、小売電気事業、発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。第百十七條の二第四号において同じ。）又は特定卸供給事業

（小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。同号において同じ。）を営んではならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けたときは、小売電気事業（その供給区域における一般の需要に应ずるものに限る。次項において同じ。）、発電事業（その供給区域における一般の需要に应ずる小売電気事業の用に供するため

の電気を発電するものに限る。同項において同じ。）又は特定卸供給事業（その供給区域における一般の需要に应ずる小売電

の電気を発電するものに限る。同項において同じ。）を営むことができる。

二～四 （略）

五 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、離島供給約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

4 第十八条第十二項の規定は、第一項の規定により離島供給約款の届出をしたときに準用する。

第二十二條 （略）

（兼業の制限等）

第二十二條の二 一般送配電事業者は、小売電気事業又は発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。第二十七條の十一の二第一項及び第二項並びに第百十七條

の二第四号において同じ。）を営んではならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けたときは、小売電気事業（その供給区域における一般の需要に应ずるものに限る。次項において同じ。）又は発電事業（その供給区域における一般の需要に应ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。同項において同じ。）を営むことができる。

気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。同項において同じ。）を営むことができる。

2 経済産業大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物の総体としての規模、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して当該一般送配電事業者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営むことがその供給区域内の電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める規定は、適用しない。ただし、第一項ただし書の認可を受けた一般送配電事業者（以下この項において「認可一般送配電事業者」という。）の特定関係事業者（次条第一項に規定する特定関係事業者をいう。第三号において同じ。）である小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が、小売電気事業（当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に供するものに限る。）を営むときは、この限りでない。

一～三 (略)

(一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

第二十二条の三 一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その

2 経済産業大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物の総体としての規模、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して当該一般送配電事業者が小売電気事業又は発電事業を営むことがその供給区域内の電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める規定は、適用しない。ただし、第一項ただし書の認可を受けた一般送配電事業者（以下この項において「認可一般送配電事業者」という。）の特定関係事業者（次条第一項に規定する特定関係事業者をいう。第三号において同じ。）たる小売電気事業者又は発電事業者が、小売電気事業（当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に供するものに限る。）又は発電事業（当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に供するものに限る。）を営むときは、この限りでない。

一～三 (略)

(一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

第二十二条の三 一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その

特定関係事業者（一般送配電事業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）、親会社（同条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七条の十一の第三項において同じ。）若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に該当する小売電気事業者、発電事業者若しくは特定卸供給事業者又は当該小売電気事業者、発電事業者若しくは特定卸供給事業者の経営を實質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。）の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第二十七条の十一の第三項において「取締役等」という。）又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第二十三条の二第一項において「特定送配電等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限

特定関係事業者（一般送配電事業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）、親会社（同条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七条の十一の第三項において同じ。）若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を實質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。）の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第二十七条の十一の第三項において「取締役等」という。）又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第二十三条の二第一項において「特定送配電等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限

りでない。

一・二 (略)

三 特定卸供給事業者 特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

四 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

3

(略)

(一般送配電事業者の禁止行為等)

第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用に関する情報(電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定めるものを除く。)を当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。)第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の特措法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

りでない。

一・二 (略)

(新設)

三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

3

(略)

(一般送配電事業者の禁止行為等)

第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二・三 (略)

2・3 (略)

4 一般送配電事業者は、その最終保障供給又は離島等供給の業務を委託する場合には、経済産業省令で定めるところにより、これらの業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者である小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者^二にこれらの業務を委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

5 一般送配電事業者は、その特定関係事業者である小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者からその営む小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

6 (略)

(一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)

第二十三条の二 次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一・二 (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

4 一般送配電事業者は、その最終保障供給又は離島供給の業務を委託する場合には、経済産業省令で定めるところにより、これらの業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者^二にこれらの業務を委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

5 一般送配電事業者は、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

6 (略)

(一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)

第二十三条の二 次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 特定卸供給事業者 特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

四 第二十二條の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2 (略)

第二十三條の三・第二十三條の四 (略)

(供給区域外に設置する電線路による供給)

第二十四條 一般送配電事業者は、その供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行おうとするときは、供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、一般送配電事業者又は配電事業の用に供するための電気を供給するとき、及び振替供給（小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第二條第一項第五号に掲げる接続供給に係る電気に係るものに限る。）を行うときは、この限りでない。

2 経済産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その供給が他の一般送配電事業者又は配電事業者の供給区

(新設)

三 第二十二條の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2 (略)

第二十三條の三・第二十三條の四 (略)

(供給区域外に設置する電線路による供給)

第二十四條 一般送配電事業者は、その供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行おうとするときは、供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、一般送配電事業者の用に供するための電気を供給するとき、及び振替供給（小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第二條第一項第五号に掲げる接続供給に係る電気に係るものに限る。）を行うときは、この限りでない。

2 経済産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その供給が他の一般送配電事業者の供給区域における需要

域における需要に応じ行われるものであるときは、当該他の一般送配電事業者又は配電事業者がその供給を行うことが容易かつ適切でないこと。

二 (略)

第二十五条〜第二十七条 (略)

第三款 会計及び財務

第二十七条の二・第二十七条の三 (略)

第三節 送電事業

第二十七条の四 (略)

(許可の申請)

第二十七条の五 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならぬ。

一〜三 (略)

四 振替供給の相手方である一般送配電事業者及び配電事業者

五 (略)

(許可の基準)

第二十七条の六 経済産業大臣は、第二十七条の四の許可の申請

に応じ行われるものであるときは、当該他の一般送配電事業者がその供給を行うことが容易かつ適切でないこと。

二 (略)

第二十五条〜第二十七条 (略)

第三款 会計及び財務

第二十七条の二・第二十七条の三 (略)

第三節 送電事業

第二十七条の四 (略)

(許可の申請)

第二十七条の五 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならぬ。

一〜三 (略)

四 振替供給の相手方たる一般送配電事業者

五 (略)

(許可の基準)

第二十七条の六 経済産業大臣は、第二十七条の四の許可の申請

が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その送電事業の開始が一般送配電事業又は配電事業の需要に適合すること。

二 五 (略)

(許可証)

第二十七条の七 (略)

2 許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 四 (略)

五 振替供給の相手方である一般送配電事業者及び配電事業者

六 (略)

(事業の開始の義務)

第二十七条の七の二 送電事業者は、事業の許可を受けた日から十年以内において経済産業大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

2 経済産業大臣は、特に必要があるときは、振替供給の相手方である一般送配電事業者及び配電事業者を区分して前項の規定による指定をすることができる。

3 経済産業大臣は、送電事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4 送電事業者は、その事業(第二項の規定により振替供給の相手方である一般送配電事業者及び配電事業者を区分して第一項の規定による指定があつたときは、その区分に係る事業)を開

が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その送電事業の開始が一般送配電事業の需要に適合すること。

二 五 (略)

(許可証)

第二十七条の七 (略)

2 許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 四 (略)

五 振替供給の相手方たる一般送配電事業者

六 (略)

(新設)

始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

(振替供給の相手方の変更)

第二十七条の七の三 送電事業者は、第二十七条の七第二項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2| 第二十七条の六及び前条の規定は、前項の許可(同条の規定にあつては、振替供給の相手方である一般送配電事業者及び配電事業者の減少に係るものを除く。)に準用する。

(事業の許可の取消し等)

第二十七条の八 経済産業大臣は、送電事業者が第二十七条の七の二第一項の規定により経済産業大臣が指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内に事業を開始しないときは、第二十七条の四の許可を取り消すことができる。

2 4 (略)

第二十七条の九 経済産業大臣は、第二十七条の七の三第一項の許可を受けた送電事業者が同条第二項において準用する第二十七条の七の二第一項の規定により経済産業大臣が指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内にその増加する振替供給の相手方である一般送配電事業者又は配電事業者に対して事業を開始しないときは、その許可を取り消すことができる。

(新設)

(事業の許可の取消し等)

第二十七条の八 経済産業大臣は、送電事業者が第二十七条の十二において準用する第七条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内において準用する第七条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内に事業を開始しないときは、第二十七条の四の許可を取り消すことができる。

2 4 (略)

第二十七条の九 経済産業大臣は、第二十七条の十二において準用する第八条第一項の許可を受けた送電事業者が第二十七条の十二において準用する第七条第一項の規定により指定した期間内にその増加する振替供給の相手方たる一般送配電事業者に対して事業を開始しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 (略)

(振替供給義務等)

第二十七条の十 送電事業者は、一般送配電事業者又は配電事業者に振替供給を行うことを約しているときは、正当な理由がなければ、振替供給を拒んではならない。

2 (略)

(振替供給)

第二十七条の十一 送電事業者は、一般送配電事業者及び配電事業者に対する振替供給（これに係る契約が経済産業省令で定める要件に該当するものであるものに限る。次項及び第三項第一号において同じ。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 送電事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件以外の供給条件により一般送配電事業者及び配電事業者に対する振替供給を行つてはならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該送電事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受ける一般送配電事業者及び配電事業者が振替供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二 (略)

2 (略)

(振替供給義務等)

第二十七条の十 送電事業者は、一般送配電事業者に振替供給を行うことを約しているときは、正当な理由がなければ、振替供給を拒んではならない。

2 (略)

(振替供給)

第二十七条の十一 送電事業者は、一般送配電事業者に対する振替供給（これに係る契約が経済産業省令で定める要件に該当するものであるものに限る。次項及び第三項第一号において同じ。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 送電事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件以外の供給条件により一般送配電事業者に対する振替供給を行つてはならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該送電事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受ける一般送配電事業者が振替供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二 (略)

三 送電事業者並びに第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受ける一般送配電事業者及び配電事業者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四・五 (略)

4 経済産業大臣は、送電事業者が正当な理由なく一般送配電事業者及び配電事業者に対する振替供給を拒んだときは、その送電事業者に対し、振替供給を行うべきことを命ずることができる。

(兼業の制限等)

第二十七条の十一の二 送電事業者は、小売電気事業、発電事業(小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。次項において同じ。)又は特定卸供給事業(小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。同項において同じ。)を営んではならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 経済産業大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る送電事業者が維持し、及び運用する送電用の電気工作物の総体としての規模、その設置の場所等を勘案して当該送電事業者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営むことが電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3 (略)

三 送電事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受ける一般送配電事業者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四・五 (略)

4 経済産業大臣は、送電事業者が正当な理由なく一般送配電事業者に対する振替供給を拒んだときは、その送電事業者に対し、振替供給を行うべきことを命ずることができる。

(兼業の制限等)

第二十七条の十一の二 送電事業者は、小売電気事業又は発電事業を営んではならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 経済産業大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る送電事業者が維持し、及び運用する送電用の電気工作物の総体としての規模、その設置の場所等を勘案して当該送電事業者が小売電気事業又は発電事業を営むことが電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3 (略)

(送電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

第二十七条の十一の三 送電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者(送電事業者の子会社、親会社若しくは当該送電事業者以外の当該親会社の子会社等に該当する小売電気事業者、発電事業者若しくは特定卸供給事業者又は当該小売電気事業者、発電事業者若しくは特定卸供給事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この節において同じ。)の取締役等又は従業者を、送電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 送電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該送電事業者が営む送電事業の業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの(第二十七条の十一の五第一項において「特定送電等業務」という。)に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 特定卸供給事業者 特定卸供給事業の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

(送電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

第二十七条の十一の三 送電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者(送電事業者の子会社、親会社若しくは当該送電事業者以外の当該親会社の子会社等に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この節において同じ。)の取締役等又は従業者を、送電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 送電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該送電事業者が営む送電事業の業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの(第二十七条の十一の五第一項において「特定送電等業務」という。)に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一・二 (略)

(新設)

四 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者。その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

3 (略)

(送電事業者の禁止行為等)

第二十七条の十一の四 (略)

2・3 (略)

4 送電事業者は、その特定関係事業者である小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者からその営む小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

5 (略)

(送電事業者の特定関係事業者が送電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)

第二十七条の十一の五 次の各号に掲げる送電事業者の特定関係事業者は、当該送電事業者が営む特定送電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者。その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

3 (略)

(送電事業者の禁止行為等)

第二十七条の十一の四 (略)

2・3 (略)

4 送電事業者は、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

5 (略)

(送電事業者の特定関係事業者が送電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)

第二十七条の十一の五 次の各号に掲げる送電事業者の特定関係事業者は、当該送電事業者が営む特定送電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 特定卸供給事業者 特定卸供給事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

四 第二十七条の十一の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2 (略)

第二十七条の十一の六 (略)

(準用)

第二十七条の十二 第六条の二、第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第二十二條、第二十三條の四、第二十六條の二、第二十六條の三、第二十七條第一項、第二十七條の二及び第二十七條の三の規定は、送電事業者に準用する。この場合において、第九条第一項中「第六条第二項第六号」とあるのは「第二十七條の七第二項第六号」と、同条第二項中「第六条第二項第二号から第四号まで」とあるのは「第二十七條の七第二項第二号から第四号まで」と、第十条第三項中「第五条」とあるのは「第二十七條の六」と、第二十二條第一項中「送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、第二十三條の四第一項中「託送供給及び電力量調整供給」とあるのは「振替供給」と、第二十六條の三第二項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相

一・二 (略)

(新設)

三 第二十七条の十一の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2 (略)

第二十七条の十一の六 (略)

(準用)

第二十七条の十二 第六条の二から第十一条まで、第十三条、第十四条、第二十二條、第二十三條の四、第二十六條の二、第二十六條の三、第二十七條第一項、第二十七條の二及び第二十七條の三の規定は、送電事業者に準用する。この場合において、第七条第二項及び第四項、第八条第二項並びに第二十六條の三第二項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方たる一般送配電事業者」と、第八条第一項中「第六条第二項第五号」とあるのは「第二十七條の七第二項第五号」と、同条第二項及び第十条第三項中「第五条」とあるのは「第二十七條の六」と、第九条第一項中「第六条第二項第六号」とあるのは「第二十七條の七第二項第六号」と、同条第二項中「第六条第二項第二号から第四号まで」とあるのは「第二十七條の七第二項第二号か

手方である一般送配電事業者及び配電事業者」と読み替えるものとする。

第三節の二 配電事業

(事業の許可)

第二十七条の十二の二 配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第二十七条の十二の三 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 商号及び住所
- 二 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役。第二十七条の十二の五第二項第三号において同じ。）の氏名
- 三 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 四 供給区域
- 五 配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項
 - イ 配電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、周波数及び電圧
 - ロ 変電用のものにあつては、その周波数及び出力
 - ハ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類

ら第四号まで」と、第二十二条第一項中「送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、第二十三条の四第一項中「託送供給及び電力量調整供給」とあるのは「振替供給」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

類、周波数及び出力

- 2| 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第二十七条の十二の四 経済産業大臣は、第二十七条の十二の二の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一| その配電事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。
- 二| その配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三| その配電事業の計画が確実であること。
- 四| その配電事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。
- 五| その配電事業の開始によつてその供給区域の全部又は一部について配電事業の用に供する電気工作物が著しく過剰とならないこと。
- 六| 前各号に掲げるもののほか、その配電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。

(許可証)

第二十七条の十二の五 経済産業大臣は、第二十七条の十二の二の許可をしたときは、許可証を交付する。

- 2| 許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(新設)

(新設)

- 一 許可の年月日及び許可の番号
- 二 商号及び住所
- 三 取締役の氏名
- 四 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 五 供給区域
- 六 配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項
 - イ 配電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、周波数及び電圧
 - ロ 変電用のものにあつては、その周波数及び出力
 - ハ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

(事業の開始の義務)

- 第二十七条の十二の六 配電事業者は、事業の許可を受けた日から十年以内において経済産業大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。
- 2 経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、供給区域を区分して前項の規定による指定をすることができる。
 - 3 経済産業大臣は、配電事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。
 - 4 配電事業者は、その事業(第二項の規定により供給区域を区分して第一項の規定による指定があつたときは、その区分に係る事業)を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(新設)

(供給区域の変更)

第二十七条の十二の七 配電事業者は、第二十七条の十二の五第二項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第二十七条の十二の四及び前条の規定は、前項の許可(同条の規定にあつては、供給区域の減少に係るものを除く。)に準用する。

(事業の許可の取消し等)

第二十七条の十二の八 経済産業大臣は、配電事業者が第二十七条の十二の六第一項の規定により経済産業大臣が指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内に事業を開始しないときは、第二十七条の十二の二の許可を取り消すことができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、配電事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第二十七条の十二の二の許可を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、前二項に規定する場合を除くほか、配電事業者の配電事業の用に供する配電用の電気工作物が第二条第一項第十一号の二の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつた場合において、当該要件に該当するものとなることが見込まれないと認めるときは、第二十七条の十二の二の許可を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、前三項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその配電事業者に送付しなければ

(新設)

(新設)

ならない。

第二十七条の十二の九 経済産業大臣は、第二十七条の十二の七第一項の許可を受けた配電事業者が同条第二項において準用する第二十七条の十二の六第一項の規定により経済産業大臣が指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内にその増加する供給区域において事業を開始しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 経済産業大臣は、配電事業者がその供給区域の一部において配電事業を行っていない場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、その一部について供給区域を減少することができる。

3 前条第四項の規定は、前二項の場合に準用する。

（託送供給義務等）

第二十七条の十二の十 配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給（振替供給にあつては、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。）を拒んではならない。

2 配電事業者は、その電力量調整供給を行うために過剰な供給能力を確保しなければならないこととなるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、その供給区域における電力量調整供給を拒んではならない。

3 配電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、

（新設）

（新設）

又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電用の電気工作物と当該配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

(託送供給等約款)

第二十七条の十二の十一 配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下この条及び次条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 配電事業者は、前項の規定による届出をした託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により託送供給等を行うときは、この限りでない。

3| 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該配電事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給等約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が第二十七条の十二の五第二項第五号の供給区域の全部又は一部をその供給区域の一部とする一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であること。

(新設)

二 第一項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 配電事業者及び第一項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

4 配電事業者は、第一項の規定により託送供給等約款の届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給等約款を公表しなければならない。

(引継計画の承認等)

第二十七条の十二の十二 配電事業者は、一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者から譲り受け、又は借り受けた電気工作物を配電事業の用に供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者と共同して、託送供給等の業務の引継ぎに関する計画（以下この条において「引継計画」という。）を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。その変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）を

(新設)

しようとするときも、同様とする。

2| 経済産業大臣は、前項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る計画が託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎを確保するために十分なものと認めるときは、その承認をす
るものとする。

3| 第一項の承認を受けた配電事業者及び一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者（次項及び第五項において「承認事業者」という。）は、第一項後段の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その変更の内容を経済産業大臣に届け出なければならない。

4| 経済産業大臣は、託送供給等の業務の円滑な引継ぎを確保するために必要があると認めるときは、承認事業者に対し、相当の期限を定め、第一項の承認を受けた引継計画を変更すべきことを命ずることができる。

5| 経済産業大臣は、承認事業者が、正当な理由がなく、第一項の承認を受けた引継計画を実施していないため、電気の利用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、当該承認事業者に対し、当該引継計画を実施すべきことを勧告することができる。

（準用）

第二十七条の十二の十三、第六条の二、第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第二十二條から第二十二條の三まで、第二十三條（第四項を除く。）、第二十三條の二から第二十六條の三まで、第二十七條第一項、第二十七條の二及び第二十七條の三の規定は、配電事業者に準用する。この場合において、

（新設）

第九条第一項中「第六条第二項第六号」とあるのは「第二十七
条の十二の五第二項第六号」と、同条第二項中「第六条第二項
第二号から第四号まで」とあるのは「第二十七条の十二の五第
二項第二号から第四号まで」と、第十条第三項中「第五条」と
あるのは「第二十七条の十二の四」と、第二十二條第一項、第
二十二條の三第二項並びに第二十三條第一項第二号及び第三項
中「変電、送電」とあるのは「変電」と、第二十二條の二第二
項中「送電用及び配電用」とあるのは「配電用」と、同条第三
項第一号中「及び第二十三條第二項から第五項まで」とあるの
は「並びに第二十三條第二項、第三項及び第五項」と、第二十
三條第二項中「一般送配電事業者の特定関係事業者等」とある
のは「配電事業者の特定関係事業者等」と、第二十三條の三第
一項第一号中「第四項本文若しくは」とあるのは「若しくは
」と読み替えるものとする。

第四節 特定送配電事業

(事業の届出)

第二十七条の十三 (略)

- 2 前項の規定による届出をする場合には、経済産業省令で定め
る書類を添付しなければならない。
- 3 (略)
- 4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物
を特定送配電事業の用に供することがその届出に係る供給地点
を供給区域に含む一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域
内の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがないと認め

第四節 特定送配電事業

(事業の届出)

第二十七条の十三 (略)

- 2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添
付しなければならない。
- 3 (略)
- 4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物
を特定送配電事業の用に供することがその届出に係る供給地点
を供給区域に含む一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用
者の利益を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、前項

るときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することにより前項に規定する一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域内の電気の利用者の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から二十日（次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することにより第四項に規定する一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域内の電気の利用者の利益が著しく阻害されるおそれがあるかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第三項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、二十日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

7 (略)

8 第二項から第六項までの規定は、前項の規定による変更の届出に準用する。この場合において、第三項中「特定送配電事業の用に供してはならない」とあるのは「変更してはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない」と、第四項から第六項までの規定中「電気工作物を特定送配電事業の用に供すること」とあるのは「変更」と読み

に規定する期間を短縮することができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することにより前項に規定する一般送配電事業者の供給区域内の電気の利用者の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から二十日（次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することにより第四項に規定する一般送配電事業者の供給区域内の電気の利用者の利益が著しく阻害されるおそれがあるかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第三項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、二十日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

7 (略)

8 第二項から第六項までの規定は、前項の届出に準用する。この場合において、第三項中「特定送配電事業の用に供してはならない」とあるのは「変更してはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない」と、第四項から第六項までの規定中「電気工作物を特定送配電事業の用に供すること」とあるのは「変更」と読み替えるものとする

替えるものとする。

9 (略)

(託送供給義務)

第二十七条の十四 特定送配電事業者は、小売電気事業者、一般送配電事業者又は配電事業者にその小売電気事業、一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約しているときは、正当な理由がなければ、託送供給を拒んではならない。

第二十七条の十五・第二十七条の十六 (略)

(登録の実施)

第二十七条の十七 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者である特定送配電事業者に通知しなければならない。

第二十七条の十八〜第二十七条の二十 (略)

(登録の取消し)

第二十七条の二十一 経済産業大臣は、登録特定送配電事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条の十五の登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

9 (略)

(託送供給義務)

第二十七条の十四 特定送配電事業者は、小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約しているときは、正当な理由がなければ、託送供給を拒んではならない。

第二十七条の十五・第二十七条の十六 (略)

(登録の実施)

第二十七条の十七 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者たる特定送配電事業者に通知しなければならない。

第二十七条の十八〜第二十七条の二十 (略)

(登録の取消し)

第二十七条の二十一 経済産業大臣は、登録特定送配電事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条の十五の登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二・三 (略)

2 (略)

第二十七条の二十二～第二十七条の二十四 (略)

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第二十七条の二十五 (略)

2 特定送配電事業者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第二十七条の二十六 (略)

第五節 発電事業

(事業の届出)

第二十七条の二十七 (略)

2 前項の規定による届出をする場合には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 (略)

(発電等義務)

第二十七条の二十八 発電事業者は、一般送配電事業者及び配電事業者^に、その維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いてその一般送配電事業及び配電事業の用に供するための電気

二・三 (略)

2 (略)

第二十七条の二十二～第二十七条の二十四 (略)

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第二十七条の二十五 (略)

2 特定送配電事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第二十七条の二十六 (略)

第五節 発電事業

(事業の届出)

第二十七条の二十七 (略)

2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 (略)

(発電等義務)

第二十七条の二十八 発電事業者は、一般送配電事業者^に、その維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いてその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給す

を発電し、当該電気を供給することを約しているときは、正当な理由がなければ、発電及び電気の供給を拒んではならない。

第二十七条の二十九 (略)

第五節の二 特定卸供給事業

(事業の届出)

第二十七条の三十 特定卸供給事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 特定卸供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項

四 第二条第一項第十五号の二の経済産業省令で定める方法に関する事項

五 事業開始の予定年月日

六 その他経済産業省令で定める事項

二 前項の規定による届出をする場合には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

三 第一項の規定による届出をした者(次項から第六項までにおいて「届出者」という。)は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、特定卸供給事業を開始してはならない。

ることを約しているときは、正当な理由がなければ、発電及び電気の供給を拒んではならない。

第二十七条の二十九 (略)

(新設)

(新設)

4 | 経済産業大臣は、届出者が特定卸供給事業を開始することが電気の使用者の利益の保護並びに一般送配電事業者及び配電事業者の電気の供給に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

5 | 経済産業大臣は、届出者が特定卸供給事業を開始することにより電気の使用者の利益の保護又は一般送配電事業者若しくは配電事業者の電気の供給に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該届出者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6 | 経済産業大臣は、届出者が特定卸供給事業を開始することにより電気の使用者の利益の保護又は一般送配電事業者若しくは配電事業者の電気の供給に支障を及ぼすおそれがあるかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第三項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、三十日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、当該届出者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならぬ。

7 | 特定卸供給事業者は、第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更するときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 | 第二項から第六項までの規定は、前項の規定による変更の届出に準用する。この場合において、第三項中「特定卸供給事業を開始してはならない」とあるのは「当該届出に係る事項を變

更してはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない」と、第四項から第六項までの規定中「特定卸供給事業を開始する」とあるのは「当該届出に係る事項を変更する」と読み替えるものとする。

9) 特定卸供給事業者は、第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

(特定卸供給義務)

第二十七条の三十一 特定卸供給事業者は、一般送配電事業者又は配電事業者に、特定卸供給によりその一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を供給することを約しているときは、正当な理由がなければ、特定卸供給を拒んではならない。

(準用)

第二十七条の三十二 第二条の七第一項本文及び第二項、第二条の十七第一項並びに第二十七条の二十五の規定は、特定卸供給事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「事業の全部又は一部」とあるのは、「事業」と読み替えるものとする。

第六節 特定供給

第二十七条の三十三 電気事業（発電事業を除く。）を営む場合

(新設)

(新設)

第六節 特定供給

第二十七条の三十 電気事業（発電事業を除く。）を営む場合及

及び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

一 (略)

二 小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業又は特定卸供給事業の用に供するための電気を供給するとき。

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 供給する場所が一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域内にあるものにあつては、当該一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。

4 5 6 (略)

第七節 広域的運営

第一款 電気事業者等の相互の協調

第二十八条・第二十八条の二 (略)

第二款 特定自家用電気工作物設置者の届出

び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

一 (略)

二 小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を供給するとき。

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 供給する場所が一般送配電事業者の供給区域内にあるものにあつては、当該一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。

4 5 6 (略)

第七節 広域的運営

第一款 電気事業者等の相互の協調

第二十八条・第二十八条の二 (略)

第二款 特定自家用電気工作物設置者の届出

第二十八条の三 発電用の自家用電気工作物であつて経済産業省令で定める要件に該当するものを維持し、及び運用する者（小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者を除く。）は、当該自家用電気工作物と一般送配電事業者若しくは配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者（第三十一条第二項において「特定自家用電気工作物設置者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物と一般送配電事業者若しくは配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続されている状態であったとき。

四 (略)

第三款 広域的運営推進機関

第二十八条の三 発電用の自家用電気工作物であつて経済産業省令で定める要件に該当するものを維持し、及び運用する者（小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者を除く。）は、当該自家用電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者（第三十一条第二項において「特定自家用電気工作物設置者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続されている状態であったとき。

四 (略)

第三款 広域的運営推進機関

第一目 総則

(目的)

第二十八条の四 広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。

第二十八条の五 第二十八条の九（略）

第二目 会員

第二十八条の十（略）

(加入義務等)

第二十八条の十一（略）

2 第二条の二の登録を受けて小売電気事業を営もうとする者、第三条の許可を受けて一般送配電事業を営もうとする者、第二十七条の四の許可を受けて送電事業を営もうとする者、第二十七条の十二の二の許可を受けて配電事業を営もうとする者、第二十七条の十三第一項の規定による届出をして特定送配電事業を営もうとする者、第二十七条の二十七第一項の規定による届

第一目 総則

(目的)

第二十八条の四 広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。

第二十八条の五 第二十八条の九（略）

第二目 会員

第二十八条の十（略）

(加入義務等)

第二十八条の十一（略）

2 第二条の二の登録を受けて小売電気事業を営もうとする者、第三条の許可を受けて一般送配電事業を営もうとする者、第二十七条の四の許可を受けて送電事業を営もうとする者、第二十七条の十三第一項の届出をして特定送配電事業を営もうとする者及び第二十七条の二十七第一項の届出をして発電事業を営もうとする者は、その登録若しくは許可の申請又は届出に先立つ

出をして発電事業を営もうとする者及び第二十七条の三十第一項の規定による届出をして特定卸供給事業を営もうとする者は、その登録若しくは許可の申請又は届出に先立って、推進機関に加入する手続をとらなければならない。ただし、その者が推進機関の会員であるときは、この限りでない。

3・4 (略)

(脱退等)

第二十八条の十二 小売電気事業者である会員にあつては第二條の九第一項の規定による第二條の二の登録の取消しにより、一般送配電事業者である会員にあつては第十五條第一項又は第二項の規定による第三條の許可の取消しにより、送電事業者である会員にあつては第二十七條の八第一項から第三項までの規定による第二十七條の四の許可の取消しにより、配電事業者である会員にあつては第二十七條の十二の八第一項から第三項までの規定による第二十七條の十二の二の許可の取消しにより、当然、推進機関を脱退する。

2 会員は、推進機関を脱退することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一〜三 (略)

四 第二十七條の十二の八第一項から第三項までの規定により第二十七條の十二の二の許可が取り消された場合

五 第二條の八第一項の規定による届出（小売電気事業の廃止に係るものに限る。）をする場合

六・七 (略)

八 第二十七條の十二の十三において準用する第十四條第一項

て、推進機関に加入する手続をとらなければならない。ただし、その者が推進機関の会員であるときは、この限りでない。

3・4 (略)

(脱退等)

第二十八条の十二 小売電気事業者である会員にあつては第二條の九第一項の規定による第二條の二の登録の取消しにより、一般送配電事業者である会員にあつては第十五條第一項又は第二項の規定による第三條の許可の取消しにより、送電事業者である会員にあつては第二十七條の八第一項から第三項までの規定による第二十七條の四の許可の取消しにより、当然、推進機関を脱退する。

2 会員は、推進機関を脱退することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一〜三 (略)

(新設)

四 第二條の八第一項の届出（小売電気事業の廃止に係るものに限る。）をする場合

五・六 (略)

(新設)

の許可（配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受け
る場合

九 第二十七条の二十五第一項の規定による届出（特定送配電
事業の全部の廃止に係るものに限る。）をする場合

十 第二十七条の二十九において準用する第二十七条の二十五
第一項の規定による届出（発電事業の廃止に係るものに限る
。）をする場合

十一 第二十七条の三十二において準用する第二十七条の二十
五第一項の規定による届出（特定卸供給事業の廃止に係るも
のに限る。）をする場合

十二（略）

3 第一項及び前項ただし書の規定は、会員が小売電気事業者、
一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業
者、発電事業者又は特定卸供給事業者のいずれか二以上である
ときは、そのいずれでもなくなるときに限り、適用する。

第三目 設立

第二十八条の十三と第二十八条の十七（略）

第四目 管理

（定款記載事項）

第二十八条の十八 推進機関の定款には、次に掲げる事項を記載
しなければならない。

一と三（略）

七 第二十七条の二十五第一項の届出（特定送配電事業の全部
の廃止に係るものに限る。）をする場合

八 第二十七条の二十九において準用する第二十七条の二十五
第一項の届出（発電事業の廃止に係るものに限る。）をする
場合

（新設）

九（略）

3 第一項及び前項ただし書の規定は、会員が小売電気事業者、
一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事
業者のいずれか二以上であるときは、そのいずれでもなくなると
きに限り、適用する。

第三目 設立

第二十八条の十三と第二十八条の十七（略）

第四目 管理

（定款記載事項）

第二十八条の十八 推進機関の定款には、次に掲げる事項を記載
しなければならない。

一と三（略）

四 会員に関する次に掲げる事項

イ 会員である資格

ロ・ハ (略)

五十一 (略)

2 (略)

第二十八条の十九〜第二十八条の三十 (略)

第五目 総会

第二十八条の三十一〜第二十八条の三十九 (略)

第六目 業務

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 送配電等業務（一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この項において同じ。）の実施に関する基本的な指針（以下この節において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。

四八 (略)

八の二 再生可能エネルギー電気特措法第二条の二第三項、第十五条の二第一項及び第二十八条第二項の規定による交付金

四 会員に関する次に掲げる事項

イ 会員たる資格

ロ・ハ (略)

五十一 (略)

2 (略)

第二十八条の十九〜第二十八条の三十 (略)

第五目 総会

第二十八条の三十一〜第二十八条の三十九 (略)

第六目 業務

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 送配電等業務（一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この項において同じ。）の実施に関する基本的な指針（以下この節において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。

四八 (略)

(新設)

の交付並びに再生可能エネルギー電気特措法第三十一条第一項及び第三十八条第一項の規定による納付金の徴収を行うこと。

八の三 再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十三の規定による解体等積立金の管理を行うこと。

九・十 (略)

2 推進機関は、前項各号に掲げる業務のほか、電気事業の広域的な運営の推進に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

二 再生可能エネルギー電気特措法第七条第十項の規定による入札を実施すること。

3 (略)

第二十八条の四十一〜第二十八条の四十三 (略)

(推進機関の指示)

第二十八条の四十四 推進機関は、小売電気事業者である会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者である会員が営む一般送配電事業、配電事業者である会員が営む配電事業又は特定送配電事業者である会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、業務規程で定めるところにより、会員に対し、次に掲げる事項を指

(新設)

九・十 (略)

2 推進機関は、前項各号に掲げる業務のほか、電気事業の広域的な運営の推進に資するため、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付することができる。

(新設)

(新設)

3 (略)

第二十八条の四十一〜第二十八条の四十三 (略)

(推進機関の指示)

第二十八条の四十四 推進機関は、小売電気事業者である会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者である会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者である会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、業務規程で定めるところにより、会員に対し、次に掲げる事項を指示することができる。ただし、第一号に

示することができる。ただし、第一号に掲げる事項は送電事業者である会員に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者である会員、発電事業者である会員及び特定卸供給事業者である会員に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者である会員、発電事業者である会員及び特定卸供給事業者である会員に対しては、指示することができない。

一 (略)

二 小売電気事業者である会員、一般送配電事業者である会員、配電事業者である会員又は特定送配電事業者である会員に振替供給を行うこと。

三 五 (略)

2・3 (略)

第二十八条の四十五 第二十八条の四十七 (略)

第七目 財務及び会計

第二十八条の四十八 第二十八条の五十 (略)

(区分経理)

第二十八条の五十一 推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

一 (略)

二 第二十八条の四十第一項第八号の二に掲げる業務

三 第二十八条の四十第一項第八号の三に掲げる業務

四 第二十八条の四十第二項第一号に掲げる業務

掲げる事項は送電事業者である会員に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者である会員及び発電事業者である会員に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者である会員及び発電事業者である会員に対しては、指示することができない。

一 (略)

二 小売電気事業者である会員、一般送配電事業者である会員又は特定送配電事業者である会員に振替供給を行うこと。

三 五 (略)

2・3 (略)

第二十八条の四十五 第二十八条の四十七 (略)

第七目 財務及び会計

第二十八条の四十八 第二十八条の五十 (略)

(区分経理)

第二十八条の五十一 推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

一 (略)

二 第二十八条の四十第二項の規定に基づき行う業務

(新設)

(新設)

- 五 第二十八条の四十第二項第二号に掲げる業務
六 前各号に掲げる業務以外の業務

(借入金及び広域的運営推進機関債)

第二十八条の五十二 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は広域的運営推進機関債(以下この条及び次条において「機関債」という。)の発行(機関債の借換えのための発行を含む。)をすることができる。この場合において、推進機関は、機関債の債券を発行することができる。

2 経済産業大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなつてはならない。

4 機関債の債権者は、推進機関の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、機関債の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 会社法第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか

- 三 (新設)
前二号に掲げる業務以外の業務

(新設)

、機関債に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

第二十八條の五十三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範圍内において、推進機関の前條第一項の借入れ又は機関債に係る債務(第二十八條の四十第一項第五号又は第八号の二に掲げる業務に係るものに限る。)の保証をすることが出来る。

(余裕金の運用)

第二十八條の五十四 推進機関は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他經濟産業大臣の指定する有価証券の保有
- 二 經濟産業大臣の指定する金融機関への預金
- 三 その他經濟産業省令で定める方法

第二十八條の五十五 (略)

第八目 監督

第二十八條の五十六 (略)

第九目 雜則

第二十八條の五十七 (略)

(新設)

(新設)

第二十八條の五十二 (略)

第八目 監督

第二十八條の五十三 (略)

第九目 雜則

第二十八條の五十四 (略)

第四款 供給計画

第二十九条 (略)

25 (略)

6 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、電気事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者に対しては、命ずることができない。

一 小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者に電気を供給すること。

25 (略)

第三十条 (略)

第五款 災害等への対応

(供給命令等)

第三十一条 経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは電気事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に掲げる

第四款 供給計画

第二十九条 (略)

25 (略)

6 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、電気事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者及び発電事業者に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者及び発電事業者に対しては、命ずることができない。

一 小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者に電気を供給すること。

25 (略)

第三十条 (略)

第五款 災害等への対応

(供給命令等)

第三十一条 経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは電気事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に掲げる

事項は小売電気事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者に対しては、命ずることができない。

- 一 小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者に電気を供給すること。
- 二 小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者に振替供給を行うこと。

三〇五 (略)

第三十二条〜第三十三条の三 (略)

(情報の提供の求め等)

第三十四条 経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生ずることにより、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処又は当該事態の発生の防止のため必要があると認める場合には、一般送配電事業者又は配電事業者に対し、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供することを求めることができる。

2 一般送配電事業者又は配電事業者は、経済産業大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、速やかに、その求めに応じなければならない。

3 前項の場合には、当該一般送配電事業者又は配電事業者については、第二十三条第一項(第一号に係る部分に限り、第二十七條の十二の十三において準用する場合を含む。第三十七條の

事項は小売電気事業者及び発電事業者に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者及び発電事業者に対しては、命ずることができない。

- 一 小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者に電気を供給すること。
- 二 小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者に振替供給を行うこと。

三〇五 (略)

第三十二条〜第三十三条の三 (略)

(情報の提供の求め等)

第三十四条 経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生ずることにより、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処又は当該事態の発生の防止のため必要があると認める場合には、一般送配電事業者に対し、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供することを求めることができる。

2 一般送配電事業者は、経済産業大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、速やかに、その求めに応じなければならない。

3 前項の場合には、当該一般送配電事業者については、第二十三条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

三第一項において同じ。）の規定は、適用しない。

第六款 電気の使用制限等

第三十四条の二 (略)

第八節 あつせん及び仲裁

(あつせん)

第三十五条 電気供給事業者間において、電力の取引に係る契約その他の取決めであつて政令で定めるもの（以下この項及び次条第一項において「契約等」という。）について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、電力・ガス取引監視等委員会（以下この節において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第二十五条第二項（第二十七条の十二の十三及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

25 (略)

6 あつせん委員は、あつせん中の事件について、当事者が第二十五条第二項（第二十七条の十二の十三及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請又は次条第

第六款 電気の使用制限等

第三十四条の二 (略)

第八節 あつせん及び仲裁

(あつせん)

第三十五条 電気供給事業者間において、電力の取引に係る契約その他の取決めであつて政令で定めるもの（以下この項及び次条第一項において「契約等」という。）について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、電力・ガス取引監視等委員会（以下この節において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

25 (略)

6 あつせん委員は、あつせん中の事件について、当事者が第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請

一項の規定による仲裁の申請をしたときは、当該あつせんを打ち切るものとする。

(仲裁)

第三十六条 電気供給事業者間において、契約等の締結に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第二十五条第二項(第二十七条の十二の十三及び第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2と4 (略)

第三十七条・第三十七条の二 (略)

第二章の二 電気使用者情報の利用及び提供

(電気使用者情報の提供の禁止の例外)

第三十七条の三 第二十三条第一項の規定にかかわらず、一般送配電事業者又は配電事業者は、認定電気使用者情報利用者等協会(次条の規定による認定を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、同項第一号の電気の利用者に関する情報(同号の経済産業省令で定めるものを除く。以下「電気使用者情報」という。)を提供することができる。

2) 前項の規定は、電気使用者情報の提供を制限する他の法律の規定の適用を妨げるものではない。

をしたときは、当該あつせんを打ち切るものとする。

(仲裁)

第三十六条 電気供給事業者間において、契約等の締結に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第二十五条第二項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2と4 (略)

第三十七条・第三十七条の二 (略)

(新設)

(新設)

〔認定電気使用者情報利用者等協会の認定〕

第三十七条の四 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、電気使用者情報を利用しようとする者並びに前条第一項の規定により電気使用者情報を提供しようとする一般送配電事業者及び配電事業者（第二号において「電気使用者情報利用者等」という。）が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、次条に規定する業務（以下この章において「情報利用等適正化業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 社員（以下この章において「会員」という。）による電気使用者情報の利用及び提供の適正化を図ることにより電気供給事業者間の適正な競争関係の確保に資することを目的とすること。

二 電気使用者情報利用者等を会員に含む旨の定款の定めがあること。

三 情報利用等適正化業務の適確な実施のために必要な業務の方法を定めているものであること。

四 情報利用等適正化業務を適確に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

〔認定電気使用者情報利用者等協会の業務〕

第三十七条の五 認定電気使用者情報利用者等協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 一般送配電事業者又は配電事業者が第三十七条の三第一項の規定により提供した電気使用者情報を会員に提供する業務

（新設）

（新設）

- 二 会員が電気使用者情報の利用及び提供をするに当たり、この法律その他の法令の規定及び第四号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務
- 三 会員の行う電気使用者情報の利用及び提供の適正化を図るために必要な指導、勧告その他の業務
- 四 会員の行う電気使用者情報の利用及び提供の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定
- 五 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分又は前号の規則の遵守の状況の調査
- 六 会員の行う電気使用者情報の利用及び提供の適正化を図るために必要な情報の収集、整理及び提供
- 七 電気使用者情報の利用及び提供に関する電気供給事業者及び電気の利用者からの苦情の処理
- 八 電気の利用者に対する広報
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 十 前各号に掲げるもののほか、電気使用者情報の利用及び提供に関し、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保に資する業務

(会員名簿の縦覧等)

第三十七条の六 認定電気使用者情報利用者等協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 認定電気使用者情報利用者等協会でない者は、その名称中に、認定電気使用者情報利用者等協会と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(新設)

3| 認定電気使用者情報利用者等協会の会員でない者は、その名
称中に、認定電気使用者情報利用者等協会の会員と誤認される
おそれのある文字を用いてはならない。

(電気供給事業者及び電気の利用者からの苦情に関する対応)

第三十七条の七 認定電気使用者情報利用者等協会は、電気供給
事業者及び電気の利用者から会員の行う電気使用者情報の利用
及び提供に関する苦情について解決の申出があつたときは、そ
の相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情
を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知し
てその迅速な処理を求めなければならない。

2| 認定電気使用者情報利用者等協会は、前項の申出に係る苦情
の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、
文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求める
ことができる。

3| 会員は、認定電気使用者情報利用者等協会から前項の規定に
よる求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒ん
ではならない。

4| 認定電気使用者情報利用者等協会は、第一項の申出、苦情に
係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければ
ならない。

(認定電気使用者情報利用者等協会への報告等)

第三十七条の八 会員は、他の会員が行つた電気使用者情報の利
用及び提供に関し、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保
するために必要な情報として経済産業省令で定めるものを取得

(新設)

(新設)

したときは、これを認定電気使用者情報利用者等協会に報告し
なければならない。

2) 認定電気使用者情報利用者等協会は、その保有する前項に規
定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当
な理由がある場合を除き、当該情報を提供しなければならない
。

(目的外利用の禁止)

第三十七条の九 認定電気使用者情報利用者等協会の役員若しく
は職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得
た情報を、情報利用等適正化業務の用に供する目的以外に利用
してはならない。

(定款の必要的記載事項)

第三十七条の十 認定電気使用者情報利用者等協会は、その定款
において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一
条第一項各号に掲げる事項及び第三十七条の四第二号に規定す
る定款の定めのほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令
の規定又は第三十七条の五第四号の規則に違反した会員に対し
、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除
名する旨を定めなければならない。

(認定電気使用者情報利用者等協会に対する監督)

第三十七条の十一 経済産業大臣は、情報利用等適正化業務の運
営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に
必要な限度において、認定電気使用者情報利用者等協会に対し

(新設)

(新設)

(新設)

、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2| 経済産業大臣は、情報利用等適正化業務の運営がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、認定電気使用者情報利用者等協会の認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて情報利用等適正化業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(経済産業大臣による情報提供)

第三十七条の十二 経済産業大臣は、認定電気使用者情報利用者等協会の求めに応じ、認定電気使用者情報利用者等協会が情報利用等適正化業務を適正に行うために必要な限度において、会員又は会員になろうとする者に関する情報であつて情報利用等適正化業務に資するものとして経済産業省令で定める情報を提供することができる。

第三章 電気工作物

第一節 定義

第三十八条 (略)

2 (略)

3 この法律において「自家用電気工作物」とは、次に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

一・二 (略)

(新設)

第三章 電気工作物

第一節 定義

第三十八条 (略)

2 (略)

3 この法律において「自家用電気工作物」とは、次に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

一・二 (略)

三 配電事業
四・五 (略)

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

(事業用電気工作物の維持)

第三十九条 (略)

2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。
い。

一・二 (略)

三 事業用電気工作物の損壊により一般送配電事業者又は配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。

四 事業用電気工作物が一般送配電事業又は配電事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

第四十条・第四十一条 (略)

第二款 自主的な保安

第四十二条〜第四十六条 (略)

(新設)
三・四 (略)

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

(事業用電気工作物の維持)

第三十九条 (略)

2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。
い。

一・二 (略)

三 事業用電気工作物の損壊により一般送配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。

四 事業用電気工作物が一般送配電事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

第四十条・第四十一条 (略)

第二款 自主的な保安

第四十二条〜第四十六条 (略)

第三款 環境影響評価に関する特例

第四十六条の二（第四十六条の二十三）（略）

第四款 工事計画及び検査

（工事計画）

第四十七条（略）

2（略）

3 主務大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一（略）

二 事業用電気工作物が一般送配電事業又は配電事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

三・四（略）

4・5（略）

第四十八条（第五十五条）（略）

第五款 承継

第五十五条の二（略）

第三節 一般用電気工作物

第三款 環境影響評価に関する特例

第四十六条の二（第四十六条の二十三）（略）

第四款 工事計画及び検査

（工事計画）

第四十七条（略）

2（略）

3 主務大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一（略）

二 事業用電気工作物が一般送配電事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

三・四（略）

4・5（略）

第四十八条（第五十五条）（略）

第五款 承継

第五十五条の二（略）

第三節 一般用電気工作物

第五十六条〜第五十七条の二 (略)

第四章 土地等の使用

(一時使用)

第五十八条 電気事業者（小売電気事業者及び特定卸供給事業者を除く。以下この章において同じ。）は、次に掲げる目的のため他人の土地又はこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）を利用することが必要であり、かつ、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを一時使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、電線路（その電線路の維持及び運用に必要な通信の用に供する線路を含む。）又はその附属設備（以下この章において「電線路」と総称する。）を支持するために利用する場合に限る。

一 電気事業（小売電気事業及び特定卸供給事業を除く。以下この章において同じ。）の用に供する電線路に関する工事の施行のため必要な資材若しくは車両の置場、土石の捨場、作業場、架線のためのやぐら又は索道の設置

二・三 (略)

2〜7 (略)

第五十九条〜第六十五条 (略)

(準用)

第五十六条〜第五十七条の二 (略)

第四章 土地等の使用

(一時使用)

第五十八条 電気事業者（小売電気事業者を除く。以下この章において同じ。）は、次に掲げる目的のため他人の土地又はこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）を利用することが必要であり、かつ、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを一時使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、電線路（その電線路の維持及び運用に必要な通信の用に供する線路を含む。）又はその附属設備（以下この章において「電線路」と総称する。）を支持するために利用する場合に限る。

一 電気事業（小売電気事業を除く。以下この章において同じ。）の用に供する電線路に関する工事の施行のため必要な資材若しくは車両の置場、土石の捨場、作業場、架線のためのやぐら又は索道の設置

二・三 (略)

2〜7 (略)

第五十九条〜第六十五条 (略)

(準用)

第六十六条 第六十一条第三項、第六十二条及び第六十三条の規定は、小売電気事業者、特定卸供給事業者及び自家用電気工作物を設置する者に準用する。この場合において、第六十一条第三項中「電線路を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、又は火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」とあるのは、「火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」と読み替えるものとする。

第五章 電力・ガス取引監視等委員会

第六十六条の二 (略)

(権限)

第六十六条の三 委員会は、この法律、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）及び再生可能エネルギー電気特措法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

第六十六条の四 第六十六条の十 (略)

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一・二 (略)

三 第二条の十七第一項（第二十七条の三十二において準用す

第六十六条 第六十一条第三項、第六十二条及び第六十三条の規定は、小売電気事業者及び自家用電気工作物を設置する者に準用する。この場合において、第六十一条第三項中「電線路を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、又は火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」とあるのは、「火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」と読み替えるものとする。

第五章 電力・ガス取引監視等委員会

第六十六条の二 (略)

(権限)

第六十六条の三 委員会は、この法律、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に關する特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

第六十六条の四 第六十六条の十 (略)

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一・二 (略)

三 第二条の十七第一項、第二項（第二十七条の二十六第三項

る場合を含む。)、第二条の十七第二項(第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。)、第二条の十七第三項(第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。)、第九条第五項(第十三条第二項(第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第十七条の三第一項、第十八条第六項若しくは第十一項、第十九条第一項、第二十条第三項若しくは第二十一条第三項、第二十二条の三第三項、第二十三条第六項、第二十三条の二第二項若しくは第二十三条の三第二項(これらの規定を第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第二十七条第一項(第二十七条の十二、第二十七条の十二の十三、第二十七条の二十六第一項及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。)、第二十七條第二項、第二十七條の三(第二十七條の十二、第二十七條の十二の十三及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。)、第二十七條の十一第三項若しくは第四項、第二十七條の十一の三第三項、第二十七條の十一の四第五項、第二十七條の十一の五第二項、第二十七條の十一の六第二項、第二十七條の十二の十一第三項、第二十七條の十二の十二第四項、第二十七條の十三第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第二十七條の三十第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第二十八條の四十六第三項、第二十八條の四十七第四項、第二十八條の五十六、第二十九條第六項、第三十七條の十一、第九十九條第二項、第九十九條の十三、第九十九條の十四又は第百三條の二第三項

において準用する場合を含む。)若しくは第三項(第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。)、第九条第五項(第十三条第二項(第二十七条の十二において準用する場合を含む。))及び第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第十八条第六項若しくは第十一項、第十九条第一項、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条の三第三項、第二十三条第六項、第二十三条の二第二項、第二十三条の三第二項、第二十七条第一項(第二十七条の十二、第二十七条の二十六第一項及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。)、第二十七条第二項、第二十七条の三(第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。)、第二十七条の十一第三項若しくは第四項、第二十七条の十一の三第三項、第二十七条の十一の四第五項、第二十七条の十一の五第二項、第二十七条の十一の六第二項、第二十七条の十三第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第二十八條の四十六第三項、第二十八條の四十七第四項、第二十八條の五十三、第二十九條第六項、第九十九條第二項、第九十九條の十三又は第九十九條の十四の規定による命令をしようとするとき。

の規定による命令をしようとするとき。

四 第三条、第八条第一項、第十四条第一項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の四、第二十七条の七の三第一項、第二十七条の十二の二、第二十七条の十二の七第一項、第二十七条の三十三第一項又は第九十九条の九第一項の規定による許可をしようとするとき。

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二條の二第一項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十九、第二十八条の五十二第一項若しくは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとするとき。

六 第十五条第二項、第二十七条の八第二項、第二十七条の十二の八第二項又は第二十七条の三十三第六項の規定による許可の取消しをしようとするとき。

七 第十六条第二項又は第二十七条の十二の九第二項の規定による供給区域の減少の処分をしようとするとき。
(削る)

四 第三条、第八条第一項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項、第二十七条の四、第二十七条の三十三第一項又は第九十九条の九第一項の規定による許可をしようとするとき。

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二條の二第一項ただし書、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十九、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとするとき。

六 第十五条第二項、第二十七条の八第二項又は第二十七条の三十三第六項の規定による許可の取消しをしようとするとき。

七 第十六条第二項の規定による供給区域の減少の処分をしようとするとき。

八 第十九条第二項の規定による変更の処分をしようとするとき。

八| 第十七条の二第一項、第二十条第二項ただし書、第二十一条第二項ただし書、第二十三条第二項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一の四第二項ただし書、第二十七条の十二の十一第二項ただし書、第二十七条の十二の十一第二項又は第二十八条の五十第一項の規定による承認をしようとするとき。

九| 第十七条の三第二項又は第十九条第二項の規定による変更の処分をしようとするとき。

十| 第二十条の二第一項又は第九十七条第一項の規定による指定をしようとするとき。

十一| 第二十条の二第三項の規定による指定の解除をしようとするとき。

十二| 第二十五条第二項（第二十七条の十二の十三及び第三十条において準用する場合を含む。）の規定による裁定をしようとするとき。

十三| 第二十七条の十二の十二第五項、第二十九条第五項又は第三十三条の二第四項若しくは第五項の規定による勧告をしようとするとき。

（削る）

十四| 第三十七条の四の規定による認定をしようとするとき。

十五| 第三十七条の十一第二項の規定による認定の取消しをしようとするとき。

十六| （略）

2
（略）

九| 第二十条第二項ただし書、第二十一条第二項ただし書、第二十三条第二項ただし書、第二十七条の十一の四第二項ただし書又は第二十八条の五十第一項の規定による承認をしようとするとき。

（新設）

（新設）

（新設）

十| 第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定をしようとするとき。

十一| 第二十九条第五項又は第三十三条の二第四項若しくは第五項の規定による勧告をしようとするとき。

十二| 第九十七条第一項の規定による指定をしようとするとき。

（新設）

（新設）

十三| （略）

2
（略）

(勧告)

第六十六条の十二 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者又は第百三条の二第二項に規定する届出者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた電気事業者又は第百三条の二第二項に規定する届出者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3 (略)

第六十六条の十三 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(勧告)

第六十六条の十二 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項若しくは第十項又は第百七条第二項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3 (略)

第六十六条の十三 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項若しくは第十項又は第百七条第二項、第三項、第六項若しくは第八項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

第六十六条の十四（第六十六条の十七）（略）

第六章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調
査機関

第一節 登録安全管理審査機関

第六十七条（第七十四条）（略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第七十五条 登録安全管理審査機関は、毎事業年度経過後三月以
内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又
は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（
電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識する
ことができない方式で作られる記録であつて、電子計算機によ
る情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同
じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成が
されている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百
二十六条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間
事業所に備え置かなければならない。

2 （略）

第七十六条（第八十条）（略）

第二節 指定試験機関

第六十六条の十四（第六十六条の十七）（略）

第六章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調
査機関

第一節 登録安全管理審査機関

第六十七条（第七十四条）（略）

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第七十五条 登録安全管理審査機関は、毎事業年度経過後三月以
内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又
は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（
電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識する
ことができない方式で作られる記録であつて、電子計算機によ
る情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同
じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成が
されている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百
二十二条の四において「財務諸表等」という。）を作成し、五
年間事業所に備え置かなければならない。

2 （略）

第七十六条（第八十条）（略）

第二節 指定試験機関

第八十一条～第八十八条 (略)

第三節 登録調査機関

第八十九条～第九十六条 (略)

第七章 卸電力取引所

第九十七条～第九十九条の十四 (略)

第八章 雑則

(登録等の条件)

第百条 登録、変更登録、許可、指定、認可又は承認には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は登録、変更登録、許可、指定、認可若しくは承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該登録、変更登録、許可、指定、認可又は承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第百一条～第百三条 (略)

(特定計量の届出等)

第百三条の二 電力の取引又は証明(計量法(平成四年法律第五十一号)第二条第二項に規定する取引又は証明をいう。)にお

第八十一条～第八十八条 (略)

第三節 登録調査機関

第八十九条～第九十六条 (略)

第七章 卸電力取引所

第九十七条～第九十九条の十四 (略)

第八章 雑則

(登録等の条件)

第百条 登録、変更登録、許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は登録、変更登録、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該登録、変更登録、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第百一条～第百三条 (略)

(新設)

ける法定計量単位（同法第八条第一項に規定する法定計量単位をいう。）による計量（同法第二条第一項に規定する計量をいう。）であつて、その適正を確保することが特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下この条、第百十一条第四項及び第百十七条の六において「特定計量」という。）をする者は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを變更するときも、同様とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 特定計量の内容

四 特定計量の適正を確保するための措置の内容

五 特定計量の開始の予定年月日

六 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の規定による届出を行った者（以下「届出者」という。）は、経済産業省令で定める基準に従つて、特定計量をしなければならぬ。

3 経済産業大臣は、届出者が前項の経済産業省令で定める基準に従つて特定計量をしていない場合において、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出者に対し、その特定計量の中止又はその方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 計量法第十六条第一項及び第四十条から第四十八条までの規定は、第一項の規定による届出に係る特定計量に使用される電

気計器については、適用しない。

第四百四条 (略)

(監査)

第二百五条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

第百六条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

4 経済産業大臣は、第二十二條の三から第二十三條の三まで、第二十七條の十一の三から第二十七條の十一の六まで又は第二十七條の十二の十三において準用する第二十二條の三、第二十三條(第四項を除く。)、第二十三條の二若しくは第二十三條の三の規定の施行に必要な限度において、第二十二條の三第一項に規定する特定関係事業者(小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者を除く。次項及び次条第三項にお

第四百四条 (略)

(監査)

第二百五条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

第百六条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

4 経済産業大臣は、第二十二條の三から第二十三條の三まで又は第二十七條の十一の三から第二十七條の十一の六までの規定の施行に必要な限度において、第二十二條の三第一項に規定する特定関係事業者(小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者を除く。次項及び次条第三項において「一般送配電事業者の特定関係事業者」という。)又は第二十七條の十一の三第一項に規定する特定関係事業者(小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、

て「一般送配電事業者の特定関係事業者」という。）、第二十七條の十一の第三項に規定する特定関係事業者（小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者を除く。次項及び次条第三項において「送電事業者の特定関係事業者」という。）、又は第二十七條の十二の十三において準用する第二十二條の第三項に規定する特定関係事業者（小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者を除く。次項及び次条第三項において「配電事業者の特定関係事業者」という。）、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

5 経済産業大臣は、第三項の規定により一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者に対し報告又は資料の提出をさせた場合において、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するため特に必要があると認めるときは、第二十三條第二項（第二十七條の十一の四第二項の規定の施行に必要な限度において、当該一般送配電事業者の特定関係事業者等（一般送配電事業者の特定関係事業者を除く。）、当該送電事業者の特定関係事業者等（送電事業者の特定関係事業者を除く。）又は当該配電事業者の特定関係事業者等（配電事業者の特定関係事業者を除く。））に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

6～8 (略)

9 経済産業大臣は、第三十七條の四から第三十七條の十二までの規定の施行に必要な限度において、認定電気使用者情報利用

特定送配電事業者及び発電事業者を除く。次項及び次条第三項において「送電事業者の特定関係事業者」という。）に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

5 経済産業大臣は、第三項の規定により一般送配電事業者又は送電事業者に対し報告又は資料の提出をさせた場合において、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するため特に必要があると認めるときは、第二十三條第二項又は第二十七條の十一の四第二項の規定の施行に必要な限度において、当該一般送配電事業者の特定関係事業者等（一般送配電事業者の特定関係事業者を除く。）又は送電事業者の特定関係事業者等（送電事業者の特定関係事業者を除く。）に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

6～8 (略)

(新設)

者等協会に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

10| 経済産業大臣は、前項の規定により認定電気使用者情報利用者等協会に対し報告又は資料の提出をさせた場合において、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために特に必要があると認めるときは、第三十七条の四から第三十七条の十二までの規定の施行に必要な限度において、当該認定電気使用者情報利用者等協会の会員（第三十七条の四第一号に規定する会員をいう。第二百二十条第六号において同じ。）に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

11| 略

12| 略

13| 経済産業大臣は、第二百三条の二の規定の施行に必要な限度において、届出者に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第二百七条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第二十二條の三から第二十三條の三まで、第二十七條の十一の三から第二十七條の十一の六まで又は第二十七條の十二の十三において準用する第二十二條の三、第二十三條(第四項を除く。)、第二十三條の二若しくは第二十三條の三の規定の施行に必要な限度において、その職員に、一般送配電事業者の特定関係事業者、送電事業者の特定関係事業者又は配電事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は帳簿、書類その他

(新設)

9| 略

10| 略

(新設)

(立入検査)

第二百七条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第二十二條の三から第二十三條の三まで又は第二十七條の十一の三から第二十七條の十一の六までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、一般送配電事業者の特定関係事業者又は送電事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

の物件を検査させることができる。

4
5
6 (略)

7| 経済産業大臣は、第三十七条の四から第三十七条の十二までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、認定電気使用者情報利用者等協会の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8
9

10| 経済産業大臣は、第三百三条の二の規定の施行に必要な限度において、その職員に、届出者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

11
13 (略)

14| 推進機関は、前項の指示に従つて第十二項に規定する立入検査を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

15| 第十二項の規定により立入検査をする推進機関の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

16| 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（次項、次条及び第二百二十七条において「機構」という。）に、第四項（ボイラー等の溶接をする者に係る部分を除く。）又は第五項の規定による立入検査を行わせることができる。

17| 第十三項から第十五項までの規定は、機構の行う立入検査に準用する。

18| 第一項から第十項までの規定による権限は、犯罪捜査のため

4
5
6 (略)

(新設)

7
8 (略)

(新設)

9
11 (略)

12| 推進機関は、前項の指示に従つて第十項に規定する立入検査を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

13| 第十項の規定により立入検査をする推進機関の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

14| 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（次項、次条及び第二百二十二条の五において「機構」という。）に、第四項（ボイラー等の溶接をする者に係る部分を除く。）又は第五項の規定による立入検査を行わせることができる。

15| 第十一項から第十三項までの規定は、機構の行う立入検査に準用する。

16| 第一項から第八項までの規定による権限は、犯罪捜査のため

に認められたものと解釈してはならない。

(機構に対する命令)

第七十七条の二 経済産業大臣は、前条第十六項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができ

(聴聞の特例)

第八十条 経済産業大臣は、第十六条第二項又は第二十七条の十の九第二項の規定による供給区域の減少をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第二条の九第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十七条の八第一項から第三項まで、第二十七条の九第一項、第二十七条の十二の八第一項から第三項まで、第二十七条の十二の九第一項若しくは第二項、第二十七条の二十一第一項、第二十八条の二十三第六項、第三十条の十一第二項、第七十八条、第八十四条の五、第八十七条、第九十五条、第九十九条の十一又は第九十九条の十四の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第九十九条・第一百条 (略)

に認められたものと解釈してはならない。

(機構に対する命令)

第七十七条の二 経済産業大臣は、前条第十四項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができ

(聴聞の特例)

第八十条 経済産業大臣は、第十六条第二項の規定による供給区域の減少をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第二条の九第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十七条の八第一項から第三項まで、第二十七条の九第一項、第二十七条の二十一第一項、第二十八条の二十三第六項、第七十八条、第八十四条の五、第八十七条、第九十五条、第九十九条の十一又は第九十九条の十四の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第九十九条・第一百条 (略)

(苦情の申出)

第百十一条 小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の電気の供給又は小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に関し苦情のある者は、経済産業大臣又は委員会に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出(委員会に対するものにあつては、電力の取引に関するものに限る。次項及び第四項において同じ。)をすることができる。

2| 認定電気使用者情報利用者等協会の情報利用等適正化業務(第三十七条の四に規定する情報利用等適正化業務をいう。第三十七条の三において同じ。)に関し苦情のある者は、経済産業大臣又は委員会に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

3| (略)

4| 届出者のする特定計量に関し苦情のある者は、経済産業大臣又は委員会に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

5| 経済産業大臣及び委員会は、前各項の申出(委員会にあつては、第一項、第二項又は前項の申出)があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

第百十二条 (略)

(公示)

第百十二条の二 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、その旨

(苦情の申出)

第百十一条 小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者の電気の供給又は小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に関し苦情のある者は、経済産業大臣又は委員会に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出(委員会に対するものにあつては、電力の取引に関するものに限る。)をすることができる。

(新設)

2| (略)

(新設)

3| 経済産業大臣及び委員会は、前二項の申出(委員会にあつては、第一項の申出)があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

第百十二条 (略)

(公示)

第百十二条の二 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、その旨

を官報に公示しなければならない。

一 第三十七条の四の規定により認定し、又は第三十七条の十一第二項の規定により認定を取り消し、若しくはその業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

二 〇十一 (略)

第一百十二条の三 〇 第一百三條の二 (略)

(権限の委任)

第一百十四條 經濟産業大臣は、第六條第三項及び第八項、同條第十二項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに同條第十三項並びに第七條第二項及び第六項、同條第九項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに同條第十項の規定による権限(電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)並びに第六條第四項及び第五項並びに第七條第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、經濟産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 經濟産業大臣は、政令で定めるところにより、第五條、第六條第九項及び第十項並びに第七條第七項の規定による権限並びに第六條第三項及び第八項並びに同條第十二項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに第七條第二項及び第六項並びに同條第九項(卸電力取引所に係るものに限る。)の規定による権限(前項の政令で定める規定に関するものを除く。)を委員会に委任することができる。

3 〇 6 (略)

を官報に公示しなければならない。

(新設)

一 〇 十一 (略)

第一百十二条の三 〇 第一百三條の二 (略)

(権限の委任)

第一百十四條 經濟産業大臣は、第六條第三項及び第八項並びに同條第十項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに第七條第二項及び第六項並びに同條第八項(卸電力取引所に係るものに限る。)の規定による権限(電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)並びに第六條第四項及び第五項並びに第七條第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、經濟産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 經濟産業大臣は、政令で定めるところにより、第五條の規定による権限並びに第六條第三項及び第八項並びに同條第十項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに第七條第二項及び第六項並びに同條第八項(卸電力取引所に係るものに限る。)の規定による権限(前項の政令で定める規定に関するものを除く。)を委員会に委任することができる。

3 〇 6 (略)

(委員会に対する審査請求)

第十四条の二 委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された第六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項又は第十三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

第九章 罰則

第一百五十五条 電気事業の用に供する電気工作物を損壊し、その他電気事業の用に供する電気工作物の機能に障害を与えて発電、蓄電、変電、送電又は配電を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 みだりに電気事業の用に供する電気工作物を操作して発電、蓄電、変電、送電又は配電を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 電気事業に従事する者が正当な理由がないのに電気事業の用に供する電気工作物の維持又は運行の業務を取り扱わず、発電、蓄電、変電、送電又は配電に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

4 (略)

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金

(委員会に対する審査請求)

第十四条の二 委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された第六条第三項から第五項まで、第八項又は第十項の規定により行う報告又は資料の提出の命令(前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

第九章 罰則

第一百五十五条 電気事業の用に供する電気工作物を損壊し、その他電気事業の用に供する電気工作物の機能に障害を与えて発電、変電、送電又は配電を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 みだりに電気事業の用に供する電気工作物を操作して発電、変電、送電又は配電を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 電気事業に従事する者が正当な理由がないのに電気事業の用に供する電気工作物の維持又は運行の業務を取り扱わず、発電、変電、送電又は配電に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

4 (略)

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条の規定に違反して一般送配電事業を営んだとき。
- 二 第二十七条の四の規定に違反して送電事業を営んだとき。
- 三 第二十七条の十二の二の規定に違反して配電事業を営んだとき。
- 四 第四十条（原子力発電工作物に係る場合に限る。）の規定による命令又は処分に違反したとき。
- 五 第四十七条第一項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をしたとき。

第一百七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十四条第一項の規定に違反して一般送配電事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。
- 二 第十七条第一項若しくは第二項、同条第三項（離島等供給に係る場合に限る。）、第二十七条の十第一項又は第二十七条の十二の十第一項若しくは第二項の規定に違反して電気の供給を拒んだとき。
- 三 第二十七条の十二において準用する第十四条第一項の規定に違反して送電事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

四 第二十七条の十二の十三において準用する第十四条第一項の規定に違反して配電事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

- 一 第三条の規定に違反して一般送配電事業を営んだ者
 - 二 第二十七条の四の規定に違反して送電事業を営んだ者
- （新設）

- 三 第四十条（原子力発電工作物に係る場合に限る。）の規定による命令又は処分に違反した者
- 四 第四十七条第一項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

第一百七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十四条第一項の規定に違反して一般送配電事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者
- 二 第十七条第一項若しくは第二項、同条第三項（離島供給に係る場合に限る。）又は第二十七条の十第一項の規定に違反して電気の供給を拒んだ者
- 三 第二十七条の十二において準用する第十四条第一項の規定に違反して送電事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

（新設）

第百十七條の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条の二の規定に違反して小売電気事業を営んだとき。

二 第二条の十六第一項の規定に違反してその名義を他人に小売電気事業のため利用させたとき。

三 第二条の十六第二項の規定に違反して小売電気事業を他人にその名において経営させたとき。

四 第二十二条の二第一項（第二十七條の十二の十三において準用する場合を含む。）又は第二十七條の十一の二第一項の規定に違反して小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営んだとき。

五 第二十七條の十三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定送配電事業を営んだとき。

六 第二十七條の十五の規定に違反して小売供給を行つたとき。

七 第二十七條の二十六第二項において読み替えて準用する第二条の十六第一項の規定に違反してその名義を他人に特定送配電事業（小売供給を行うものに限る。次号において同じ。）のため利用させたとき。

八 第二十七條の二十六第二項において読み替えて準用する第二条の十六第二項の規定に違反して特定送配電事業を他人にその名において経営させたとき。

九 第二十七條の三十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定卸供給事業を営んだとき。

第百十七條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条の二の規定に違反して小売電気事業を営んだ者。

二 第二条の十六第一項の規定に違反してその名義を他人に小売電気事業のため利用させた者。

三 第二条の十六第二項の規定に違反して小売電気事業を他人にその名において経営させた者。

四 第二十二条の二第一項又は第二十七條の十一の二第一項の規定に違反して小売電気事業又は発電事業を営んだ者。

五 第二十七條の十三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定送配電事業を営んだ者。

六 第二十七條の十五の規定に違反して小売供給を行つた者。

七 第二十七條の二十六第二項において読み替えて準用する第二条の十六第一項の規定に違反してその名義を他人に特定送配電事業（小売供給を行うものに限る。次号において同じ。）のため利用させた者。

八 第二十七條の二十六第二項において読み替えて準用する第二条の十六第二項の規定に違反して特定送配電事業を他人にその名において経営させた者。

（新設）

十 第四十九条第一項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）の規定に違反して電気工作物を使用したとき。

十一 第五十五条第三項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

十二 第七十七条第一項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十三 第七十八条の規定による安全管理審査の業務の停止の命令に違反したとき。

十四 第六十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第一百七十七条の三 第三十七条の十一第二項、第八十七条第二項又は第九十九条の十四の規定による情報利用等適正化業務、試験事務又は市場開設業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした認定電気使用者情報利用者等協会、指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の四 （略）

第一百七十七条の五 第二十八条の二十九第一項若しくは第二項又は第三十七条の九の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の六 第一百三十二条の二第一項の規定による届出をせず、

九 第四十九条第一項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）の規定に違反して電気工作物を使用した者

十 第五十五条第三項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

十一 第七十七条第一項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第七十八条の規定による安全管理審査の業務の停止の命令に違反した者

十三 第六十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第一百七十七条の三 第八十七条第二項又は第九十九条の十四の規定による試験事務又は市場開設業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の四 （略）

第一百七十七条の五 第二十八条の二十九第一項又は第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（新設）

又は虚偽の届出をして特定計量をした場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する⁹⁾

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二条の十二第二項（第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）、第二条の十七第一項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）、第二条の十七第二項（第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。）、第二条の十七第三項（第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）、第九条第五項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十八条第六項若しくは第十一項、第二十条第三項若しくは第二十一条第三項、第二十二条の三第三項、第二十三条第六項、第二十三条の二第二項若しくは第二十三条の三第二項（これらの規定を第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項（第二十七条の十二の十三及び第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項（第二十七条の十二、第二十七条の十二の十三、第二十七条の二十六第一項及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十七条の十一第三項若しくは第四項、第二十七条の十一の三第三項、第二十七条の十一の四第五項、第二十七条の十一の五第二項、第二十七条の十一の六第二項、第二十七条の十二の十一第三項、第二十七条の十二の十二第四

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二条の十二第二項（第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）、第二条の十七第一項、同条第二項（第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。）、第二条の十七第三項（第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）、第九条第五項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第六項若しくは第十一項、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十三条の三第三項、第二十三条第六項、第二十三条の二第二項、第二十三条の三第二項、第二十六条第二項（第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項（第二十七条の十二、第二十七条の二十六第一項及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十七条の十一第三項若しくは第四項、第二十七条の十一の三第三項、第二十七条の十一の四第五項、第二十七条の十一の五第二項、第二十七条の十一の六第二項、第二十七条の十三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十九条第六項、第三十一条第一項、第五十七条第三項又は第九十二条第二項の規定による命令に違反した者

項、第二十七条の十三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十九条第六項、第三十一条第一項、第五十七条第三項又は第九十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

二 第十七条第三項（離島等供給に係る場合を除く。）又は第二十七条の十四の規定に違反して電気の供給を拒んだとき。

三 第十八条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第一項（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第二項又は第二十七条の十二の十一第二項の規定に違反して電気を供給したとき。

四 第二十七条の二十八の規定に違反して発電及び電気の供給を拒んだとき。

五 第二十七条の三十一の規定に違反して特定卸供給を拒んだとき。

六 第四十条（原子力発電工作物に係る場合を除く。）の規定による命令又は処分に違反したとき。

七 第四十三条第一項の規定に違反して主任技術者を選任しなかつたとき。

八 第四十七条第一項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をしたとき。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二条の六第一項の規定に違反して第二条の三第一項第三

二 第十七条第三項（離島供給に係る場合を除く。）又は第二十七条の十四の規定に違反して電気の供給を拒んだ者

三 第十八条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第一項又は第二十七条の十一第二項の規定に違反して電気を供給した者

四 第二十七条の二十八の規定に違反して発電及び電気の供給を拒んだ者
（新設）

五 第四十条（原子力発電工作物に係る場合を除く。）の規定による命令又は処分に違反した者

六 第四十三条第一項の規定に違反して主任技術者を選任しなかつた者

七 第四十七条第一項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二条の六第一項の規定に違反して第二条の三第一項第三

号に掲げる事項を変更したとき。

二 第九条第一項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十三第七項又は第二十七条の三十第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第九条第三項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十三第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の三十第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第二十条第二項の規定に違反して電気を供給したとき。

五 第二十七条の十三第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十七第二項又は第二十七条の三十第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して添付書類を提出せず、又は添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六 第二十七条の十九第一項の規定に違反して第二十七条の十六第一項第四号に掲げる事項について変更をしたとき。

七 第二十七条の二十七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして発電事業を営んだとき。

八 第二十七条の三十第一項の規定に違反して電気を供給する事業を営んだとき。

九 第三十四条の二第一項又は第百三条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

十 第四十八条第四項の規定による命令に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をしたとき。

号に掲げる事項を変更した者

二 第九条第一項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第九条第三項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十条第二項の規定に違反して電気を供給した者

五 第二十七条の十三第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七第二項の規定に違反して添付書類を提出せず、又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

六 第二十七条の十九第一項の規定に違反して第二十七条の十六第一項第四号に掲げる事項について変更をした者

七 第二十七条の二十七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして発電事業を営んだ者

八 第二十七条の三十第一項の規定に違反して電気を供給する事業を営んだ者

九 第三十四条の二第一項の規定による命令に違反した者

十 第四十八条第四項の規定による命令に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

十一 第四十九条第一項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）の規定に違反して電気工作物を使用したとき。

第一百十九条の二 第三十七条の十一第一項の規定による命令に違反した認定電気使用者情報利用者等協会の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

第一百十九条の三 (略)

第一百十九条の四 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした認定電気使用者情報利用者等協会、指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第六十六条第九項又は第十二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 第一百七十七条第七項又は第九項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二条の七第二項（第二十七条の二十九及び第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）、第二条の八第一項、第七条第四項（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十七条の七

十一 第四十九条第一項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）の規定に違反して電気工作物を使用した者

(新設)

第一百十九条の二 (略)

第一百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第六十六条第十項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 第一百七十七条第八項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二条の七第二項（第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二条の八第一項、第七条第四項（第八条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）及び第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第

の二第四項（第二十七条の七の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第一項、第二十七条の十二の六第四項（第二十七条の十二の七第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十二の十一第一項、第二十七条の二十第一項、第二十七条の二十四第二項、第二十七条の二十五第一項（第二十七条の二十九及び第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）、第二十八条の三第一項、第二十九条第一項若しくは第三項、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三条第三項、第四十七条第四項若しくは第五項、第五十一条の二第三項、第五十七条の二第二項又は第七十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二条の十四第一項（第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して第二条の十四第一項に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付したとき。

三 第十七条の二第六項、第十八条第十二項（第二十条第四項及び第二十一条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十二の十一第四項の規定に違反したとき。

四 第二十三条の四第二項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）又は第三十四条の二第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第二十六条第三項（第二十七条の十二の十三及び第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）又は第五十一条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項

二十条第一項、第二十一条第一項、第二十七条の十一第一項、第二十七条の二十第一項、第二十七条の二十四第二項、第二十七条の二十五第一項（第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十八条の三第一項、第二十九条第一項若しくは第三項、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三条第三項、第四十七条第四項若しくは第五項、第五十一条の二第三項、第五十七条の二第二項又は第七十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二条の十四第一項（第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して第二条の十四第一項に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

三 第十八条第十二項（第二十条第四項及び第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十三条の四第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）又は第三十四条の二第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十六条第三項（第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）又は第五十一条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項（原子力発電工作物に係る場

(原子力発電工作物に係る場合を除く。)の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。

六 第三十七条の六第三項の規定に違反して、その名称中に認定電気使用者情報利用者等協会の会員と誤認されるおそれのある文字を用いたとき。

七 第四十二条第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第四十八条第一項又は第二項の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をしたとき。

九 第五十一条第三項、第五十四条若しくは第五十五条第四項(原子力発電工作物に係る場合を除く。)又は第一百七十二条第二項から第五項まで、第八項若しくは第十項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十 第五十六条第一項の規定による命令又は処分に違反したとき。

十一 第五十七条第四項、第七十九条第一項又は第九十六条において準用する第七十九条第一項の規定に違反して第五十七条第四項、第七十九条第一項又は第九十六条において準用する第七十九条第一項に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第五十七条第五項、第七十九条第二項又は第九十六条において準用する第七十九条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

十三 第一百零二条又は第一百零六条第二項から第七項まで、第十項、第十一項若しくは第十三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき

合を除く。)の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

(新設)

六 第四十二条第三項の規定による命令に違反した者

七 第四十八条第一項又は第二項の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

八 第五十一条第三項、第五十四条若しくは第五十五条第四項(原子力発電工作物に係る場合を除く。)又は第一百七十二条第二項から第五項まで若しくは第七項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第五十六条第一項の規定による命令又は処分に違反した者

十 第五十七条第四項、第七十九条第一項又は第九十六条において準用する第七十九条第一項の規定に違反して第五十七条第四項、第七十九条第一項又は第九十六条において準用する第七十九条第一項に規定する事項の記載をせず、又は虚偽の記載をした者

十一 第五十七条第五項、第七十九条第二項又は第九十六条において準用する第七十九条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

十二 第一百零二条又は第一百零六条第二項から第七項まで若しくは第九項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第二百一十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、従業員がその法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第一百十六条第四号又は第五号 三億円以下の罰金刑
- 二 第一百十七条の二(第一号から第九号まで及び第十三号に係る部分を除く。) 一億円以下の罰金刑
- 三 第一百十六条第一号から第三号まで、第一百十七条、第一百十七条の二(第一号から第九号まで及び第十三号に係る部分に限る。)、第一百十七条の六から第十九条まで又は前条 各本条の罰金刑

第二百二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第十三条第二項(第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)において準用する第九条第五項、第二十七条の三(第二十七条の十二、第二十七条の十二の十三及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。)又は第四十六条の十七第一項の規定による命令に違反した者
- 二 第二十二條第一項(第二十七條の十二及び第二十七條の十二の十三において準用する場合を含む。)又は第二十七條の二第二項(第二十七條の十二、第二十七條の十二の十三及び

第二百一十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、従業員がその法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第一百十六条第三号又は第四号 三億円以下の罰金刑
- 二 第一百十七条の二(第一号から第八号まで及び第十二号に係る部分を除く。) 一億円以下の罰金刑
- 三 第一百十六条第一号若しくは第二号、第一百十七条、第一百十七条の二(第一号から第八号まで及び第十二号に係る部分に限る。)、第一百十八条、第一百十九条又は前条 各本条の罰金刑

第二百二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第十三条第二項(第二十七条の十二において準用する場合を含む。)において準用する第九条第五項、第二十七条の三(第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。)又は第四十六条の十七第一項の規定による命令に違反した者
- 二 第二十二條第一項(第二十七條の十二において準用する場合を含む。)又は第二十七條の二第二項(第二十七條の十二及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。)の

第二十七条の二十九において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第二十二條第二項(第二十七條の十二及び第二十七條の十二の十三)において準用する場合を含む。)の規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした者

四 第二十七條の二第二項(第二十七條の十二、第二十七條の十二の十三及び第二十七條の二十九)において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をした者

第二百二十三條 正当な理由がないのに第三十七條の六第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ認定電気使用者情報利用者等協会の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

第二百二十四條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人又は役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 一六 (略)

七 第二十八條の四十六第三項、第二十八條の四十七第四項又は第二十八條の五十六の規定による命令に違反したとき。

八・九 (略)

十 第二十八條の五十四の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

第二百二十五條 第二百二十七條 (略)

規定に違反した者

三 第二十二條第二項(第二十七條の十二)において準用する場合を含む。)の規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした者

四 第二十七條の二第二項(第二十七條の十二及び第二十七條の二十九)において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をした者

(新設)

第二百二十二條の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人又は役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 一六 (略)

七 第二十八條の四十六第三項、第二十八條の四十七第四項又は第二十八條の五十三の規定による命令に違反したとき。

八・九 (略)

(新設)

第二百二十二條の三 第二百二十二條の五 (略)

第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二条の六第四項若しくは第二条の八第二項、第九条第二項若しくは第十三条第一項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十三第九項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十五第二項（第二十七条の二十九及び第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十七第三項、第二十七条の三十第九項、第二十七条の三十三第四項若しくは第五項、第二十八条の三第二項、第五十三條、第五十五条の二第二項又は第九十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第二項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）において準用する第九条第三項の規定に違反して設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とした者

三（略）

第二百二十九条 第三十七条の六第二項の規定に違反して、その名称中に認定電気使用者情報利用者等協会と誤認されるおそれのある文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

17（略）

18 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第二百三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二条の六第四項、第二条の八第二項、第九条第二項若しくは第十三条第一項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第二十七条の十三第九項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十五第二項（第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十七第三項、第二十七条の三十第四項若しくは第五項、第二十八条の三第二項、第五十三條、第五十五条の二第二項又は第九十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）において準用する第九条第三項の規定に違反して設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とした者

三（略）

（新設）

附則

17（略）

18 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

19 (略)
20 第十項から前項までの規定は、令和七年三月三十一日限り、
その効力を失う。
21 (略)
40

19 (略)
20 第十項から前項までの規定は、平成三十七年三月三十一日限
り、その効力を失う。
21 (略)
40

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 再生可能エネルギー電気の供給及び調達に関する特別の措置</p> <p>第一節 市場取引等による再生可能エネルギー電気の供給（第二条の二―第二条の七）</p> <p>第二節 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達（第三条）</p> <p>第三節 入札の実施等（第四条―第八条の八）</p> <p>第四節 価格目標の策定等（第八条の九）</p> <p>第五節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等（第九条―第十五条）</p> <p>第六節 調整交付金の交付等（第十五条の二―第十五条の五）</p> <p>第七節 解体等積立金（第十五条の六―第十五条の十六）</p> <p>第八節 電気事業者の義務等（第十六条―第二十条の二）</p> <p>第九節 電力・ガス取引監視等委員会（第二十一条―第二十七条）</p> <p>第三章 再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する電気工</p>	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等（新設）</p> <p>第一節 調達価格及び調達期間（第三条）</p> <p>第二節 入札の実施等（第四条―第八条）（新設）</p> <p>第三節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等（第九条―第十五条）（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第四節 電気事業者の義務等（第十六条―第二十条）</p> <p>第五節 電力・ガス取引監視等委員会（第二十一条―第二十七条）</p> <p>第三章 電気事業者における費用負担の調整（第二十八条―第</p>

作物の設置等に関する特別の措置

第一節 系統設置交付金（第二十八条―第三十条の二）

第二節 雑則（第三十条の三）

第四章 納付金の納付等

第一節 小売電気事業者等に係る納付金の納付等（第三十一条―第三十七条）

第二節 電気事業者に係る納付金の納付（第三十八条・第三十九条）

第三節 納付金徴収等業務（第四十条―第四十二条）

第五章 調達価格等算定委員会（第四十三条―第四十九条）

第六章 雑則（第五十条―第五十五条）

第七章 罰則（第五十六条―第六十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることに鑑み、再生可能エネルギー電気の市場取引等による供給を促進するための交付金その他の特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを

三十八条）

（新設）

（新設）

第四章 指定入札機関及び費用負担調整機関

第一節 指定入札機関（第三十九条―第五十四条）

第二節 費用負担調整機関（第五十五条―第六十六条）

（新設）

第五章 調達価格等算定委員会（第六十七条―第七十三条）

第六章 雑則（第七十四条―第七十九条）

第七章 罰則（第八十条―第八十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることに鑑み、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与すること

目的とする。

(定義)

第二条 (削る)

2| (略)

3| この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

一〜四 (略)

五 バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。第九条第五項及び第七項において同じ。

六 (略)

4| この法律において「電気事業者」とは、電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者(以下単に「一般送配電事業者」という。)、同項第十一号の三に規定する配電事業者(以下単に「配電事業者」という。))及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者(以下単に「特定送配電事業者」という。))をいう。

5 この法律において「特定契約」とは、第九条第四項の認定(第十条第一項の変更又は追加の認定を含む。))を受けた者(以

を目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電気事業者」とは、電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者(以下単に「一般送配電事業者」という。))及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者(以下単に「特定送配電事業者」という。))をいう。

2| (略)

3| (略)

4| この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

一〜四 (略)

五 バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。第九条第四項及び第六項において同じ。

六 (新設)

5 この法律において「特定契約」とは、第九条第三項の認定(第十条第一項の変更の認定を含む。))を受けた者(以下「認定

下「認定事業者」という。)と電気事業者が締結する契約であつて、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。)に係る第三条第二項に規定する調達期間を超えない範囲内の期間(当該認定発電設備に係る再生可能エネルギー電気が既に他の者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合)にあつては、経済産業省令で定める期間)にわたり、当該認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る同項に規定する調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。

第二章 再生可能エネルギー電気の供給及び調達に関する特別の措置

第一節 市場取引等による再生可能エネルギー電気の供給

(供給促進交付金の交付)

第二条の二 経済産業大臣は、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模(以下「再生可能エネルギー発電設備の区分等」という。)のうち、これに該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、卸電力取引市場(電気事業法第九十条七条に規定する卸電力取引所が開設する同法第九十八条第一項第一号に規定する卸電力取引市場をいう。第二条の四第二項第二号及び第十五条の三第三号において同じ。)における売買取

事業者」という。)と電気事業者が締結する契約であつて、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。)に係る次条第一項に規定する調達期間を超えない範囲内の期間(当該認定発電設備に係る再生可能エネルギー電気が既に他の者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合)にあつては、経済産業省令で定める期間)にわたり、当該認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る同項に規定する調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいう。

第二章 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等

(新設)

(新設)

引又は小売電気事業者（同法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。）若しくは登録特定送配電事業者（同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）への電力の卸取引（以下この章及び第三十二条第四項において「市場取引等」という。）による供給を促進することが適当と認められるもの（以下「交付対象区分等」という。）を定めることができる。

2| 認定事業者は、交付対象区分等に該当する認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を、市場取引等により供給するときは、当該再生可能エネルギー電気の供給に要する費用を当該供給に係る期間にわたり回収するための交付金（以下「供給促進交付金」という。）の交付を受けることができる。

3| 供給促進交付金の交付に関する業務は、電気事業法第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）が行うものとする。

4| 経済産業大臣は、交付対象区分等を定めるときは、あらかじめ、当該交付対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十八号及び同条第三項第六十一号に掲げる事務を掌理するものをいう。次条第七項及び第三条第八項において同じ。）の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

5| 経済産業大臣は、交付対象区分等を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

6| 経済産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、その旨を国会に報告しなければならない。

7| 供給促進交付金は、第三十一条第一項及び第三十八条第一項の規定により推進機関が徴収する納付金並びに第二条の六の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもつて充てる。

(基準価格及び交付期間)

第二条の三 経済産業大臣は、毎年度、供給促進交付金の算定の基礎とするため、当該年度の開始前に、交付対象区分等のうち、第四条第一項の規定による指定をしたもの以外のものごとに、当該交付対象区分等において再生可能エネルギー電気の供給を安定的に行うことを可能とする当該再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格(以下「基準価格」という。)

及び供給促進交付金を認定事業者に交付する期間(以下「交付期間」という。)を定めなければならない。ただし、経済産業大臣は、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し、必要があると認めるときは、半期ごとに、当該半期の開始前に、基準価格及び交付期間(以下「基準価格等」という。)を定めることができる。

2| 基準価格は、当該交付対象区分等における再生可能エネルギー電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量

(新設)

を基礎とし、第八条の九第一項に規定する価格目標及び我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、認定事業者が認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする場合に受けるべき適正な利潤その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 経済産業大臣は、交付対象区分等ごとの再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー電気を発電する事業の状況その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、第一項の規定により定める基準価格等のほかに、当該年度の翌年度以降に同項の規定により定めるべき基準価格等を当該年度に併せて定めることができる。

4 前項の規定により基準価格等を定めた交付対象区分等については、その定められた年度において、第一項の規定は、適用しない。

5 交付期間は、交付対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものとする。

6 経済産業大臣は、基準価格等を定めるに当たっては、第三十六条の賦課金の負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう配慮しなければならない。

7 経済産業大臣は、基準価格等を定めるときは、あらかじめ、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣の意見を聴くとともに、調達価格

等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

8 経済産業大臣は、基準価格等を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

9 経済産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、当該告示に係る基準価格等並びに当該基準価格等の算定の基礎に用いた数及び算定の方法を国会に報告しなければならない。

10 経済産業大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、基準価格等を改定することができる。

11 第七項から第九項までの規定は、前項の規定による基準価格等の改定について準用する。

(供給促進交付金の額)

第二条の四 供給促進交付金の額は、経済産業省令で定める期間ごとに、認定事業者が、認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。以下同じ。)に当該認定発電設備に係る供給促進交付金単価を乗じて得た額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

2 前項の供給促進交付金単価は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

一 基準価格の額

(新設)

二 経済産業省令で定める期間中に卸電力取引市場において行われた売買取引における電気の一キロワット時当たりの平均価格を基礎として、当該交付対象区分等ごとの季節又は時間帯による再生可能エネルギー電気の供給の変動その他の事情を勘案し、経済産業省令で定める方法により算定した電気の一キロワット時当たりの額

(供給促進交付金の額の決定、通知等)

第二条の五 推進機関は、前条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各認定事業者に対し交付すべき供給促進交付金の額を決定し、当該各認定事業者に対し、その者に対し交付すべき供給促進交付金の額その他必要な事項を通知しなければならない。

2 推進機関は、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、認定事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

(予算上の措置)

第二条の六 政府は、供給促進交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てるため、必要な予算上の措置を講ずるものとする。

(一時調達契約の申込み)

第二条の七 認定事業者は、交付期間中に市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を行うことに支障が生じた場合において、当該支障が認定事業者の責めに帰することができないも

(新設)

(新設)

(新設)

のとして経済産業省令で定めるものに該当するときは、電気事業者に対し、交付期間を超えない範囲内において経済産業省令で定める期間にわたり、当該認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が、経済産業省令で定める方法により算定した価格（第十五条の三第一号において「一時調達価格」という。）により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約（以下この章、第三十二条第五項及び第三十五条第二項において「一時調達契約」という。）の申込みをすることができる。

2| 認定事業者は、市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を行うことができるようになったときは、一時調達契約を解除することができる。

第二節 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達

第三条 経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電設備の区分等のうち、これに該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、当該再生可能エネルギー発電設備の規模その他の事由により、その利用を促進するために、電気事業者があらかじめ定められた価格、期間その他の条件に基づき当該再生可能エネルギー電気を調達することが適当と認められるもの（以下「特定調達対象区分等」という。）を定めることができる。

2| 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、特定調達対象区分等のうち、次条第一項の規定による指定をしたもの以外

第一節 調達価格及び調達期間

第三条 （新設）

1| 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が第十六条第一項の規定により行う再生可能エネルギー電気の

のものとに、電気事業者が第十六条第一項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、当該再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。ただし、経済産業大臣は、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し、必要があると認めるときは、半期ごとに、当該半期の開始前に、調達価格及び調達期間（以下「調達価格等」という。）を定めることができる。

3| 経済産業大臣は、特定調達対象区分等ごとの再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー電気を発電する事業の状況その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、前項の規定により定める調達価格等のほかに、当該年度の翌年度以降に同項の規定により定めるべき調達価格等を当該年度に併せて定めることができる。

4| 前項の規定により調達価格等を定めた特定調達対象区分等については、その定められた年度において、第二項の規定は適用しない。

5| 調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、第八条の九第一項に規定す

調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「再生可能エネルギー発電設備の区分等」という。）のうち、次条第一項の規定による指定をしたもの以外のものごとに、当該再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。ただし、経済産業大臣は、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用、物価その他の経済事情の変動等を勘案し、必要があると認めるときは、半期ごとに、当該半期の開始前に、調達価格及び調達期間（以下「調達価格等」という。）を定めることができる。

2| 経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとの再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー電気を発電する事業の状況その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、前項の規定により定める調達価格等のほかに、当該年度の翌年度以降に同項の規定により定めるべき調達価格等を当該年度に併せて定めることができる。

3| 前項の規定により調達価格等を定めた再生可能エネルギー発電設備の区分等については、その定められた年度において、第一項の規定は適用しない。

4| 調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、第十二項の価格目標及び我

る価格目標及び我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、認定事業者が認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする場合に受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。

6・7 (略)

8| 経済産業大臣は、特定調達対象区分等又は調達価格等を定めるときは、あらかじめ、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に於いて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

9| 経済産業大臣は、特定調達対象区分等又は調達価格等を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

10| 経済産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、当該告示に係る特定調達対象区分等又は調達価格等並びに当該調達価格等の算定の基礎に用いた数及び算定の方法を国会に報告しなければならない。

11| (略)

12| 第八項から第十項までの規定は、前項の規定による調達価格等の改定について準用する。

が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、認定事業者が認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする場合に受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。

5・6 (略)

7| 経済産業大臣は、調達価格等を定めようとするときは、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に於いて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十八号及び同条第三項第六十一号に掲げる事務を掌理するものをいう。）の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

8| 経済産業大臣は、調達価格等を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

9| 経済産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、当該告示に係る調達価格等並びに当該調達価格等の算定の基礎に用いた数及び算定の方法を国会に報告しなければならない。

10| (略)

11| 第七項から第九項までの規定は、前項の規定による調達価格等の改定について準用する。

(削る)

(削る)

(削る)

第三節 入札の実施等

(入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等の指定)

第四条 経済産業大臣は、交付対象区分等又は特定調達対象区分等のうち、供給することができる再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格（以下この節において「供給価格」という。）の額についての入札により第九条第四項の認定を受けることができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の利用者の負担の軽減を図る上で有効であると認められるものを指定することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ、当該指定に係る再生可能エネルギー発電設備に係る所

12| 経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を聴いて、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標（次項及び第十四項において「価格目標」という。）を定めなければならない。

13| 経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気をめぐる情勢の変化その他の情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、調達価格等算定委員会の意見を聴いて、価格目標を変更することができる。

14| 経済産業大臣は、前二項の規定により価格目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 入札の実施等

(入札を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等の指定)

第四条 経済産業大臣は、供給することができる再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格（以下「供給価格」という。）の額についての入札により第九条第三項の認定を受けることができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の利用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときは、次条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る再生可能エネルギー発電設備

管に依りて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、かつ、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

3 5 (略)

(入札実施指針)

第五条 経済産業大臣は、交付対象区分等について前条第一項の規定による指定をするときは、当該指定をする交付対象区分等における入札の実施に関する指針を定めなければならない。

2 前項の指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 入札の対象とする交付対象区分等

二 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の出力の量

三 入札の参加者の資格に関する基準

四 入札の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項

五 供給価格の額の上限度

六 入札に基づく基準価格の額の決定の方法

七 入札に付する交付対象区分等に係る交付期間

八 入札の落札者における第九条第一項の規定による認定の申請の期限

九 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に必要な事項

3 経済産業大臣は、特定調達対象区分等について前条第一項の規定による指定をするときは、当該指定をする特定調達対象区分等における入札の実施に関する指針を定めなければならない。

に係る所管に依りて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、かつ、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

3 5 (略)

(入札実施指針)

第五条 (新設)

(新設)

1 経済産業大臣は、前条第一項の規定による指定をするときは、当該指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針(以下「入札実施指針」という。)を定めなければならない。

4| 前項の指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 入札の対象とする特定調達対象区分等
- 二 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の出力の量

三・四 (略)

五 供給価格の額の上限額

六 (略)

七 入札に付する特定調達対象区分等に係る調達期間

八・九 (略)

5| 経済産業大臣は、第一項又は第三項の指針（以下この節において「入札実施指針」と総称する。）を定めるに当たっては、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用の推移、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画、エネルギー需給の長期見通しその他の再生可能エネルギー電気をめぐる情勢を勘案するものとする。

6| (略)

7| 経済産業大臣は、入札実施指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。ただし、入札実施指針のうち第二項第五号及び第四項第五号の上限額（第七条第三項において「供給価格上限額」という。）については、入札の効果的な実施のため必要があると認めるときは、公表しないことができる。

2| 入札実施指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等
- 二 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の出力の量（第七条第三項及び第五項において「入札量」という。）

三・四 (略)

五 供給価格の額の上限額（第五項及び第七条第三項において「供給価格上限額」という。）

六 (略)

七 入札に付する再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る調達期間

八・九 (略)

3| 経済産業大臣は、入札実施指針を定めるに当たっては、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用の推移、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画、エネルギー需給の長期見通しその他の再生可能エネルギー電気をめぐる情勢を勘案するものとする。

4| (略)

5| 経済産業大臣は、入札実施指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。ただし、入札実施指針のうち供給価格上限額については、入札の効果的な実施のため必要があると認めるときは、公表しないことができる。

る。

8| 経済産業大臣は、前項の規定による公表後速やかに、入札実施指針（第二項第六号及び第七号並びに第四項第六号及び第七号に掲げる事項に係る部分に限る。）を国会に報告しなければならない。

9| 第五項から前項までの規定は、入札実施指針の変更について準用する。

（再生可能エネルギー発電事業計画の提出）

第六条 入札実施指針において定められた交付対象区分等又は特定調達対象区分等に係る入札に参加しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

（入札の実施等）

第七条 （略）

2 （略）

3 経済産業大臣は、入札において、入札実施指針に定める第五条第二項第二号又は第四項第二号の再生可能エネルギー発電設備の出力の量（以下この条において「入札量」という。）の範囲内で、その用いる再生可能エネルギー発電設備の出力及び供給価格を入札させ、供給価格上限額を超えない供給価格の参加者のうち、低価の参加者から順次当該入札量に達するまでの参加者をもって落札者として決定するものとする。

4 5 9 （略）

6| 経済産業大臣は、前項の規定による公表後速やかに、入札実施指針（第二項第六号及び第七号に掲げる事項に係る部分に限る。）を国会に報告しなければならない。

7| 第三項から前項までの規定は、入札実施指針の変更について準用する。

（再生可能エネルギー発電事業計画の提出）

第六条 入札実施指針において定められた再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る入札に参加しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

（入札の実施）

第七条 （略）

2 （略）

3 経済産業大臣は、入札において、入札実施指針に定める入札量の範囲内で、その用いる再生可能エネルギー発電設備の出力及び供給価格を入札させ、供給価格上限額を超えない供給価格の参加者のうち、低価の参加者から順次当該入札量に達するまでの参加者をもって落札者として決定するものとする。

4 5 9 （略）

10 経済産業大臣は、推進機関に、入札の実施に関する業務（以下「入札業務」という。）を行わせるものとする。

第八条 経済産業大臣は、入札実施指針に従い、入札の結果を踏まえ、入札の落札者における再生可能エネルギー発電設備に係る基準価格等又は調達価格等を定め、これを告示しなければならない。

2 第二条の三第十項及び第十一項の規定は、前項の基準価格等について準用する。この場合において、同条第十一項中「第七項」とあるのは、「第二条の三第七項」と読み替えるものとする。

3 第三条第十一項及び第十二項の規定は、第一項の調達価格等について準用する。この場合において、同条第十二項中「第八項」とあるのは、「第三条第八項」と読み替えるものとする。

（入札業務規程）

第八条の二 推進機関は、入札業務に関する規程（以下この条及び次条第二項第一号において「入札業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 入札業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした入札業務規程が入札業務の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、推進機関に対し、入札業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

10 経済産業大臣は、その指定する者（以下「指定入札機関」という。）に、入札の実施に関する業務（以下「入札業務」という。）を行わせることができる。

（入札の落札者における調達価格等）

第八条 経済産業大臣は、入札実施指針に従い、入札の結果を踏まえ、入札の落札者における再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等を定め、これを告示しなければならない。

（新設）

2 第三条第十項及び第十一項の規定は、前項の調達価格等について準用する。この場合において、同条第十一項中「第七項」とあるのは、「第三条第七項」と読み替えるものとする。

（新設）

(業務の休廃止等)

第八条の三 推進機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、入札業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

(新設)

2 経済産業大臣は、推進機関が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて入札業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 前条第一項の認可を受けた入札業務規程によらないで入札業務を行ったとき。
- 二 前条第三項の規定による命令に違反したとき。

(帳簿)

第八条の四 推進機関は、経済産業省令で定めるところにより、入札業務に関する事項で経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(新設)

(経済産業大臣による入札業務の実施等)

第八条の五 経済産業大臣は、推進機関が第八条の三第一項の許可を受けて入札業務の全部若しくは一部を休止したとき、同条第二項の規定により推進機関に対し入札業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は推進機関が天災その他の事由により入札業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、第七条第十項の規定にかかわらず、入札業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(新設)

2 経済産業大臣が前項の規定により入札業務の全部又は一部を

自ら行う場合及び推進機関が第八条の三第一項の許可を受けて入札業務の全部又は一部を廃止する場合における入札業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

(公示)

第八条の六 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第八条の三第一項の許可をしたとき。
- 二 第八条の三第二項の規定により入札業務の全部又は一部の停止を命じたとき。
- 三 前条第一項の規定により経済産業大臣が入札業務の全部又は一部を自ら行うこととするとき。

(推進機関がした処分等に係る審査請求)

第八条の七 推進機関が行う入札業務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、推進機関の上級行政庁とみなす。

(規定の適用等)

第八条の八 推進機関が入札業務を行う場合における第六条並びに第七条第一項から第四項まで及び第六項から第九項までの規定の適用については、第六条並びに第七条第一項から第四項ま

(新設)

(新設)

(新設)

で及び第六項から第八項までの規定中「経済産業大臣」とあり、及び同条第九項中「国」とあるのは、「推進機関」とする。

2| 前項の規定により読み替えて適用する第七条第九項の規定により推進機関に納められた手数料は、推進機関の収入とする。

第四節 価格目標の策定等

第八条の九 経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を聴いて、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標（以下この条において「価格目標」という。）を定めなければならない。

2| 経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気をめぐる情勢の変化その他の情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、調達価格等算定委員会の意見を聴いて、価格目標を変更することができる。

3| 経済産業大臣は、前二項の規定により価格目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第五節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等

（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）

第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給し、又は特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうと

（新設）

（新設）

第三節 再生可能エネルギー発電事業計画の認定等

（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）

第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー

する者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四項第四号口及び第十五条の九において同じ。）の氏名

三 六 (略)

七 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等（以下この節において単に「積立対象区分等」という。）に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処理（以下この章において「解体等」という。）の方法に関する事項

八 (略)

3 第一項の規定による申請をする者は、その行おうとする再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合には、その申請に係る再

発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第四号口において同じ。）の氏名

三 六 (略)

(新設)

七 (略)

(新設)

生可能エネルギー発電事業計画に、前項各号に掲げる事項のほか、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるために積み立てる金銭の額及びその積立ての方法その他の経済産業省令で定める事項を記載することができる。

4| 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一〜四 (略)

五 再生可能エネルギー発電設備が第四条第一項の規定による指定をした交付対象区分等又は特定調達対象区分等に該当する場合においては、次のいずれにも該当すること。

イ 申請が第五条第二項第八号又は同条第四項第八号に掲げる期限までに行われたものであること。

ロ・ハ (略)

六 再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等の方法が適正なものであること。

七 前項に規定する事項が記載されている場合においては、当該事項が再生可能エネルギー発電設備の解体等を適正かつ着実に実施するために必要な基準として経済産業省令で定める基準に適合すること。

5| (略)

6| 経済産業大臣は、第四項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る再生可能エネルギー発電事業計画に記載された事項のうち経済産業省令で定めるもの

3| 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一〜四 (略)

五 再生可能エネルギー発電設備が第四条第一項の規定による指定をした再生可能エネルギー発電設備の区分等に該当する場合においては、次のいずれにも該当すること。

イ 申請が第五条第二項第八号に掲げる期限までに行われたものであること。

ロ・ハ (略)

(新設)

(新設)

4| (略)

5| 経済産業大臣は、第三項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る再生可能エネルギー発電事業計画に記載された事項のうち経済産業省令で定めるもの

を公表するものとする。

7| 経済産業大臣は、第四項第一号の経済産業省令（発電に利用することができるバイオマスに係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣に協議しなければならない。

（再生可能エネルギー発電事業計画の変更等）

第十条 認定事業者は、前条第二項第三号から第七号までに掲げる事項若しくは同条第三項に規定する事項を変更しようとするとき又は同項に規定する事項を追加しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

3 認定事業者は、前条第二項第一号、第二号又は第八号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 前条第四項（第五号イ及びハを除く。）から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。

5 前条第六項の規定は、第三項の規定による届出について準用する。

（事業の廃止の届出）

第十一条 認定事業者は、第九条第四項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画（前条第一項の規定による変更若しくは

を公表するものとする。

6| 経済産業大臣は、第三項第一号の経済産業省令（発電に利用することができるバイオマスに係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣に協議しなければならない。

（再生可能エネルギー発電事業計画の変更等）

第十条 認定事業者は、前条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

3 認定事業者は、前条第二項第一号、第二号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 前条第三項（第五号イ及びハを除く。）から第五項までの規定は、第一項の認定について準用する。

5 前条第五項の規定は、第三項の規定による届出について準用する。

（事業の廃止の届出）

第十一条 認定事業者は、第九条第三項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画（前条第一項の規定による変更の認定

は追加の認定又は同条第二項若しくは第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後又は追加後のもの。以下「認定計画」という。）に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

第十二条 (略)

第十三条 (略)

(認定の失効)

第十四条 認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条第四項の認定（第十条第一項の変更又は追加の認定を含む。次条、第十五条の十一及び第十五条の十二第一項において同じ。）は、その効力を失う。

一 認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したとき。

二 第九条第四項の認定を受けた日から起算して再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとに経済産業省令で定める期間内に認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を開始しなかつたとき。

(認定の取消し)

第十五条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第九条第四項の認定を取り消すことができる。

一 (略)

又は同条第二項若しくは第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

第十二条 (略)

第十三条 (略)

(認定の失効)

第十四条 第九条第三項の認定（第十条第一項の変更の認定を含む。次条において同じ。）は、認定事業者が認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、その効力を失う。

(新設)

(新設)

(認定の取消し)

第十五条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第九条第三項の認定を取り消すことができる。

一 (略)

二 認定計画が第九条第四項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなったとき。

三 (略)

四 認定計画に係る再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合においては、認定事業者が第十五条の六第二項又は第十五条の十一の規定による積立てをしていないとき。

第六節 調整交付金の交付等

(調整交付金の交付)

第十五条の二 推進機関は、各電気事業者における特定契約又は一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に係る費用負担を調整するため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者に対して、交付金を交付する。

2 前項の交付金(以下「調整交付金」という。)は、第三十一条第一項及び第三十八条第一項の規定により推進機関が徴収する納付金並びに第十五条の五の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。

(調整交付金の額)

第十五条の三 前条第一項の規定により電気事業者に対して交付される調整交付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を控除して得た額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

二 認定計画が第九条第三項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなったとき。

三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

一 当該電気事業者が特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量に当該特定契約に係る調達価格又は当該一時調達契約に係る一時調達価格を乗じて得た額の合計額

二 当該電気事業者が特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を使用した量に相当する量の電気を自ら発電し、又は調達するとしたならばその発電又は調達に要することとなる費用の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

三 当該電気事業者が特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気について卸電力取引市場における売買取引により得られる収入の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

四 当該電気事業者が第十七条第一項第二号に掲げる方法による供給を行うことにより得られる収入の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

(調整交付金の額の決定、通知等)

第十五条の四 推進機関は、第十五条の二第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者に対し交付すべき調整交付金の額を決定し、当該各電気事業者に対し、その者に対し交付すべき調整交付金の額その他必要な事項を通知しなければならない。

2 推進機関は、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、電気事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

(新設)

(予算上の措置)

第十五条の五 政府は、調整交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てるため、必要な予算上の措置を講ずるものとする。

第七節 解体等積立金

(解体等積立金の積立て)

第十五条の六 経済産業大臣は、交付対象区分等及び特定調達対象区分等のうち、これらに該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等の適正かつ着実な実施を図る必要があるもの(以下この節において「積立対象区分等」という。)を指定することができる。

2 認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給するときは、経済産業省令で定める期間にわたり、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てなければならない。

3 前項の規定による解体等積立金の積立ては、推進機関にしなければならない。

4 特定契約又は一時調達契約により再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約又は一時調達契約を締結した電気事業者を經由して前項の積立てを推進機関に行うものとする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をするときは、あらかじめ、当該指定に係る再生可能エネルギー発電設備に係る

(新設)

(新設)

(新設)

所管に依りて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しななければならない。

6| 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

7| 経済産業大臣は、前項の規定による告示後速やかに、その旨を国会に報告しなければならない。

8| 前三項の規定は、第一項の規定による指定の取消しについて準用する。

(解体等積立金の額)

第十五条の七 解体等積立金の額は、経済産業省令で定める期間ごとに、認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量に当該積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用の額及び再生可能エネルギー電気の供給の見込量を基礎として経済産業大臣が定める再生可能エネルギー電が一キロワット時当たりの額(以下この条において「解体等積立基準額」という。)を乗じて得た額とする。

2| 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、積立対象区分等ごとに、解体等積立基準額を定めなければならない。

3| 経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用の額その他の事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、解体等積立基準額を改定することができる。

4| 第二条の三第七項から第九項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第七項中「協議し、

(新設)

及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣の意見を聴く」とあるのは、「協議する」と読み替えるものとする。

(供給促進交付金の交付に係る解体等積立金の控除)

第十五条の八 推進機関は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、第二条の四第一項の経済産業省令で定める方法により算定した額から、前条第一項の解体等積立金の額(当該供給促進交付金の額を限度とする。)を控除するものとする。

2) 前項の規定により供給促進交付金の額から控除された額は、当該認定事業者が、第十五条の六第二項及び第三項の規定により解体等積立金として推進機関に積み立てたものとみなす。

(解体等積立金の取戻し)

第十五条の九 認定事業者又は旧認定事業者(認定事業者であった者をいう。以下この条及び第十五条の十二において同じ。)若しくはその承継人(これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。)(次条において「認定事業者等」という。)は、認定発電設備(認定発電設備であつたものを含む。以下この節において同じ。)の解体等の実施に要する費用に充てる場合又は解体等積立金を積み立てておく必要がない場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、当該認定事業者又は旧認定事業者が推進機関に積み立てた解体等積立金の全部又は

(新設)

(新設)

一部を取り戻すことができる。

(認定事業者等以外の者による取戻し)

第十五条の十 都道府県知事、市町村長その他の認定事業者等以外の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置を講じた場合において、当該措置が積立対象区分等に該当する認定発電設備の解体等に係るものであるときは、当該認定発電設備に係る認定事業者等及び推進機関にあらかじめ通知した上で、当該措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、推進機関に積み立てられた解体等積立金を当該認定事業者等に代わって取り戻すことができる。

(新設)

(積立てに係る認定を受けた者の特例)

第十五条の十一 第九条第三項に規定する事項が記載された再生可能エネルギー発電事業計画について、同条第四項の認定を受けた認定事業者は、第十五条の六から前条までの規定にかかわらず、当該事項に従って、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立て、これを解体等の実施に要する費用に充てることのできる。

(新設)

(認定の失効及び取消しに伴う措置)

第十五条の十二 積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に係る認定計画について、第十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定により第九条第四項の認定の効力が失われ

(新設)

たとき又は第十五条の規定により同項の認定が取り消されたときは、当該認定計画に係る旧認定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについて経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の場合において、当該旧認定事業者が同項の認定を受けるまでの間は、当該旧認定事業者は、第五十二条第一項の規定（同項に係る罰則を含む。）の適用については、なお認定事業者であるものとみなす。

（推進機関の業務）

第十五条の十三 推進機関は、第十五条の六第三項の規定により推進機関に積み立てられた解体等積立金の管理に関する業務（以下「積立金管理業務」という。）を行うものとする。

（新設）

（積立金管理業務規程）

第十五条の十四 推進機関は、積立金管理業務の開始前に、その実施方法その他の経済産業省令で定める事項について積立金管理業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（新設）

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る積立金管理業務規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 積立金管理業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

三 認定事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした積立金管理業務規程が積立金管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その積立金管理業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(解体等積立金の運用)

第十五条の十五 推進機関は、次の方法によるほか、解体等積立金を運用してはならない。

- 一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有
- 二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(帳簿)

第十五条の十六 推進機関は、経済産業省令で定めるところにより、積立金管理業務に関する事項で経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

第八節 電気事業者の義務等

(特定契約及び一時調達契約の申込みに応ずる義務)

第十六条 (略)

(新設)

(新設)

第四節 電気事業者の義務等

(特定契約の申込みに応ずる義務)

第十六条 (略)

2| 電気事業者は、自らが維持し、及び運用する電線路と認定発電設備とを電氣的に接続する認定事業者から、当該再生可能エネルギー電気について一時調達契約の申込みがあつたときは、その内容が当該電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるときその他の経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除き、一時調達契約の締結を拒んではならない。

3| 経済産業大臣は、電気事業者に対し、特定契約又は一時調達契約の円滑な締結のため必要があると認めるときは、その締結に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4| 経済産業大臣は、正当な理由がなくて特定契約又は一時調達契約の締結に応じない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、特定契約又は一時調達契約の締結に応ずべき旨の勧告をすることができる。

5| (略)

(再生可能エネルギー電気の供給又は使用の義務)

第十七条 電気事業者は、特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気について、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するための基準として経済産業省令で定める基準に従い、次の各号に掲げる方法のいずれかにより供給し、又は使用しなければならない。

一 卸電力取引市場（電気事業法第九十七条に規定する卸電力取引所が開設する同法第九十八条第一項第一号に規定する卸電力取引市場をいう。次条第三項第一号において同じ。）における売買取引により供給する方法

(新設)

2| 経済産業大臣は、電気事業者に対し、特定契約の円滑な締結のため必要があると認めるときは、その締結に関し必要な指導及び助言をすることができる。

3| 経済産業大臣は、正当な理由がなくて特定契約の締結に応じない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、特定契約の締結に応ずべき旨の勧告をすることができる。

4| (略)

(再生可能エネルギー電気の供給又は使用の義務)

第十七条 電気事業者は、特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気について、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するための基準として経済産業省令で定める基準に従い、次の各号に掲げる方法のいずれかにより供給し、又は使用しなければならない。

一 卸電力取引市場（電気事業法第九十七条に規定する卸電力取引所が開設する同法第九十八条第一号に規定する卸電力取引市場をいう。次条第三項第一号及び第二十九条第三号において同じ。）における売買取引により供給する方法

二 小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、その行う小売供給（電気事業法第二条第一項第一号に規定する小売供給をいう。第二十条第一項において同じ。）の用に供する電気として供給する方法

2 経済産業大臣は、電気事業者が前項の基準に従って特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を供給せず、又は使用していないと認めるときは、当該電気事業者に対し、同項の基準に従って供給し、又は使用すべきことを命ずることができる。

第十八条（略）

（禁止行為等）

第十九条 一般送配電事業者及び配電事業者は、特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給又は使用に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に関して知り得た認定事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者に関する情報を当該供給に係る業務及び託送供給（電気事業法第二条第一項第六号に規定する託送供給をいう。次項第一号において同じ。）又は電力量調整供給（同条第一項第七号に規定する電力量調整供給をいう。）の業務の用に供する目的以外のために利用し

二 小売電気事業者（電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。）又は登録特定送配電事業者（同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）に対し、その行う小売供給（同法第二条第一項第一号に規定する小売供給をいう。第二十条第一項において同じ。）の用に供する電気として供給する方法

2 経済産業大臣は、電気事業者が前項の基準に従って特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を供給せず、又は使用していないと認めるときは、当該電気事業者に対し、同項の基準に従って供給し、又は使用すべきことを命ずることができる。

第十八条（略）

（禁止行為等）

第十九条 一般送配電事業者は、特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給又は使用に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に関して知り得た認定事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者に関する情報を当該供給に係る業務及び託送供給（電気事業法第二条第一項第六号に規定する託送供給をいう。次項第一号において同じ。）又は電力量調整供給（同条第一項第七号に規定する電力量調整供給をいう。）の業務の用に供する目的以外のために利用し、又は提供するこ

、又は提供すること。

二 特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を供給し、又は使用するとき、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 特定送配電事業者は、特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給又は使用に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に関して知り得た認定事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者に関する情報を当該供給に係る業務及び託送供給の業務の用に供する目的以外のために利用し、又は提供すること。

二 特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を供給し、又は使用するとき、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

3 (略)

(小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気の利用に関する努力義務等)

第二十条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するため、認定事業者から卸取引により供給される再生可能エネルギー電気を並びに特定契約及び一時調達契約に基づき調達される再生可能エネルギー電気をその行う小売供給の用に供す

と。

二 特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を供給し、又は使用するとき、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 特定送配電事業者は、特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給又は使用に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に関して知り得た認定事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者に関する情報を当該供給に係る業務及び託送供給の業務の用に供する目的以外のために利用し、又は提供すること。

二 特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を供給し、又は使用するとき、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

3 (略)

(小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気の利用に関する努力義務等)

第二十条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するため、特定契約に基づき調達される再生可能エネルギー電気をその行う小売供給の用に供する電気として利用するよう努めなければならない。

る電気として利用するよう努めなければならない。

2 経済産業大臣は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の円滑な利用を促進するため必要があると認めるときは、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者に対し、認定事業者から卸取引により供給される再生可能エネルギー電気並びに特定契約及び一時調達契約に基づき調達される再生可能エネルギー電気の利用に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(再生可能エネルギー電気の供給の確保に関する電気事業者等の責務)

第二十条の二 電気事業者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、自ら維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する再生可能エネルギー電気を供給しようとする者から当該再生可能エネルギー発電設備と当該電気事業者が自ら維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められた場合には、当該接続に必要な費用について必要な説明をすることその他の再生可能エネルギー発電設備の接続を円滑に行うための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2| 再生可能エネルギー発電設備の製造、設置その他の再生可能エネルギー発電設備に関連する事業を行う者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、再生可能エネルギー発電設備の製造及び設置に要する費用の低減その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 経済産業大臣は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の円滑な利用を促進するため必要があると認めるときは、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者に対し、特定契約に基づき調達される再生可能エネルギー電気の利用に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(新設)

第九節 電力・ガス取引監視等委員会

第二十一条 (略)

(勧告)

第二十二条 委員会は、第二十六条第一項又は第二項の規定により委任された第五十二条第一項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

第二十三条 委員会は、第二十六条第一項又は第二項の規定により委任された第五十二条第一項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

(権限の委任)

第五節 電力・ガス取引監視等委員会

第二十一条 (略)

(勧告)

第二十二条 委員会は、第二十六条第一項又は第二項の規定により委任された第七十六条第一項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

第二十三条 委員会は、第二十六条第一項又は第二項の規定により委任された第七十六条第一項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

(権限の委任)

第二十六条 経済産業大臣は、電気事業者に対する第五十二条第一項の規定による権限（第十七条第二項、第十八条第三項又は第十九条第三項の規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、電気事業者に対する第五十二条第一項の規定による権限（第十八条第二項ただし書の規定に関するものに限る。）を委員会に委任することができる。

3 5 (略)

(委員会に対する審査請求)

第二十七条 委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された第五十二条第一項の規定により行う報告の命令（前条第四項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

第三章 再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する電気工作物の設置等に関する特別の措置

第一節 系統設置交付金

(系統設置交付金の交付)

第二十八条 一般送配電事業者又は送電事業者（電気事業法第二十一条第十一号に規定する送電事業者をいう。以下同じ。）は、供給計画（同法第二十九条第一項に規定する供給計画をい

第二十六条 経済産業大臣は、電気事業者に対する第七十六条第一項の規定による権限（第十七条第二項、第十八条第三項又は第十九条第三項の規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、電気事業者に対する第七十六条第一項の規定による権限（第十八条第二項ただし書の規定に関するものに限る。）を委員会に委任することができる。

3 5 (略)

(委員会に対する審査請求)

第二十七条 委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された第七十六条第一項の規定により行う報告の命令（前条第四項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

第三章 電気事業者における費用負担の調整

(新設)

(交付金の交付)

第二十八条 第五十五条第一項に規定する費用負担調整機関（以下この章において単に「費用負担調整機関」という。）は、各電気事業者における特定契約に基づく再生可能エネルギー電気

う。)に従って、同法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物(変電用又は送電用のものに限る。以下この節において「系統電気工作物」という。)であつて再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、当該系統電気工作物の設置及び維持に要する費用を当該系統電気工作物を使用する期間にわたり回収するための交付金(以下「系統設置交付金」という。)の交付を受けることができる。

2| 系統設置交付金の交付に関する業務は、推進機関が行うものとする。

3| 一般送配電事業者又は送電事業者は、系統設置交付金の算定に資するため、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、系統電気工作物の設置及び維持に要する費用の額を推進機関に届け出るものとする。

4| 推進機関は、前項の規定による届出を受けた費用の額を経済産業大臣に報告しなければならない。

(系統設置交付金の額)

第二十九条 系統設置交付金の額は、前条第三項の規定により届け出られた費用の額に、当該系統電気工作物の設置及び維持に伴い生ずる便益のうち再生可能エネルギー電気の利用の促進が占める割合として、経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて得た額とする。

2| 系統設置交付金は、第三十一条第一項及び第三十八条第一項の規定により推進機関が徴収する納付金に係る資金をもって充てる。

の調達に係る費用負担を調整するため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者に対して、交付金を交付する。

2| 前項の交付金(以下単に「交付金」という。)は、第三十一条第一項の規定により費用負担調整機関が徴収する納付金及び第三十八条の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。

(交付金の額)

第二十九条 前条第一項の規定により電気事業者に対して交付される交付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を控除して得た額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

一 当該電気事業者が特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量(キロワット時で表した量をいう。第三十二条第四項及び第三十五条第二項において同じ。)に当該特定契約に係る調達価格を乗じて得た額の合計額

(系統設置交付金の額の通知)

第三十条 推進機関は、第二十八条第三項の経済産業省令で定める期間ごとに、同項の規定による届出をした各一般送配電事業者又は送電事業者に対し、その者に対し交付すべき系統設置交付金の額その他必要な事項を通知しなければならない。

(経済産業省令への委任)

第三十条の二 前三条に定めるもののほか、系統設置交付金の交付に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

二 当該電気事業者が特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を使用した量に相当する量の電気を自ら発電し、又は調達するとしたならばその発電又は調達に要することとなる費用の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

三 当該電気事業者が特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気について卸電力取引市場における売買取引により得られる収入の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

四 当該電気事業者が再生可能エネルギー電気卸供給を行うことにより得られる収入の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

(交付金の額の決定、通知等)

第三十条 費用負担調整機関は、第二十八条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者に対し交付すべき交付金の額を決定し、当該各電気事業者に対し、その者に対し交付すべき交付金の額その他必要な事項を通知しなければならない。

2 費用負担調整機関は、交付金の額を算定するため必要があるときは、電気事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

(新設)

第二節 雜則

(再生可能エネルギー電気の円滑な供給に資する電気工作物の設置等に関する電気事業者等の責務)

第三十条の三 電気事業者及び再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する者並びに送電事業者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、密接な連携の下に、再生可能エネルギー電気の円滑な供給に資する電気工作物の設置、維持、運用その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章 納付金の納付等

第一節 小売電気事業者等に係る納付金の納付等

(小売電気事業者等に係る納付金の徴収及び納付義務)

第三十一条 推進機関は、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金(次条第二項及び第四十条第一項において「交付金」と総称する。)の交付の業務に要する費用に充てるため、経済産業省令で定める期間ごとに、小売電気事業者等(小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。)から、納付金を徴収する。

2 小売電気事業者等は、前項の納付金(以下この節において単に「納付金」という。)を納付する義務を負う。

(納付金の額)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(納付金の徴収及び納付義務)

第三十一条 費用負担調整機関は、第五十五条第二項に規定する業務に要する費用及び当該業務に関する事務の処理に要する費用(次条第二項において「事務費」という。)に充てるため、経済産業省令で定める期間ごとに、小売電気事業者等(小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。)から、納付金を徴収する。

2 小売電気事業者等は、前項の納付金(以下単に「納付金」という。)を納付する義務を負う。

(納付金の額)

第三十二条 (略)

2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における交付金の交付の業務、積立金管理業務並びに前条第一項及び第三十八条第一項に規定する納付金の徴収の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての小売電気事業者等が電気の使用者に供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の一キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 (略)

4 認定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、納付金の額及び納付金単価を算定するための資料として、市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 電気事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、納付金の額及び納付金単価を算定するための資料として、特定契約及び一時調達契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 (略)

第三十二条 (略)

2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての電気事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における事務費の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての小売電気事業者等が電気の使用者に供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の一キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての電気事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 (略)

(新設)

4 電気事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、納付金の額及び納付金単価を算定するための資料として、特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 (略)

(納付金の額の決定、通知等)

第三十三条 推進機関は、第三十一条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各小売電気事業者等が納付すべき納付金の額を決定し、当該各小売電気事業者等に対し、その者が納付すべき納付金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 第二条の五第二項の規定は、納付金について準用する。この場合において、同項中「認定事業者」とあるのは、「第三十一条第一項に規定する小売電気事業者等」と読み替えるものとする。

(納付金の納付の督促等)

第三十四条 推進機関は、前条第一項の規定による通知を受けた小売電気事業者等がその納付期限までに納付金を納付しないときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 推進機関は、前項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の額に納付期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

3 推進機関は、第一項の規定による督促を受けた小売電気事業者等が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、直ちに、その旨を経済産業大臣に通知しなければならない。

4 (略)

(納付金の額の決定、通知等)

第三十三条 費用負担調整機関は、第三十一条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各小売電気事業者等が納付すべき納付金の額を決定し、当該各小売電気事業者等に対し、その者が納付すべき納付金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 第三十条第二項の規定は、納付金について準用する。この場合において、同項中「電気事業者」とあるのは、「次条第一項に規定する小売電気事業者等」と読み替えるものとする。

(納付金の納付の督促等)

第三十四条 費用負担調整機関は、前条第一項の規定による通知を受けた小売電気事業者等がその納付期限までに納付金を納付しないときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 費用負担調整機関は、前項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の額に納付期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

3 費用負担調整機関は、第一項の規定による督促を受けた小売電気事業者等が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、直ちに、その旨を経済産業大臣に通知しなければならない。

4 (略)

(帳簿)

第三十五条 (略)

2 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約及び一時調達契約ごとの調達した再生可能エネルギー電気の量その他の経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

第三十六条 (略)

(賦課金に係る特例)

第三十七条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、当該事業の電気の使用に係る原単位(売上高千円当たりの電気の使用量(キロワット時で表した量)をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。以下この条及び第五十二条第二項において同じ。)

をいう。以下この条において同じ。)が、当該事業が製造業に属するものである場合にあつては製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業、当該事業が製造業以外の業種に属するものである場合にあつては製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の政令で定める倍数を超える事業を行う者であつて、当該事業の電気の使用に係る原単位の改善のために経済産業省令で定める基準に適合する取組を行うものからの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が政令で定める量を超える事業所について、我が国の国際競争力の強化を図る観点から、前条の賦課金の負担が当該事業者の事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要がある事業所

(帳簿)

第三十五条 (略)

2 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約ごとの調達した再生可能エネルギー電気の量その他の経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

第三十六条 (略)

(賦課金に係る特例)

第三十七条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、当該事業の電気の使用に係る原単位(売上高千円当たりの電気の使用量(キロワット時で表した量)をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。以下この条及び第七十六条第二項において同じ。)

をいう。以下この条において同じ。)が、当該事業が製造業に属するものである場合にあつては製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業、当該事業が製造業以外の業種に属するものである場合にあつては製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の政令で定める倍数を超える事業を行う者であつて、当該事業の電気の使用に係る原単位の改善のために経済産業省令で定める基準に適合する取組を行うものからの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が政令で定める量を超える事業所について、我が国の国際競争力の強化を図る観点から、前条の賦課金の負担が当該事業者の事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要がある事業所

として認定するものとする。
2 6 (略)

第二節 電気事業者に係る納付金の納付

(電気事業者に係る納付金の徴収及び納付義務)

第三十八条 推進機関は、第十五条の三の規定により算定した額が零を下回った場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、その下回った額の納付金を徴収する。

2 電気事業者は、前項の納付金(次条において単に「納付金」という。)を納付する義務を負う。

(納付金の額の決定、通知等)

第三十九条 推進機関は、前条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者が納付すべき納付金の額を決定し、当該各電気事業者に対し、その者が納付すべき納付金の額、納付の期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 第二条の五第二項及び第三十四条の規定は、納付金について準用する。この場合において、同項中「認定事業者」とあり、並びに同条第一項、第三項及び第四項中「小売電気事業者等」とあるのは、「電気事業者」と読み替えるものとする。

第三節 納付金徴収等業務

(徴収等業務規程)

第四十条 推進機関は、第三十一条第一項及び第三十八条第一項

として認定するものとする。
2 6 (略)

(新設)

(予算上の措置)

第三十八条 政府は、第二十八条第一項の規定により費用負担調整機関が電気事業者に対し交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てるため、必要な予算上の措置を講ずるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

の納付金（次条において「納付金」と総称する。）の徴収並びに交付金の交付の業務（以下この節及び第五十二条第三項において「納付金徴収等業務」という。）の開始前に、その実施方法その他の経済産業省令で定める事項について徴収等業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る徴収等業務規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一| 納付金徴収等業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二| 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三| 認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3| 経済産業大臣は、第一項の認可をした徴収等業務規程が納付金徴収等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その徴収等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（納付金の運用）

第四十一条 第十五条の十五の規定は、納付金の運用について準用する。

（帳簿）

（新設）

第四十二条 推進機関は、経済産業省令で定めるところにより、納付金徴収等業務に関する事項で経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(新設)

第四章 指定入札機関及び費用負担調整機関

第一節 指定入札機関

(指定)

第三十九条 第七条第十項の指定（以下この節において「指定」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、入札業務を行おうとする者の申請により行う。

2 経済産業大臣は、指定をしたときは、入札業務を行わないものとする。

(欠格条項)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 第五十条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第四十八条の規定による命令により解任され、解任の日

から二年を経過しない者

(削る)

(指定の基準)

第四十一条 経済産業大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、入札業務の実施の方法その他の事項についての入札業務の実施に関する計画が、入札業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の入札業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財団法人であること。

四 入札業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことよって入札業務が不公正になるおそれがないものであること。

(入札業務規程)

第四十二条 指定入札機関は、入札業務に関する規程（以下「入札業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 入札業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした入札業務規程が入札業務の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、指定入札機関に対し、入札業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(削る)

(削る)

(区分経理)
第四十三条 指定入札機関は、入札業務以外の業務を行っている場合には、当該業務に係る経理と入札業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(削る)

(業務の休廃止)

第四十四条 指定入札機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、入札業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(削る)

(帳簿)

第四十五条 指定入札機関は、帳簿を備え、入札業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(削る)

(秘密保持義務等)

第四十六条 指定入札機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、入札業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 入札業務に従事する指定入札機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員を選任及び解任)

(削る)

第四十七条 指定入札機関の役員を選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員解任命令)

(削る)

第四十八条 経済産業大臣は、指定入札機関の役員が、この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反したとき、第四十二条第一項の認可を受けた入札業務規程に違反する行為をしたとき、又は入札業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定入札機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(適合命令等)

(削る)

第四十九条 経済産業大臣は、指定入札機関が第四十一条各号第三号を除く。以下この項において同じ。)に適合しなくなつたと認めるときは、指定入札機関に対し、同条各号に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定入札機関に対し、入札業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

(削る)

第五十条 経済産業大臣は、指定入札機関が第四十一条第三号に適合しなくなつたときは、指定を取り消さなければならない。2 経済産業大臣は、指定入札機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて入札業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(削る)

- 一 第四十条第二号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十二条第一項の認可を受けた入札業務規程によらないで入札業務を行ったとき。
- 三 第四十二条第三項、第四十八条又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により指定を受けたとき。

(経済産業大臣による入札業務の実施等)

第五十一条 経済産業大臣は、指定入札機関が第四十四条の許可を受けて入札業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定入札機関に対し入札業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定入札機関が天災その他の事由により入札業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、入札業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 経済産業大臣が前項の規定により入札業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定入札機関が第四十四条の許可を受けて入札業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は前条の規定により経済産業大臣が指定入札機関の指定を取り消す場合における入札業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

(公示)

第五十二条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 指定をしたとき。

(削る)

(削る)

二 第四十四条の許可をしたとき。

三 第五十条の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定により入札業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により、経済産業大臣が入札業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていない入札業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(指定入札機関がした処分等に係る審査請求)

第五十三条 指定入札機関が行う入札業務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定入札機関の上級行政庁とみなす。

(規定の適用等)

第五十四条 指定入札機関が入札業務を行う場合における第六条並びに第七条第一項から第四項まで及び第六項から第九項までの規定の適用については、第六条並びに第七条第一項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定中「経済産業大臣」とあり、及び同条第九項中「国」とあるのは、「指定入札機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第七条第九項の規定により指定入札機関に納められた手数料は、指定入札機関の収入

(削る)

(削る)

(削る)

とする。

第二節 費用負担調整機関

(費用負担調整機関の指定等)

第五十五条 経済産業大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次項に規定する業務（以下「調整業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、費用負担調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

一 調整業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 役員又は職員の構成が、調整業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 調整業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて調整業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四・五 (略)

2 調整機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 小売電気事業者等から納付金を徴収し、その管理を行うこと。

二 電気事業者に対し交付金を交付すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 5 (略)

(削る)

(調整業務規程)

第五十六条 調整機関は、調整業務の開始前に、その実施方法その他の経済産業省令で定める事項について調整業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一| 調整業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二| 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三| 一般送配電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3| 経済産業大臣は、第一項の認可をした調整業務規程が調整業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その調整業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第五十七条 調整機関は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、調整業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 調整機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

(削る)

3) 調整機関は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、調整業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(区分経理)

第五十八条 調整機関は、調整業務以外の業務を行っている場合には、当該業務に係る経理と調整業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(業務の休廃止)

第五十九条 調整機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、調整業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(納付金の運用)

第六十条 調整機関は、次の方法によるほか、納付金を運用してはならない。

- 一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有
- 二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(帳簿)

第六十一条 調整機関は、経済産業省令で定めるところにより、調整業務に関する事項で経済産業省令で定めるものを記載した

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(削る)

(秘密保持義務)

第六十二条 調整機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、調整業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(削る)

(役員了解任命令)

第六十三条 経済産業大臣は、調整機関の役員が、この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反したとき、第五十六条第一項の認可を受けた同項に規定する調整業務規程に違反する行為をしたとき、又は調整業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、調整機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(削る)

(監督命令)

第六十四条 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、調整機関に対し、調整業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(削る)

(指定の取消し等)

第六十五条 経済産業大臣は、調整機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十五条第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

一 調整業務を適正かつ確実に実施することができないと認め

られるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反したとき、又は第五十六条第一項の認可を受けた同項に規定する調整業務規程によらないで調整業務を行ったとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定の取消しが行われた場合において、小売電気事業者等が当該指定を取り消された法人に納付した納付金がお存するときは、当該指定を取り消された法人は、経済産業大臣が第五十五条第一項の規定により新たに指定する調整機関に当該納付金を速やかに引き渡さなければならない。

(情報の提供等)

第六十六条 経済産業大臣は、調整機関に対し、調整業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第五章 調達価格等算定委員会

第六十七条～第七十三条

第六章 雑則

(再生可能エネルギー源の利用に要する費用の価格への反映)

(削る)

第五章 調達価格等算定委員会

第四十三条～第四十九条

第六章 雑則

(再生可能エネルギー源の利用に要する費用の価格への反映)

第五十条 (略)

2 認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保に関する国の責務)

第五十一条 (略)

(削る)

(削る)

第七十四条 (略)

2 一般送配電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るため、電気の供給の対価に係る負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう、その事業活動の効率化、当該事業活動に係る経費の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保に関する国等の責務)

第七十五条 (略)

2 電気事業者及び再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、相互の密接な連携の下に、再生可能エネルギー電気の円滑な供給に資する電気工作物(電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。)の設置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 電気事業者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、自ら維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する再生可能エネルギー電気を供給しようとする者から当該再生可能エネルギー発電設備と当該電気事業者が自ら維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められた場合には、当該接続に必要な費用について必要な説明をすることその他の再生可能エネルギー発電設備の接続を円滑に行うための措置その他の必要な措置を講

(削る)

(報告徴収及び立入検査等)

第五十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 (略)

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、推進機関に対し、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、推進機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(削る)

ずるよう努めなければならない。

4 再生可能エネルギー発電設備の製造、設置その他の再生可能エネルギー発電設備に関連する事業を行う者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、再生可能エネルギー発電設備の製造及び設置に要する費用の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第七十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、一般送配電事業者、特定送配電事業者、認定事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、一般送配電事業者、特定送配電事業者、認定事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 (略)

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定入札機関に対し、入札業務の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、指定入札機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、調

4| (略)

5| 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6| 経済産業大臣は、第一項の規定により報告を受けた事項その他この法律の規定により収集した情報を整理して、認定計画の実施の状況に関する情報を公表するものとする。

第五十三条～第五十五条

第七章 罰則

第五十六条・第五十七条 (略)

第五十八条 第四十五条第九項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第八条の第三第二項の規定による入札業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした推進機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行

整機関に対し、調整業務の状況若しくは資産に関し報告をさせ、又はその職員に、調整機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5| (略)

6| 第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(新設)

第七十七条～第七十九条

第七章 罰則

第八十条・第八十一条 (略)

第八十二条 第四十六条第一項、第六十二条又は第六十九条第九項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十三条 第五十条第二項の規定による入札業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定入札機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の

為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第五項、第十七条第二項、第十八条第三項又は第十九条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第十八条第二項の規定に違反して再生可能エネルギー電気を供給したとき。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第一項又は第三十二条第三項から第五項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第十八条第四項の規定に違反したとき。
- 三 第三十五条第一項又は第二項の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 四 第五十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした推進機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の三第一項の許可を受けないで入札業務の全部を廃止したとき。
- 二 第八条の四、第十五条の十六又は第四十二条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

罰金に処する。

- 一 第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第三項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した者
- 二 第十八条第二項の規定に違反して再生可能エネルギー電気を供給した者

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第一項又は第三十二条第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十八条第四項の規定に違反した者
- 三 第三十五条第一項又は第二項の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 四 第七十六条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第八十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定入札機関又は調整機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十四条又は第五十九条の許可を受けないで入札業務又は調整業務の全部を廃止したとき。
- 二 第四十五条又は第六十一条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第五十二條第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十條又は第六十一條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

三 第七十六條第三項若しくは第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同條第三項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十四條又は第八十五條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

○独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十一条（略） 2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一～四（略） 四の二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第七十七条 第四項及び第五項の規定による立入検査 五～十（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十一条（略） 2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一～四（略） （新設） 五～十（略）</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 海外及び本邦周辺の海域における石油等（オイルサンド及びオイルシェールを含む。以下同じ。）の探鉱及び採取、海外における可燃性天然ガスの液化及び貯蔵並びに石炭の探鉱、本邦における地熱の探査並びに海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱並びに採掘、選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業（以下この号、第四号及び第十四条第一項において「採掘等」という。）に必要な資金（本邦周辺の海域における石油等の採取及び金属鉱物の採掘等に必要な資金にあつては、石油等の採取をする権利、金属鉱物の採掘等をする権利その他これらに類する権利を有する者からこれらの権利を譲り受けてその採取又は採掘等を行う場合におけるこれらの権利の譲受けに必要な資金及びこれらの権利に基づく採取又は採掘等を開始するために必要な資金に限る。）を供給するための出資を行うこと。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 海外における石油等の採取（これに附属する精製を含む。第五号において同じ。）、可燃性天然ガスの液化及び貯蔵並びに石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の事業（同号</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 海外及び本邦周辺の海域における石油等（オイルサンド及びオイルシェールを含む。以下同じ。）の探鉱及び採取、海外における可燃性天然ガスの液化、海外における石炭の探鉱、本邦における地熱の探査並びに海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱並びに採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業（以下この号において「採掘等」という。）に必要な資金（本邦周辺の海域における石油等の採取に必要な資金及び金属鉱物の採掘等に必要な資金にあつては、石油等の採取をする権利、金属鉱物の採掘等をする権利その他これらに類する権利を有する者からこれらの権利を譲り受けてその採取又は採掘等を行う場合におけるこれらの権利の譲受けに必要な資金及びこれらの権利に基づく採取又は採掘等を開始するために必要な資金（第十二条第三号及び第十四条第一項において「権利譲受け資金」と総称する。）に限る。）を供給するための出資を行うこと。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 海外における石油等の採取（これに附属する精製を含む。第五号において同じ。）、可燃性天然ガスの液化並びに石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の事業（同号において</p>

において「石炭の採掘等」という。）、本邦における地熱の採取並びに海外における金属鉱物の採掘、選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業に必要な資金（その資金を供給するために必要な資金を含む。）に係る債務の保証を行うこと。

四 海外における石油等の探鉱及び採取、可燃性天然ガスの液化並びに金属鉱物の探鉱及び採掘等をする権利（その権利を取得するために必要な権利を含む。）その他これに類する権利の取得（機構以外の者によるこれらの権利の取得を困難とする特別の事情がある場合において、機構以外の者への譲渡を目的として行うものに限る。）を行うこと。

五 二十（略）

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一・二（略）

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十三条の

三の規定による燃料の調達を行うこと。

3 5（略）

（区分経理）

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等に係るものに限る）、次号に掲げるものを除く。）、同項第三号に掲げる業務（石油等に係るものに限る。）、同項第四号に掲げる業務（石油等に係るものに限る。）、次号に掲げるものを除く。）、同項第五号及び第六号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。）、同項第七号及び第八号に掲げる業務

「石炭の採掘等」という。）、本邦における地熱の採取並びに海外における金属鉱物の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業に必要な資金（その資金を供給するために必要な資金を含む。）に係る債務の保証を行うこと。

四 海外における石油等の探鉱及び採取をする権利（その権利を取得するために必要な権利を含む。）、海外における金属鉱物の探鉱をする権利その他これらに類する権利の取得（機構以外の者によるこれらの権利の取得を困難とする特別の事情がある場合において、機構以外の者への譲渡を目的として行うものに限る。）を行うこと。

五 二十（略）

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一・二（略）

（新設）

3 5（略）

（区分経理）

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等に係るものに限る）、次号に掲げるものを除く。）、同項第三号に掲げる業務（石油等に係るものに限る。）、同項第四号に掲げる業務（石油等に係るものに限る。）、次号に掲げるものを除く。）、同項第五号及び第六号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。）、同項第七号及び第八号に掲げる業務

(石炭及び地熱に係るものに限る。)、同項第九号に掲げる業務(同号イに掲げる船舶の貸付けに限る。)、同項第十号から第十二号までに掲げる業務並びに同項第十九号に掲げる業務(石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。)並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第一号及び第三号に掲げる業務並びに同条第三項の業務(同条第一項第九号イに掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。)

二 第十一条第一項第一号に掲げる業務(石油に係るものにあつてはその採取に必要な資金に係るものであつて特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの)に限り、可燃性天然ガスに係るものにあつてはその採取、液化及び貯蔵に必要な資金に係るものであつて同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの)に限り、金属鉱物に係るものにあつては同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの)に限る。)、同項第三号に掲げる業務(石炭、地熱及び金属鉱物に係るものに限る。)、同項第四号に掲げる業務(石油等に係るものであつて同法第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの)に限る。)並びに同項第二号及び第十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十一条第一項第一号に掲げる業務(金属鉱物に係るもの)に限り、前号に掲げるものを除く。)、同項第四号から第八号までに掲げる業務(金属鉱物に係るもの)に限る。)、同項第九号に掲げる業務(同号ロに掲げる船舶の貸付けに限る。)

(石炭及び地熱に係るものに限る。)、同項第九号に掲げる業務(同号イに掲げる船舶の貸付けに限る。)、同項第十号から第十二号までに掲げる業務並びに同項第十九号に掲げる業務(石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。)並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第一号に掲げる業務並びに同条第三項の業務(同条第一項第九号イに掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。)

二 第十一条第一項第一号に掲げる業務(石油に係るものにあつてはその採取に必要な資金に係るものであつて特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの)に限り、可燃性天然ガスに係るものにあつてはその採取及び液化に必要な資金に係るものであつて同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの)に限り、金属鉱物に係るものにあつては同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの)に限る。)、同項第三号に掲げる業務(石炭、地熱及び金属鉱物に係るもの)に限る。)、同項第四号に掲げる業務(石油等に係るものであつて同法第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの)に限る。)並びに同項第二号及び第十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十一条第一項第一号に掲げる業務(金属鉱物に係る権利譲受け資金に係るもの)に限り、前号に掲げるものを除く。)、同項第四号から第八号までに掲げる業務(金属鉱物に係るもの)に限る。)、同項第九号に掲げる業務(同号ロに掲げる

（同項第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる業務並びに同項第十九号に掲げる業務（金属鉱物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項の業務（同条第一項第九号に掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。））

四・五（略）

（長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源債券）

第十四条 機構は、第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等の採取、可燃性天然ガスの液化及び貯蔵並びに金属鉱物の採掘等に必要な資金に係るものに限る。）並びに同項第二号から第四号まで及び第十二号から第十四号までに掲げる業務並びに同条第二項第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は石油天然ガス・金属鉱物資源債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 6（略）

船舶の貸付けに限る。）（同項第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる業務並びに同項第十九号に掲げる業務（金属鉱物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項の業務（同条第一項第九号に掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。））

四・五（略）

（長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源債券）

第十四条 機構は、第十一条第一項第一号に掲げる業務（海外における石油等の採取及び可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに権利譲受け資金（海外における石油等の採取に係るものを除く。）に係るものに限る。）並びに同項第二号から第四号まで及び第十二号から第十四号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は石油天然ガス・金属鉱物資源債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 6（略）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（みなし小売電気事業者の供給義務等）</p> <p>第十六条 みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給区域（離島等）（電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島等）を除く。以下この項において同じ。）であつて、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内の電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域」という。）における一般の需要（みなし登録特定送配電事業者が特別小売供給（附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給をいう。）を開始した旧供給地点（附則第二十三条第一項に規定する旧供給地点をいう。）における需要及び特定規模需要（旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に相当する需要をいう。）を除く。）であつて次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「特定需要」という。）に应ずる電気の供給を保障するための電気の供給（以下「特定小売供給」という。）を拒んではならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 みなし小売電気事業者については、旧電気事業法第七条、第</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（みなし小売電気事業者の供給義務等）</p> <p>第十六条 みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給区域（離島）（新電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島をいう。）を除く。以下この項において同じ。）であつて、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内の電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域」という。）における一般の需要（みなし登録特定送配電事業者が特別小売供給（附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給をいう。）を開始した旧供給地点（附則第二十三条第一項に規定する旧供給地点をいう。）における需要及び特定規模需要（旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に相当する需要をいう。）を除く。）であつて次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「特定需要」という。）に应ずる電気の供給を保障するための電気の供給（以下「特定小売供給」という。）を拒んではならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 みなし小売電気事業者については、旧電気事業法第七条、第</p>

十條、第十一条、第十四條、第十五條第一項、第二項及び第五項、第十六條第一項、第三項及び第五項、第十九條第三項から第五項まで、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条第一項及び第三項、第三十四条、第三十四条の二、第三十六条、第六十六條の十、第一百十條並びに第一百四十四條第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、みなし小売電気事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5
5
7
（略）

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八條 （略）

2
（略）

3
みなし小売電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、電気事業法以外の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（特定小売供給を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合又は電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者を支払うべき当該一般送配電事業者が同法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項の規定による変更の届出があつたとき又は同法第十九條第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金若しくは同法第十八條第二項ただし書の認可を受けた料金（同法第十九條第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）若しくは同法第二条第一項第十一号の三に規定する配電事業者を支払うべき当該配電事業者が同法第二十七條の十

十條、第十一条、第十四條、第十五條第一項、第二項及び第五項、第十六條第一項、第三項及び第五項、第十九條第三項から第十項まで、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条第一項及び第三項、第三十四条、第三十四条の二、第三十六条、第六十六條の十一、第一百十條並びに第一百四十四條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、みなし小売電気事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5
5
7
（略）

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八條 （略）

2
（略）

（新設）

二の十一第一項の規定により経済産業大臣に届け出た託送供給等約款（同項後段の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金若しくは同条第二項ただし書の承認を受けた料金の額の増加に対応する場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項の認可を受けた特定小売供給約款（次項又は附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧電気事業法第十九条第四項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

（新設）

4| みなし小売電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の特定小売供給約款を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

（新設）

5| 前項の規定による届出に係る特定小売供給約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

（新設）

6| 経済産業大臣は、第四項の規定による届出に係る特定小売供給約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の使用上の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に

関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

7 経済産業大臣は、第四項の規定による届出に係る特定小売供給約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該みなし小売電気事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その特定小売供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

8 (略)

(みなし登録特定送配電事業者の供給義務等)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 みなし登録特定送配電事業者については、旧電気事業法第七条、第十条、第十一条、第十四条、第十五条(第三項を除く。)、第十六条(第三項を除く。)、第二十四条第三項及び第四項、第三十四条、第六十六条の十、第一百十条並びに第一百四十四項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、第一項の政令で定める日までの間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 (略)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

一 附則第十条第二項、第十一条第二項又は第十八条第七項の

(新設)

3 (略)

(みなし登録特定送配電事業者の供給義務等)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 みなし登録特定送配電事業者については、旧電気事業法第七条、第十条、第十一条、第十四条、第十五条(第三項を除く。)、第十六条(第三項を除く。)、第二十四条第三項及び第四項、第三十四条、第六十六条の十一、第一百十条並びに第一百四十四項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、第一項の政令で定める日までの間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 (略)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

一 附則第十条第二項又は第十一条第二項の規定による命令に

二 規定による命令に違反した者
(略)

二 違反した者
(略)

改正案	現行
<p>（海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の指定）</p> <p>第二条の四 国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備をいう。）又は港湾区域に設置される再生可能エネルギー源（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー源をいう。第三十七条の三第一項において同じ。）の利用に資する施設若しくは工作物（以下この項及び第五十五条の二第一項において「海洋再生可能エネルギー発電設備等」という。）の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送の用に供され、又は供されることとなる国土交通省令で定める規模その他の要件に該当する埠頭（以下「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭」という。）を有する港湾のうち、当該港湾の利用状況その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、当該海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を中核として海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施の促進に資する当該港湾の効果的な利用の推進を図ることが我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上のために特に重要なものを、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾として指定することができる。</p>	<p>（海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の指定）</p> <p>第二条の四 国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備をいう。）又は港湾区域に設置される再生可能エネルギー源（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第四項に規定する再生可能エネルギー源をいう。第三十七条の三第一項において同じ。）の利用に資する施設若しくは工作物（以下この項及び第五十五条の二第一項において「海洋再生可能エネルギー発電設備等」という。）の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送の用に供され、又は供されることとなる国土交通省令で定める規模その他の要件に該当する埠頭（以下「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭」という。）を有する港湾のうち、当該港湾の利用状況その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、当該海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を中核として海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施の促進に資する当該港湾の効果的な利用の推進を図ることが我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上のために特に重要なものを、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾として指定することができる。</p>

2
3
4

(略)

2
3
4

(略)

改正案	現行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十七 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物</p> <p>十七の二～三十五 （略）</p> <p>（事業の認定に関する処分を行う機関）</p> <p>第十七条 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 一の都道府県の区域を超え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの</p> <p>イ～へ （略）</p> <p>ト 電気事業法による一般送配電事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、送電事業（供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、配電事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十七 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物</p> <p>十七の二～三十五 （略）</p> <p>（事業の認定に関する処分を行う機関）</p> <p>第十七条 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 一の都道府県の区域を超え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの</p> <p>イ～へ （略）</p> <p>ト 電気事業法による一般送配電事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、送電事業（供給の相手方たる一般送配電事業者の供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、特定送配電事業（供給地点が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）又は発</p>

（）、特定送配電事業（供給地点が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）又は発電事業（当該事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する電気工作物に関する事業

チ（略）

四（略）

2・3（略）

電事業（当該事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する電気工作物に関する事業

チ（略）

四（略）

2・3（略）

改正案	現行
<p>（水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例） 第三十六条 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）、工業用 水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）、下水道法（昭和 三十三年法律第七十九号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第 九十二号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律 第七十一号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は電気通信事業 法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、水管（水 道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するも のに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガ ス事業法第二条第十一项に規定するガス事業（同条第二项に規 定するガス小売事業を除く。）の用に供するものに限る。）又 は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法 に基づくものにあつては同法第二条第一項第十七号に規定する 電気事業者（同項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第 十五号の四に規定する特定卸供給事業者を除く。）がその事業 の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては 同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に 規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を道路 に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定に よる許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実 施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画</p>	<p>（水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例） 第三十六条 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）、工業用 水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）、下水道法（昭和 三十三年法律第七十九号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第 九十二号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律 第七十一号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は電気通信事業 法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、水管（水 道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するも のに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガ ス事業法第二条第十一项に規定するガス事業（同条第二项に規 定するガス小売事業を除く。）の用に供するものに限る。）又 は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法 に基づくものにあつては同法第二条第一項第十七号に規定する 電気事業者（同項第三号に規定する小売電気事業者を除く。） がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくもの にあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業 者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る 。）を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三 項の規定による許可を受けようとする場合においては、これら の工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該 工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。</p>

2
(略)

書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2
(略)

ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

改正案	現行
<p>（電力・ガス取引監視等委員会によるあつせん及び仲裁） 第七十七条（略）</p> <p>2 電気事業法第三十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんに準用する。この場合において、同条第三項中「次条第三項」とあるのは「ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七十七条第四項において準用する次条第三項」と、同条第六項中「第二十五条第二項（第二十七条の十二の十三及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは「ガス事業法第八十五条第四項の規定による裁定の申請又は第七十七条第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>3～5（略）</p>	<p>（電力・ガス取引監視等委員会によるあつせん及び仲裁） 第七十七条（略）</p> <p>2 電気事業法第三十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんに準用する。この場合において、同条第三項中「次条第三項」とあるのは「ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七十七条第四項において準用する次条第三項」と、同条第六項中「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは「ガス事業法第八十五条第四項の規定による裁定の申請又は第七十七条第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>3～5（略）</p>

改正案	現行
<p>（電力・ガス取引監視等委員会によるあつせん及び仲裁）</p> <p>第十九条の二（略）</p> <p>2 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんに準用する。この場合において、同条第三項中「次条第三項」とあるのは「熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第十九条の二第四項において準用する次条第三項」と、同条第六項中「第二十五条第二項（第二十七条の十二の十三及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは「熱供給事業法第十九条の二第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>3～5（略）</p>	<p>（電力・ガス取引監視等委員会によるあつせん及び仲裁）</p> <p>第十九条の二（略）</p> <p>2 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんに準用する。この場合において、同条第三項中「次条第三項」とあるのは「熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第十九条の二第四項において準用する次条第三項」と、同条第六項中「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは「熱供給事業法第十九条の二第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>3～5（略）</p>

改正案	現行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業法第三十八條第三項に規定する自家用電気工作物（発電所、変電所、最大電力五百キロワット以上の需要設備（電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内（発電所又は変電所の構内を除く。）に設置する電気工作物（同法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。）の総合体をいう。）その他の経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業法第三十八條第四項に規定する自家用電気工作物（発電所、変電所、最大電力五百キロワット以上の需要設備（電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内（発電所又は変電所の構内を除く。）に設置する電気工作物（同法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。）の総合体をいう。）その他の経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>（使用の制限）</p> <p>第二十八条 <u>電気事業法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者、同法第三十八条第三項に規定する自家用電気工作物を設置する者、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（使用の制限）</p> <p>第二十八条 <u>電気事業法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者、同法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物を設置する者、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。</u></p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（特定公共事業）</p> <p>第二条 この法律において「特定公共事業」とは、土地収用法第三 三条各号のいずれかに該当するものに関する事業若しくは都市 計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により土地を収用し 、若しくは使用することができる都市計画事業のうち、次の各 号のいずれかに該当するものに関する事業又は当該事業に係る 土地収用法第十六条に規定する関連事業で、起業者が第七条（ 第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による国土 交通大臣の認定を受けたものをいう。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送 配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事 業の用に供する発電施設又は送電変電施設で政令で定める主 要なもの</p> <p>八・九 （略）</p>	<p>（特定公共事業）</p> <p>第二条 この法律において「特定公共事業」とは、土地収用法第 三条各号のいずれかに該当するものに関する事業若しくは都市 計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により土地を収用し 、若しくは使用することができる都市計画事業のうち、次の各 号のいずれかに該当するものに関する事業又は当該事業に係る 土地収用法第十六条に規定する関連事業で、起業者が第七条（ 第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による国土 交通大臣の認定を受けたものをいう。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送 配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供 する発電施設又は送電変電施設で政令で定める主要なもの</p> <p>八・九 （略）</p>

改正案	現行
<p>（当該職員の航空機燃料税等に関する調査に係る質問検査権） 第七十四条の六 国税庁等の当該職員は、航空機燃料税又は電源開発促進税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その帳簿書類その他の物件（第一号ロ又は第二号ロに掲げる者に対する調査にあつては、その事業に関する帳簿書類その他の物件に限る。）を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電源開発促進税に関する調査 次に掲げる者</p> <p>イ 一般送配電事業者等（電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第二号（定義）に規定する一般送配電事業者等をいう。次項において同じ。）</p> <p>ロ （略）</p> <p>2 前項に規定する国税庁等の当該職員のうち、国税局又は税務署の当該職員は、航空機燃料税に関する調査にあつては航空機の所有者等の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員（納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に、住所、居所、事務所、事業所、航空機燃料の保管場所その他これらに準ずるものを有する航空機の所有者等）に対する航空機燃料税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。）に、電源開発促進税に関する調査</p>	<p>（当該職員の航空機燃料税等に関する調査に係る質問検査権） 第七十四条の六 国税庁等の当該職員は、航空機燃料税又は電源開発促進税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その帳簿書類その他の物件（第一号ロ又は第二号ロに掲げる者に対する調査にあつては、その事業に関する帳簿書類その他の物件に限る。）を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電源開発促進税に関する調査 次に掲げる者</p> <p>イ 一般送配電事業者等（電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第二号（定義）に規定する一般送配電事業者等をいう。次項において同じ。）</p> <p>ロ （略）</p> <p>2 前項に規定する国税庁等の当該職員のうち、国税局又は税務署の当該職員は、航空機燃料税に関する調査にあつては航空機の所有者等の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員（納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に、住所、居所、事務所、事業所、航空機燃料の保管場所その他これらに準ずるものを有する航空機の所有者等）に対する航空機燃料税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。）に、電源開発促進税に関する調査</p>

にあつては一般送配電事業者等の納税地の所轄国税局又は所轄
税務署の当該職員（納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の
国税局又は税務署の所轄区域内に、営業所、事務所その他の事
業場又は電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第
一項第十八号（定義）に規定する電気工作物を有する一般送配
電事業者等）に対する電源開発促進税に関する調査にあつては、
当該国税局又は税務署の当該職員を含む。）に、それぞれ限る
ものとする。

にあつては一般送配電事業者の納税地の所轄国税局又は所轄税
務署の当該職員（納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国
税局又は税務署の所轄区域内に、営業所、事務所その他の事業
場又は電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一
項第十八号（定義）に規定する電気工作物を有する一般送配電
事業者）に対する電源開発促進税に関する調査にあつては、当該
国税局又は税務署の当該職員を含む。）に、それぞれ限るもの
とする。

○共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）（附則第二十条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「公益事業者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者</p> <p>三 六 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「公益事業者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者</p> <p>三 六 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

改 正 案

現 行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、
 第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の
 三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十
 四条の五関係）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、
 第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の
 三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十
 四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
<p>一〇百三（略）</p>	<p>百四 小売電気事業の登録、みなし小売電気事業者の指定旧供給区域の変更の許可、一般送配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、送電事業の許可若しくは振替供給の相手方の変更の許可、配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、特定送配電事業者による小売供給の登録、特定供給の許可、認定電気使用者情報利用者等協会の認定又は電気工作物に係る登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録</p>	
<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	課税標準	税率
<p>一〇百三（略）</p>	<p>百四 小売電気事業の登録、みなし小売電気事業者の指定旧供給区域の変更の許可、一般送配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、送電事業の許可若しくは振替供給の相手方の変更の許可、特定送配電事業者による小売供給の登録、特定供給の許可又は電気工作物に係る登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録</p>	

<p>(一) (四) (略)</p> <p>(五) 電気事業法第二十七条の四（事業の許可）の送電事業の許可又は同法第二十七条の七の三第一項（振替供給の相手方の変更）の変更の許可（同法第二十七条の七第二項第五号（許可証）に掲げる振替供給の相手方である一般送配電事業者又は配電事業者の増加に係るものに限る。）</p> <p>(六) 電気事業法第二十七条の十二の二（事業の許可）の配電事業の許可又は同法第二十七条の十二の七第一項（供給区域の変更）の変更の許可（同法第二十七条の十二の五第二項第五号（許可証）に掲げる供給区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。）に限る。）</p> <p>(七) 電気事業法第二十七条の</p>	<p>(略)</p> <p>許可件数</p>	<p>(略)</p> <p>一件につき 十五万円</p>
--	------------------------	----------------------------------

<p>(一) (四) (略)</p> <p>(五) 電気事業法第二十七条の四（事業の許可）の送電事業の許可又は同法第二十七条の十二（準用）において読み替えて準用する同法第八条第一項の変更の許可（同法第二十七条の七第二項第五号（許可証）に掲げる振替供給の相手方たる一般送配電事業者の増加に係るものに限る。）</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>許可件数</p>	<p>(略)</p> <p>一件につき 十五万円</p>
--	------------------------	----------------------------------

百五く百六十 (略)	十二の十三(準用)において準用する同法第二十四条第一項の供給区域外の供給の許可		一万五千元
	(八) (略)	(略)	(略)
	(九) 電気事業法第二十七条の三十三第一項(特定供給)の電気を供給する事業の許可	許可件数	一件につき 一万五千元
(十) 電気事業法第三十七条の四(認定電気使用者情報利用者等協会の認定) 電気使用者情報利用者等協会の認定	認定件数	一件につき 十五万円	
(四)・(五) (略)	(略)	(略)	

百五く百六十 (略)	(六) (略)	(略)	(略)
	(七) 電気事業法第二十七条の三十第一項(特定供給)の電気を供給する事業の許可	許可件数	一件につき 一万五千元
	(新設)		
(八)・(九) (略)	(略)	(略)	

改正案	現行
<p>（課税目的及び課税物件）</p> <p>第一条 原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるため、一般送配電事業者等の販売電気には、この法律により、電源開発促進税を課する。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一般送配電事業者等 電気事業法（昭和三十九年法律第七十七号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業及び同項第十一号の二（定義）に規定する配電事業をいう。</p> <p>二 一般送配電事業者等 電気事業法第二条第一項第九号（定義）に規定する一般送配電事業者及び同項第十一号の三（定義）に規定する配電事業者をいい、一般送配電事業者以外の電気事業（同項第十六号（定義）に規定する電気事業をいう。次号イ及び第十一号第二項において同じ。）を併せ営むものを含むものとする。</p> <p>三 販売電気 次に掲げる電気をいう。</p>	<p>（課税目的及び課税物件）</p> <p>第一条 原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるため、一般送配電事業者の販売電気には、この法律により、電源開発促進税を課する。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一般送配電事業 電気事業法（昭和三十九年法律第七十七号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業をいう。</p> <p>二 一般送配電事業者 電気事業法第二条第一項第九号（定義）に規定する一般送配電事業者をいい、一般送配電事業者以外の電気事業（同項第十六号（定義）に規定する電気事業をいう。次号イ及び第十一号第二項において同じ。）を併せ営むものを含むものとする。</p> <p>三 販売電気 次に掲げる電気をいう。</p>

イ 一般送配電事業者等が一般送配電事業等、小売電気事業（電気事業法第二条第一項第二号（定義）に規定する小売電気事業をいう。）又は特定送配電事業（同項第十二号（定義）に規定する特定送配電事業をいい、同号に規定する小売供給を行う事業以外の事業を除く。イにおいて同じ。）として供給した電気（他の一般送配電事業者等に当該他の一般送配電事業者等が営む電気事業（当該他の一般送配電事業者等の供給区域以外の地域において当該一般送配電事業者等が維持し、及び運用する一般送配電事業者等の用に供する電線路により電気の供給を受けて営む特定送配電事業を除く。）の用に供するための電気として供給したもの、当該一般送配電事業者等の供給区域以外の地域において当該一般送配電事業者等が維持し、及び運用する一般送配電事業等の用に供する電線路を介することなく特定送配電事業として供給したもの、同項第七号（定義）に規定する電力量調整供給を行ったもの並びに同項第四号（定義）に規定する振替供給を行ったものを除く。）

ロ 一般送配電事業者等が自ら使用した電気（発電のために直接使用したものを除く。第七条第一項第二号において同じ。）

（納税義務者）

第三条 一般送配電事業者等は、その販売電気につき、電源開発促進税を納める義務がある。

（納税地）

イ 一般送配電事業者が一般送配電事業、小売電気事業（電気事業法第二条第一項第二号（定義）に規定する小売電気事業をいう。）又は特定送配電事業（同項第十二号（定義）に規定する特定送配電事業をいい、同号に規定する小売供給を行う事業以外の事業を除く。イにおいて同じ。）として供給した電気（他の一般送配電事業者に当該他の一般送配電事業者が営む電気事業（当該他の一般送配電事業者の供給区域以外の地域において当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する一般送配電事業者の用に供する電線路により電気の供給を受けて営む特定送配電事業を除く。）の用に供するための電気として供給したもの、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する一般送配電事業の用に供する電線路を介することなく特定送配電事業として供給したもの、同項第七号（定義）に規定する電力量調整供給を行ったもの並びに同項第四号（定義）に規定する振替供給を行ったものを除く。）

ロ 一般送配電事業者が自ら使用した電気（発電のために直接使用したものを除く。第七条第一項第二号において同じ。）

（納税義務者）

第三条 一般送配電事業者は、その販売電気につき、電源開発促進税を納める義務がある。

（納税地）

第四条 電源開発促進税の納税地は、当該一般送配電事業者等の住所とする。

(課税標準)

第五条 電源開発促進税の課税標準は、一般送配電事業者等の販売電気の電力量とする。

2 一般送配電事業者等の販売電気でその料金が定額をもつて定められているものについての前項の販売電気の電力量の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(課税標準及び税額の申告)

第七条 一般送配電事業者等は、毎月、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 (略)

二 その月中において一般送配電事業者等が自ら使用した電気の電力量

三 五 (略)

2 (略)

(電源開発促進税の期限内申告による納付)

第八条 前条第一項の規定による申告書を提出した一般送配電事業者等は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する電源開発促進税を、国に納付しなければならない。

第四条 電源開発促進税の納税地は、当該一般送配電事業者の住所とする。

(課税標準)

第五条 電源開発促進税の課税標準は、一般送配電事業者の販売電気の電力量とする。

2 一般送配電事業者の販売電気でその料金が定額をもつて定められているものについての前項の販売電気の電力量の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(課税標準及び税額の申告)

第七条 一般送配電事業者は、毎月、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 (略)

二 その月中において一般送配電事業者が自ら使用した電気の電力量

三 五 (略)

2 (略)

(電源開発促進税の期限内申告による納付)

第八条 前条第一項の規定による申告書を提出した一般送配電事業者等は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する電源開発促進税を、国に納付しなければならない。

(一般送配電事業等の開廃等の届出)

第九条 一般送配電事業等を開始し、廃止し、若しくは休止しようとする者又は当該一般送配電事業等の許可を取り消された者は、政令で定めるところにより、その旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

2 電気事業法第十一条(承継) (同法第二十七条の十二の十三(準用)において準用する場合を含む。第十一条第一項において同じ。)

の規定により一般送配電事業者等についてその地位の承継があつた場合(一般送配電事業者等の全部の譲渡し又は分割によりその地位の承継があつた場合を除く。第十一条第一項において同じ。)

において、当該地位を承継した者は、政令で定めるところにより、当該地位を承継した日から一月以内に、その旨を書面により、納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。この場合において、当該期間内にその届出がされたときは、当該地位を承継した日において、前項の規定による届出があつたものとみなす。

(記帳義務)

第十条 一般送配電事業者等は、政令で定めるところにより、その販売電気の電力量、納付すべき税額その他これらに関する事項を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務の承継等)

第十一条 電気事業法第十一条(承継)の規定により一般送配電事業者等についてその地位の承継があつた場合においては、当該地位を承継した者は、当該一般送配電事業者等の次に掲げる

(一般送配電事業の開廃等の届出)

第九条 一般送配電事業を開始し、廃止し、若しくは休止しようとする者又は当該一般送配電事業の許可を取り消された者は、政令で定めるところにより、その旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

2 電気事業法第十一条(承継)の規定により一般送配電事業者

についてその地位の承継があつた場合(一般送配電事業者の全部の譲渡し又は分割によりその地位の承継があつた場合を除く。第十一条第一項において同じ。)

において、当該地位を承継した者は、政令で定めるところにより、当該地位を承継した日から一月以内に、その旨を書面により、納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。この場合において、当該期間内にその届出がされたときは、当該地位を承継した日において、前項の規定による届出があつたものとみなす。

(記帳義務)

第十条 一般送配電事業者は、政令で定めるところにより、その販売電気の電力量、納付すべき税額その他これらに関する事項を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務の承継等)

第十一条 電気事業法第十一条(承継)の規定により一般送配電事業者等についてその地位の承継があつた場合においては、当該地位を承継した者は、当該一般送配電事業者の次に掲げる義務

義務を承継する。

一・二 (略)

2

一般送配電事業者等が営む電気事業の譲渡しがあり、又は一般送配電事業者等について分割があつた場合において、事業承継法人等（当該電気事業を譲り受けた者若しくは当該分割により電気事業を承継した法人又は当該譲渡し若しくは分割の後も引き続き電気事業を営む者をいう。）が一般送配電事業者等でないときは、当該譲渡し又は分割に係る販売電気については、当該事業承継法人等を一般送配電事業者等とみなす。

を承継する。

一・二 (略)

2

一般送配電事業者が営む電気事業の譲渡しがあり、又は一般送配電事業者について分割があつた場合において、事業承継法人等（当該電気事業を譲り受けた者若しくは当該分割により電気事業を承継した法人又は当該譲渡し若しくは分割の後も引き続き電気事業を営む者をいう。）が一般送配電事業者でないときは、当該譲渡し又は分割に係る販売電気については、当該事業承継法人等を一般送配電事業者とみなす。

改正案	現行
<p>（計画の作成及び公表） 第二百五十五条 電気事業者（電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいい、経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。次項において同じ。）は、基本方針の定めるところに留意して、次に掲げる措置その他の電気を使用する者による電気の需要の平準化に資する取組の効果的かつ効率的な実施に資するための措置の実施に関する計画を作成しなければならぬ。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>（計画の作成及び公表） 第二百五十五条 電気事業者（電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいい、経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。次項において同じ。）は、基本方針の定めるところに留意して、次に掲げる措置その他の電気を使用する者による電気の需要の平準化に資する取組の効果的かつ効率的な実施に資するための措置の実施に関する計画を作成しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p>

改正案	現行
<p>（無電柱化推進計画） 第七条（略） 2・3（略） 4 国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者（次条第三項において「関係電気事業者」という。）並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者（次条第三項において「関係電気通信事業者」という。）（道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）の意見を聴かなければならない。</p>	<p>（無電柱化推進計画） 第七条（略） 2・3（略） 4 国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者（次条第三項において「関係電気事業者」という。）並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者（次条第三項において「関係電気通信事業者」という。）（道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）の意見を聴かなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（電線共同溝を整備すべき道路の指定）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会、市町村（当該指定に係る道路の道路管理者が市町村である場合の当該市町村及び次項の規定による要請をした市町村を除く。）、当該道路の沿道がその供給区域又は供給地点に該当する電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者又は同項第十三号に規定する特定送配電事業者及び当該道路の沿道がその業務区域に該当する電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者（政令で定める者を除く。）の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（電線共同溝整備道路における道路占用の許可等の制限）</p> <p>第九条 道路管理者は、第三条第一項の規定による指定をした場合においては、当該指定に係る電線共同溝整備道路の地上における電線及びこれを支持する電柱による占用に関し、道路法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可をし、又は同法第三十五条の規定による協議を成立させてはならない。ただ</p>	<p>（電線共同溝を整備すべき道路の指定）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会、市町村（当該指定に係る道路の道路管理者が市町村である場合の当該市町村及び次項の規定による要請をした市町村を除く。）、当該道路の沿道がその供給区域又は供給地点に該当する電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者又は同項第十三号に規定する特定送配電事業者及び当該道路の沿道がその業務区域に該当する電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者（政令で定める者を除く。）の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（電線共同溝整備道路における道路占用の許可等の制限）</p> <p>第九条 道路管理者は、第三条第一項の規定による指定をした場合においては、当該指定に係る電線共同溝整備道路の地上における電線及びこれを支持する電柱による占用に関し、道路法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可をし、又は同法第三十五条の規定による協議を成立させてはならない。ただ</p>

し、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 電気事業法又は電気通信事業法の規定に基づき、電線（電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、同項第十一号の二に規定する配電事業、同項第十二号に規定する特定送配電事業又は同項第十四号に規定する発電事業の用に供するもの）に、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を設置しようとする者が、当該電線を当該道路の地下に埋設することが当該道路の構造等に照らし困難であることその他当該道路の地上において当該電線又はこれを支持する電柱による占用を行うことについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該電線又は電柱を設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

四 (略)

し、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 電気事業法又は電気通信事業法の規定に基づき、電線（電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、同項第十二号に規定する特定送配電事業又は同項第十四号に規定する発電事業の用に供するもの）に、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を設置しようとする者が、当該電線を当該道路の地下に埋設することが当該道路の構造等に照らし困難であることその他当該道路の地上において当該電線又はこれを支持する電柱による占用を行うことについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該電線又は電柱を設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

四 (略)

○経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（附則第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（調達価格等算定委員会）</p> <p>第二十条 調達価格等算定委員会については、再生可能エネルギー ―電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第 百八号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>（調達価格等算定委員会）</p> <p>第二十条 調達価格等算定委員会については、電気事業者による 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十 三年法律第百八号。これに基づく命令を含む。）の定めるところ による。</p>

改正案	現行
<p>（対象事業）</p> <p>第四条 この法律による特別の措置は、次に掲げる事業について講じられるものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物に関する事業</p> <p>九〇十三（略）</p> <p>（使用の認可に関する処分を行う機関）</p> <p>第十一条 事業が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、国土交通大臣が使用の認可に関する処分を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 一の都道府県の区域を越え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 電気事業法による一般送配電事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、送電事業（供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、配電事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、特定送配電事業（供給地点が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）</p>	<p>（対象事業）</p> <p>第四条 この法律による特別の措置は、次に掲げる事業について講じられるものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物に関する事業</p> <p>九〇十三（略）</p> <p>（使用の認可に関する処分を行う機関）</p> <p>第十一条 事業が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、国土交通大臣が使用の認可に関する処分を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 一の都道府県の区域を越え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 電気事業法による一般送配電事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、送電事業（供給の相手方たる一般送配電事業者の供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、特定送配電事業（供給地点が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）又は発電事業（当該事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続</p>

2
四 (略)
二 (略)
どまるものを除く。)又は発電事業(当該事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)の用に供する電気工作物に関する事業

2
四 (略)
二 (略)
する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)の用に供する電気工作物に関する事業

改正案	現行
<p>（地熱資源開発事業に係る許認可等の特例） 第六十九条 第六十七条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法第二条の六第四項、第九条第二項（同法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。次項第五号及び次条第三項において同じ。）、第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十七第三項若しくは第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項</p> <p>六（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（地熱資源開発事業に係る許認可等の特例） 第六十九条 第六十七条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十七第三項若しくは第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項</p> <p>六（略）</p> <p>2（略）</p>

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）（附則第二十八条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 第六条の規定 令和四年四月一日</p> <p>八（略）</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 第六条の規定 平成三十四年四月一日</p> <p>八（略）</p>

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）（附則第二十九条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（特定契約に関する経過措置）</p> <p>第三条 この法律の施行の際現に締結されている第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「旧法」という。）第四条第一項の特定契約（以下「旧特定契約」という。）は、その契約の期間が終了するまでの間は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項の特定契約（以下「新特定契約」という。）とみなす。</p> <p>2 前項の規定により新特定契約とみなされる旧特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達する旧法第二条第一項に規定する電気事業者（以下「旧電気事業者」という。）は、その契約の期間が終了するまでの間は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第四項に規定する電気事業者である同項に規定する一般送配電事業者とみなして、同法第十五条の二から第十五条の四まで、第三十二条第二項及び第五項、第三十五条第二項、第四十条第二項（第三号に係る部分に限る。）、第五十二条第一項、第四項及び第五項、第六十一条（第二号を除く。）並びに第六十三条の規定を適用する。この場合において、同法第十五条の三中「から第四号までに掲げる</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（特定契約に関する経過措置）</p> <p>第三条 この法律の施行の際現に締結されている第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「旧法」という。）第四条第一項の特定契約（以下「旧特定契約」という。）は、その契約の期間が終了するまでの間は、第二条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「新法」という。）第二条第五項の特定契約（以下「新特定契約」という。）とみなす。</p> <p>2 前項の規定により新特定契約とみなされる旧特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達する旧法第二条第一項に規定する電気事業者（以下「旧電気事業者」という。）は、その契約の期間が終了するまでの間は、新法第二条第一項に規定する電気事業者である同項に規定する一般送配電事業者とみなして、新法第二十八条、第二十九条第一号及び第二号、第三十条、第三十二条第二項及び第四項、第三十五条第二項、第五十五条第二項第二号、第五十六条第二項第三号、第七十六条第一項、第五項及び第六項、第八十五条第一号、第三号及び第四号並びに第八十七条の規定を適用する。この場合において、新法第二十九条中「から第四号までに掲げる額の合計額」とあるのは、</p>

額の合計額」とあるのは、「に掲げる額」とする。

「に掲げる額」とする。

○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）（附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「海洋再生可能エネルギー」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八八号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法」という。）<u>第二条第三項に規定する再生可能エネルギー源のうち、海域における風力その他の海域において電気のエネルギー源として利用することができるものとして政令で定めるものをいう。</u></p> <p>4 この法律において「海洋再生可能エネルギー発電事業」とは、自らが維持し、及び運用する海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した海洋再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の二第一項に規定する市場取引等により供給し、又は再生可能エネルギー電気特別措置法第二条第五項に規定する特定契約により電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいう。第八条第一項第四号において同じ。）に対し供給する事業をいう。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「海洋再生可能エネルギー」とは、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八八号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法」という。）</u>第二条第四項に規定する再生可能エネルギー源のうち、海域における風力その他の海域において電気のエネルギー源として利用することができるものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>4 この法律において「海洋再生可能エネルギー発電事業」とは、自らが維持し、及び運用する海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した海洋再生可能エネルギー電気を電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいう。第八条第一項第四号において同じ。）に対し供給する事業をいう。</p> <p>5 (略)</p>

第二節 公募占用計画の認定等

(海洋再生可能エネルギー発電設備の公募占用指針等)

第十三条 (略)

- 2 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 公募の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等(第九号において単に「交付対象区分等」という。)又は再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等(同号において単に「特定調達対象区分等」という。)

二〇七 (略)

- 八 公募に基づく再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の三第一項に規定する基準価格(第十六条において単に「基準価格」という。)又は再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第二項に規定する調達価格(第十六条において単に「調達価格」という。)の額の決定の方法

- 九 公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象区分等に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の三第一項に規定する交付期間(第十六条において単に「交付期間」という。)又は再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第二項に規定する調達期間(第十六条において単に「調達期間」という。)

十〇十六 (略)

第二節 公募占用計画の認定等

(海洋再生可能エネルギー発電設備の公募占用指針等)

第十三条 (略)

- 2 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 公募の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等(第九号及び第四項において「対象発電設備区分等」という。)

二〇七 (略)

- 八 公募に基づく再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第一項に規定する調達価格(第十六条において単に「調達価格」という。)の額の決定の方法

- 九 対象発電設備区分等に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第一項に規定する調達期間(第十六条において単に「調達期間」という。)

十〇十六 (略)

3 (略)

4 経済産業大臣は、第二項第一号又は第四号から第十号までに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

5～7 (略)

8 第一項の場合における再生可能エネルギー電気特別措置法の規定の適用については、再生可能エネルギー電気特別措置法第二條の三第一項中「したものとあるのは「したものと及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「促進法」という。）第十三条第一項に規定する公募占用指針において定められたもの」と、再生可能エネルギー電気特別措置法第二條第二項中「したものとあるのは「したものと及び促進法第十三条第一項に規定する公募占用指針において定められたもの」と、再生可能エネルギー電気特別措置法第九條第四項第五号中「又は特定調達対象区分等」とあるのは「若しくは特定調達対象区分等又は促進法第十三条第一項に規定する公募占用指針において定められた交付対象区分等若しくは特定調達対象区分等」と、同号イ中「又は同條第四項第八号」とあるのは「若しくは同條第四項第八号又は促進法第十三條第二項第十号」と、同号ロ中「こと」とあるのは「こと又は申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が促進法第十四條第一項に規定する公募占用計画と整合的であること」と、同号ハ中「第七條第七項」とあるのは「第七條第七項又は促進法第十五條第六項」と、再生可能エ

3 (略)

4 経済産業大臣は、対象発電設備区分等又は第二項第四号から第十号までに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

5～7 (略)

8 第一項の場合における再生可能エネルギー電気特別措置法の規定の適用については、再生可能エネルギー電気特別措置法第三條第一項中「したものとあるのは「したものと及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「促進法」という。）第十三条第一項に規定する公募占用指針において定められたもの」と、再生可能エネルギー電気特別措置法第九條第三項第五号中「再生可能エネルギー発電設備の区分等」とあるのは「再生可能エネルギー発電設備の区分等又は促進法第十三條第一項に規定する公募占用指針において定められた同條第二項第一号に規定する対象発電設備区分等」と、同号イ中「第五條第二項第八号」とあるのは「第五條第二項第八号又は促進法第十三條第二項第十号」と、同号ロ中「こと」とあるのは「こと又は申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が促進法第十四條第一項に規定する公募占用計画と整合的であること」と、同号ハ中「第七條第七項」とあるのは「第七條第七項又は促進法第十五條第六項」と、再生可能エネルギー電気特別措置法第六十七條第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は促進法」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

エネルギー電気特別措置法第四十三条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は促進法」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(公募占用計画の提出)

第十四条 (略)

2 公募占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一 三 (略)

四 設置しようとする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第二条の二第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等

五 五十五 (略)

3・4 (略)

(選定事業者における基準価格及び交付期間又は調達価格及び調達期間)

第十六条 経済産業大臣は、公募占用指針に従い、公募の結果を踏まえ、選定事業者における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る基準価格及び交付期間又は調達価格及び調達期間を定め、これを告示しなければならない。この場合においては、再生可能エネルギー電気特別措置法第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

(公募占用計画の提出)

第十四条 (略)

2 公募占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一 三 (略)

四 設置しようとする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等

五 五十五 (略)

3・4 (略)

(選定事業者における調達価格及び調達期間)

第十六条 経済産業大臣は、公募占用指針に従い、公募の結果を踏まえ、選定事業者における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格及び調達期間を定め、これを告示しなければならない。この場合においては、再生可能エネルギー電気特別措置法第八条第二項の規定を準用する。